

平成 27 年 11 月 13 日

資料集
「国会法の系譜」
—議院法の継承と GHQ の影響—

目 次

- 議院法第一次草案（明治 20 年 3 月）
議院法試草（明治 20 年 5 月 23 日）
最初原本（明治 20 年 12 月 9 日）
議院法委員会議原案（明治 21 年 4 月 26 日）
議院法委員會議第一次修正案（明治 21 年 7 月）
議院法委員會議第二次修正案（明治 21 年 8 月下旬）
議院法樞密院會議諮詢案（明治 21 年 8 月末）
議院法樞密院第一審會議議決案（明治 21 年 10 月 31 日）
議院法樞密院再審會議議決案（明治 22 年 1 月 17 日）
議院法（明治 22 年 2 月 11 日公布）
- 議院法の改正に関する研究項目〔7 月 8 日〕
新憲法ニ基キ議院法ニ規定ヲ要スル事項 議院法規調査委員会（昭和 21 年 7 月 8 日）
議院法改正の項目〔改訂版〕 臨時法制調査会第二部会（昭和 21 年 8 月 13 日）
新憲法ニ基キ国会法ニ規定スル事項 議院法規調査委員会（昭和 21 年 8 月 30 日）
- 国会法第一次草案（昭和 21 年 10 月 31 日）
J・ウィリアムズの第一次指示（昭和 21 年 11 月 4 日）
J・ウィリアムズの第一次指示（原文）（昭和 21 年 11 月 4 日）
国会法第二次草案（昭和 21 年 11 月 21 日）
J・ウィリアムズの第二次指示（昭和 21 年 11 月 22 日）
国会法第三次草案（昭和 21 年 12 月 4 日）
J・ウィリアムズの第三次指示（昭和 21 年 12 月 6 日）
国会法第四次草案（昭和 21 年 12 月 9 日）
J・ウィリアムズの第四次指示（昭和 21 年 12 月 14 日）
国会法第五次草案（昭和 21 年 12 月 16 日）
國會法案貴族院修正案（昭和 22 年 3 月 18 日）
国会法（昭和二十二年四月三十日法律第七十九号）

駒 崎 義 弘（132-820934-2）
放送大学大学院 文化科学研究科
社会経営科学プログラム
研究指導責任者 御 厨 貴 教 授

2015 年 12 月

議院法第一草案（明治 20 年 3 月）

此議院法ハ巴威爾^{パウエル}ノ方法ニ依リ憲法ノ外ニ特ニ議院法ヲ制定シ兩議院ニ通シテ其準行スヘキ規程ヲ示ス者ナリ此ノ議院法ニ從ヒ更ニ詳細ノ節目ヲ定メ及議事ノ規則ヲ定ムルハ議院自己ノ権限内ニ在リ 井上

議院法 目次

一 議院組織及開會 二 議長職務議院警察及經費 三 議員年俸 四 會議 五 內閣大臣及委員 六 兩院關係 七 政府質問 八 議場紀律 九 官衙及人民及府縣會ノ關係 十 退職除名 十一 議案奏上閉會 十二 總則

第一章 議院組織

第 條 代議院ニ於テ議員ノ多數集合シタルトキハ直チニ議事章程ニ於テ定メタル方式ニ依リ假議長ヲ定メ及資格檢査委員ヲ定メ各員ノ証狀選舉ノ資格ヲ檢査スヘシ各院ハ自定メタル規則ニ依リ議員ノ撰擧ヲ不當トナシタル異議ヲ審判ス政府ハ其異議ヲ起シ及異議ノ討議ニ與カルコトヲ得撰擧人ハ其撰擧區内ニ於テ當撰ノ代議士ニ對シ異議ヲ起スコトヲ得

第 條 議院ニ於テ開會ノ日ヨリ十日ヲ經過シタル後ニ生シタル撰擧ノ異議ハ之ヲ受理セズ

開會中補欠員ノ撰擧ニ對シテ議院ニ於テ選舉ノ結果ヲ確定シタル後ニ生シタル異議ハ前ニ全シ

第 條 被撰ノ議員ハ其撰擧ノ無効ナルコトヲ證明セラルハニ至ル迄議院ニ於テ着席及發言ノ權ヲ失ハズ

第 條 一ノ議院ニ於テ憲法ニ定メタル議員ノ多數ヲ異議ナク認定シタルトキハ次ニ議長副議長及書記官ヲ撰任シ必要ニ從ヒ部局ヲ分チ委員ヲ設置シ而シテ後政府及他ノ議院ニ向テ其成立ヲ報告スヘシ

第 條 兩院成立シタル後議院ノ開會ノ日ヲ定メ兩議院ノ合會ニ於テ天皇親臨シ又ハ勅使ヨリ詔命ヲ宣フヘシ

第二章 議長職務議院警察及經費

第 條 代議院ハ議員中ヨリ議長一員副議長二員ヲ公選ス

代議院議長副議長ノ任期ハ其會期ニ限ル

第 條 各院ノ議長ハ議事ヲ整理シ及開閉シ外ニ對シ各院ヲ代表スルノ職務ニ任ス議長ハ随意ニ各部又ハ各委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得

第 條 各院ノ議長ハ書記官會計官及其它ノ必要ナル官職ヲ任ス

第 條 各院開場中議院内警察ノ權ハ各院ニ屬シ各院ノ名ヲ以テ議事章程ニ循ヒ議長之ヲ行フ

政府ハ兩院ノ需要ニ應シ警察吏員及巡查ヲ派シ各議長ノ指揮ニ任スヘシ

第 條 各院ノ經費ハ國庫ノ負擔トス政府ハ兩院議長ノ請求ニ依リ必要ノ金額ヲ交付ス可シ議會ノ終リニハ議長ヨリ精算ヲ政府ニ報告ス可シ

第三章 議員年俸

第 條 代議院議員ハ年俸 圓ヲ受ク

議員ハ年俸ヲ辞スルコトヲ得ズ

第 條 元老院ノ撰擧議員ノ年俸ハ元老院組織法ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第 條 代議院議長ハ年俸 圓副議長ハ年俸 圓ヲ受ク

第 條 兩院議員ノ東京ノ外十里以上ノ地ニ居住スル者ハ往復ノ旅費ヲ受クルコト行政官勅任（又ハ奏任）ノ例ニ依ル

第四章 會 議

- 第 條 兩議院ハ登場ノ議員總員ノ三分ノ一以上ニ滿タサルトキハ議事ヲ開クコトヲ得ズ
第 條 議事ハ出席議員ノ過半数ニ依リテ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
第 條 兩院會期中ハ勅許ヲ得スシテ休會三日ヲ越ルコトヲ得ズ
第 條 兩院ニ於テ内閣下附ノ議案ヲ議定セサル間ハ他事ヲ議スルコトヲ得ス但他ノ議事
緊急ノ場合ニ於テ内閣大臣又ハ委員ノ許諾ヲ得ルトキハ此限ニ在ラズ

第五章 内閣大臣及委員

- 第 條 大臣又ハ内閣委員ヨリ發言ヲ為サント求ムルトキハ議事日程ニ拘ラズシテ之ヲ發
言セシムベシ
但議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ズ
第 條 大臣及内閣委員ハ議長ヨリ討論ノ結局ヲ宣告シタルノ後ニ仍發言スルノ權ヲ有ス
第 條 兩院ニ於テ議案ヲ委員ニ附シ又ハ修正委員ニ付シタルトキハ内閣大臣及委員ハ其
必要ニ從ヒ何時タリトモ兩院委員會議ニ參席シ意見ヲ述ルコトヲ得但シ可否ノ數ニ預
ラズ
兩院委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其主任ノ大臣及内閣委員ニ報知スヘシ
第 條 大臣及内閣委員ハ法律議案ニ付キ修正及重修正ノ動議ヲ發スルヲ得ルコト議員ニ
同シ
第 條 議事日程及報告書ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ内閣大臣及主任ノ委員ニ交附ス
可シ

第六章 兩院關係

- 第 條 内閣ヨリ議案ヲ下附スルニハ兩院ノ中先ツ何レノ院ニ下附スルモ便宜ニ依ル
第 條 兩院修正ノ議合ハザルトキハ兩院ヨリ委員ヲ派シ叶議シテ案ヲ成スノ後更ニ各院
ノ會議ヲ經ヘシ
第 條 兩院事務ノ關係ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ規定ス可シ

第七章 政府質問

- 第 條 議員ヨリ政府ニ對シ質問ヲナシ説明ヲ求メント欲スルトキハ議員三十名以上連署
シタル書面ヲ以テ簡略ニ其主意ヲ述ヘ議長ニ呈出スヘシ
第 條 其書面ハ之ヲ會議ニ付シ議院ノ贊成ヲ得タルトキハ議長ヨリ之ヲ内閣ニ廻付シ内
閣ハ直ニ答辨ヲナスヘク又ハ答辨ヲナスヘキ日ヲ定メ又ハ答辨ヲ為サルノ理由ヲ明
示スヘシ
第 條 内閣大臣又ハ委員ニ於テ答辨シタル時ハ其事件ニ付議場ニ於テ討論スルコトヲ許
サス若シ議員其答辨ニ満足セサルトキハ更ニ建議ヲ為スコトヲ得可シ

第八章 議場紀律

- 第 條 議長ハ此法律又ハ議事章程ニ違フ所ノ議員ヲ警戒シ又ハ制止シ其命ニ抵抗スルモ
ノアルトキハ發言ヲ禁シ又ハ議場外ニ退出セシムルノ權務アリ但シ其議員ハ當場ニ於
テ議院ニ訴フルコトヲ得
第 條 議場騷擾ナル時ハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得
第 條 議長ハ議場ノ靜謐ヲ保持シ傍聽人ノ會議ノ妨害ヲ為ス者ヲ退場セシメ又ハ之ヲ當
該官廳ニ引渡シ事宜ニ依リ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得可シ
第 條 議場ニ出席シタル内閣大臣及委員及各議員ハ議員又ハ傍聽人ノ紀律ヲ乱ル者アル
トキ議長ノ注意ヲ喚起シ及之ヲ制止スルコトヲ求ムルコトヲ得
第 條 議員ハ會議ニ方リ言論ノ自由ヲ有ス但シ他院又ハ他人ノ誹毀ニ渉ルコトヲ許サス
議場ニ於テ叵慮ヲ引稱スルコトヲ禁ス

第九章 官衙及人民及府縣會ノ關係

- 第 條 兩議院ハ政府ノ承諾ヲ得ズシテ全國又ハ一部ノ人民ニ向テ公告ヲ發スルコトヲ得

ズ

第 條 兩議院ハ事務ヲ審査スル為ニ各省ニ向テ必要ナル當該事件ノ報告又ハ證憑文書ノ抄出ヲ求ムルコトヲ得各省ノ外他ノ官衙ニ向テハ直接ニ往復スルコトヲ得ズ

兩議院ハ直接ニ人民ヲ召喚スルコトヲ得ズ

第 條 兩議院ハ府縣會ト往復スルコトヲ得ズ

第 條 國民ヨリ文書ヲ以テ其上願ヲ兩議院ニ呈出シタルトキハ議員十五名以上ノ同意ノ紹介ヲ得テ始メテ議事ニ付スルコトヲ得ヘシ

各議院ニ於テ上願ヲ採用スルコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ付シ其上願書ヲ天皇ニ上奏シ及主務大臣ノ辨明ヲ求ムルコトヲ得

第 條 兩議院ハ人民ノ訴ヲ受クルコトヲ得ズ

兩議院ハ上願者自ラ出頭スル者ヲ受ルコトヲ得ズ

第十章 退職除名

第 條 代議士ハ其議院ノ許可ヲ得テ退院スルコトヲ得可シ

第 條 何等ノ原因ニ拘ラズ代議院議員ニ欠位ヲ生シタル時ハ新ニ撰擧ヲ行ハシムルカ為ニ議長ヨリ其由ヲ内務大臣ニ通知スベシ

第 條 兩議院議員中故ナク招集ニ應セズ又ハ罪ヲ犯シ紀律ヲ犯シ議員タルノ資格ヲ妨クル者アルトキハ登場議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ元老院ニ於テハ開會ノ間辭職ト見做シ代議院ニ於テハ退職者トナスベシ

第 條 議長ヨリ三次ノ招狀ヲ受ケタルニ當然ノ理由ナクシテ欠席スル議員ハ元老院ニ於テハ開會ノ間辭職ト見做シ代議院ニ於テハ退職者トナス可シ

第十一章 議案奏上及閉會

第 條 兩院ニ於テ議案ヲ議決シタルトキハ各院ノ議長ヨリ天皇ニ奏上スル為ニ之ヲ内閣ニ致スヘシ

第 條 議案建議及請願ハ其會期ノ經過シタル時ハ議決ニ至ラサル者モ既ニ結了シタル者ト見做スベシ

第十二章 總 則

各院ハ此ノ法律ニ定メタル條則ヲ遵守シ憲法 第 條ニ依リ其ノ職務ヲ行フ為ニ議事章程及諸般ノ規則ヲ定ムヘシ

第 條 各院議事章程及其他ノ規則ハ上裁ヲ經テ之ヲ施行スベシ

(出典：稲田正次『明治憲法成立史 上卷』1020-1025頁)

議院法試草 (明治 20 年 5 月 23 日)

第一章 議院組織

第一條 代議院議員ハ天皇召集ノ上諭ニ於テ指示シタル期日ニ於テ會堂ニ集會シ直チニ假議長ヲ撰定スヘシ

各員ハ假議長ノ指揮ニ依リ各其當撰證狀ヲ書記局ニ交付スヘシ

第二條 代議院ハ各議員ノ當撰證狀ヲ檢査スル為ニ抽籤法ヲ用ヒ十部ノ分局ヲ定メ并ニ抽籤法ヲ用ヒ當撰證狀ヲ各部ニ分配スヘシ

若議員其屬スル所ノ分局ニ於テ自己ノ證狀ヲ檢査スル場合ニ當テハ其檢査會議ニ豫ラス
第三條 各局ニ於テ假議長ヲ指定シタル時日迄ニ異議ナク各員ノ資格檢査ヲ終リタルトキハ其文書目錄ヲ假議長ニ進ムヘシ假議長ハ其文書目錄ヲ各議員ニ配布シ議院總會ヲ以テ其認否ヲ決スヘシ

第四條 被撰ノ議員ハ其撰擧ノ無効ナルコトヲ證明セラル、ニ至ル迄議院ニ於テ着席及發言ノ權ヲ失ハス

議院ニ於テ撰擧ノ有効ヲ認定シタル後ハ何等ノ異議モ之ヲ採用スルコトナシ

第五條 若各局ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ議院ハ別ニ資格検査委員ヲ設ケ時日ヲ期定シ之ヲ検査セシメ其報告ヲ得議院總會ヲ以テ之ヲ議決スヘシ

第六條 裁判所ニ於テ當撰ノ争訟ヲ判決シ已ニ確定裁判ヲ經タル者ハ議院ニ於テ之ヲ検査スルヲ要セス

第七條 議院ニ於テノ議員ノ撰擧不當ト認メタルトキハ内務大臣ニ通牒シテ新ニ補闕ノ撰擧ヲ行ハシムヘシ

第八條 議院ニ於テ各議員ノ資格ヲ認定シ終リタルトキハ次ニ議長副議長及書記官ヲ撰任シ次ニ其必要ニ從ヒ部局ヲ分テ委員ヲ設置シ而シテ後政府及他ノ議院ニ向テ其成立ヲ報告スヘシ

憲法ニ定メタル議院ノ多數集會セサルトキハ議院ハ成立セサル者トス

第九條 兩院成立シタル後議院ノ開會ノ日ヲ定メ兩議院ノ合會ニ於テ天皇親臨シ又ハ勅使ヨリ詔命ヲ宣フヘシ

第二章 議長職務議院警察及經費

第十條 代議院ニ於テ公選スル所ノ議長ハ一員副議長ハ二員トス

代議院ハ又書記官會計官ヲ公選ス

第十一條 各議院ノ議長ハ議事ヲ整理シ及開閉シ外ニ對シ各議院ヲ代表スルノ職務ニ任ス議長ハ随意ニ各部又ハ各委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得

第十二條 兩院ノ議長ハ會期ノ暇時ニ於テモ猶兩院ノ事務ヲ終始スル為ニ之ヲ擔當スヘシ

第十三條 書記官會計官ノ外其他ノ必要ナル職員ハ議長之ヲ任ス

第十四條 議院開場中院內警察ノ權ハ各議院ニ屬シ各議院ノ名ヲ以テ其自定ムル議事規則ニ循ヒ議長之ヲ行フ

政府ハ議院ノ需要ニ應シ警察吏員及巡查ヲ派シ各議長ノ指揮ニ任スヘシ

第十五條 議院ノ經費ハ國庫ノ負担トス政府ハ兩院議長ノ請求ニ依リ必要ノ金額ヲ交附シ會期ノ終リニ議長ヨリ精算ヲ政府ニ報告スヘシ

第三章 議員年俸

第十六條 代議院議員ハ年俸 圓ヲ受ク

議員ハ年俸ヲ辞スルコトヲ得ズ

議長ハ年俸 圓副議長ハ 圓ヲ受ク

第十七條 兩院議員ノ東京ノ外十里以上ノ地ニ居住スル者ハ往復ノ旅費ヲ受ルコト行政官勅任(又ハ奏任)ノ例ニ依ル

第四章 會 議

第十八條 兩議院會期中ハ勅許ヲ得スシテ休會三日ヲ越ルコトヲ得ス

第十九條 兩議院ニ於テ内閣下付ノ議案ヲ議定セサル間ハ他事ヲ議スルコトヲ得ス但他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ内閣大臣又ハ委員ノ許諾ヲ得ルトキハ此限ニ在ラス

第五章 内閣大臣及委員

第二十條 内閣大臣又ハ委員ヨリ發言ヲ為サント求ムルトキハ議事日程ニ拘ラスシテ之ヲ發言セシムヘシ

但議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第二十一條 内閣大臣及委員ハ議長ヨリ討論ノ結局ヲ宣告シタルノ後ニ仍發言スルノ權ヲ有ス

第二十二條 兩議院ニ於テ議案ヲ委員ニ附シ又ハ修正委員ニ付シタルトキハ内閣大臣及委員ハ其必要ニ從ヒ何時タリトモ兩議院委員會議ニ參席シ意見ヲ述ルコトヲ得但シ可否ノ數ニ預ラス

- 兩議院委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其主任ノ内閣大臣及委員ニ報知スヘシ
- 第二十三條 内閣大臣及委員ハ法律議案ニ付キ修正及重修正ノ動議ヲ發スルヲ得ルコト議員ニ同シ
- 第二十四條 内閣委員ハ内閣總理大臣ヨリ下付シタル委任証狀ヲ議院ニ示明スヘシ
- 第二十五條 内閣大臣及委員ハ附属員ヲ帶行シテ一定ノ事件ニ付説明セシムルコトヲ得
- 第二十六條 議事日程及報告書ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ内閣大臣各員及主任ノ委員ニ交附ス可シ

第六章 兩院關係

- 第二十七條 内閣ヨリ議案ヲ下附スルハ兩院ノ中先ツ何レノ院ニ下附スルモ便宜ニ依ル但財政及歳入出豫算ニ関ル議案ハ先ツ代議院ニ下附ス
- 第二十八條 内閣下附ノ議案ハ甲議院ニ於テ可決シ又ハ修正シテ之ヲ議決シタルトキハ之ヲ乙議院ニ廻送スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ決議ニ依リ可決シタルトキハ之ヲ内閣ニ呈出スルト同時ニ其由ヲ甲議院ニ通知スヘシ
- 乙議院ニ於テ甲議院ノ決議ヲ修正シ又ハ甲議院ノ修正ノ議ニ同意セスシテ原案ニ依リ可決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ送還スヘシ甲議院ニ於テ其修正又ハ決議ニ同意セサルトキハ各々同數ノ委員ヲ選派シテ叶議會ヲ開キ之ヲ成案ヲ調製セシムヘシ委員ノ成案ハ初ニ原案ヲ議決シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ廻付スヘシ
- 叶議會ニ於テ調製シタル成案ニ向テハ修正ノ動議ヲナスコトヲ許サス
- 第二十九條 一議院ニ於テ議案ヲ否決シタル場合ニ於テ其他議院ヨリ廻送セル者ニ係ルトキハ之ヲ内閣ニ還致スルト同時ニ併セテ之ヲ他議院ニ通報スヘシ
- 第三十條 兩院叶議會ハ公聽ヲ許サス
- 第三十一條 兩院叶議會ヲ開クノ間ハ兩院ノ會議ヲ開カズ
- 第三十二條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ以テシ列席員過半數ノ同意ニ依ル
- 第三十三條 兩院協議會ノ議長ハ兩院議員ノ中ヨリ各々一名ヲ選派シ各會ニ更代シテ其席ニ當ラシムヘシ其最初會ニ於ケル議長ノ席ハ採鬮法ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三十四條 國會開場及閉場ノ式ニ於テ兩院ノ議員合會スルトキハ元老院議員ハ左ニ列シ代議院議員ハ右ニ列スヘシ此場合ニ於テ議長ヲ要スルトキハ元老院ノ議長其席ニ當ルヘシ

- 第三十五條 兩院交互ノ間ノ往復ハ各々議長ノ名ヲ以テス
- 第三十六條 兩院事務關係ノ節目ハ其協議ニ依リ之ヲ定ム

第七章 政府質問

- 第三十七條 議員ヨリ政府ニ對シ質問ヲナシ説明ヲ求メント欲スルトキハ議員三十名以上連署シタル簡略ナル主意書ヲ以テ議長ニ呈出スヘシ
- 第三十八條 政府ニ質問スル書面ハ別ニ主名議員ノ演說ヲ要セスシテ之ヲ會議ニ付シ議院ノ賛成ヲ得タルトキハ議長ヨリ之ヲ内閣ニ送付スヘシ内閣ハ直ニ答辨ヲ為シ又ハ答辨ヲ為スヘキ日ヲ定メ又ハ答辨ヲ為ササルノ理由ヲ示明スヘシ
- 第三十九條 内閣大臣又ハ委員ニ於テ答辨シタル時ハ其事件ニ付議場ニ於テ討論スルコトヲ許サス若シ議員其答辨ニ満足セサルトキハ更ニ議院ヨリ建議ヲ為スヘキノ發議ヲ提出スルコトヲ得ヘシ

第八章 議場紀律

- 第四十條 議長ハ此法律又ハ議事規則ニ違フ所ノ議員ヲ警戒シ又ハ制止シ其命ニ抵抗スルモノアルトキハ發言ヲ禁シ又ハ議場外ニ退去セシムルノ權務アリ但シ其議員ハ當場ニ於テ議院ニ訴フルコトヲ得

- 第四十一條 議場騷擾ナル時ハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得
- 第四十二條 議長ハ議場ノ靜謐ヲ保持シ傍聽人ノ會議ノ妨害ヲ為ス者ヲ退場セシメ又ハ之ヲ當該官廳ニ引渡シ事宜ニ依リ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得
- 第四十三條 議場ニ出席シタル内閣大臣及委員及各議員ハ議員又ハ傍聽人ノ紀律ヲ乱ル者アルトキ議長ノ注意ヲ喚起シ及之ヲ制止スルコトヲ求ムルコトヲ得
- 第四十四條 議員ハ會議ニ方リ言論ノ自由ヲ有ス但シ他院又ハ他人ノ誹毀ニ涉ルコトヲ許サス
議場ニ於テ叡慮ヲ引稱スルコトヲ禁ス
- 第九章 官衙及人民、府縣會ノ關係
- 第四十五條 兩議院ハ政府ノ承諾ヲ經ズシテ全國又ハ一部ノ人民ニ向テ公告ヲ發スルコトヲ得ズ
- 第四十六條 兩議院ハ府縣會ト往復スルコトヲ得ズ
- 第四十七條 國民ヨリ文書ヲ以テ其請願ヲ兩議院ニ呈出シタルトキハ議員十五名以上ノ同意ノ紹介ヲ得テ始メテ議事ニ付スルコトヲ得ヘシ
各議院ニ於テ請願ヲ觀察スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ付シ其請願書ヲ天皇ニ上奏シ及主務大臣ノ辨明ヲ求ムルコトヲ得
- 第四十八條 兩議院ハ人民ノ訴ヲ受クルコトヲ得ズ又請願者自ラ出頭スル者ヲ受クルコトヲ得ズ
- 第四十九條 議院及委員ハ議長ヲ經スシテ他ノ官衙ト往復スルコトヲ得ス
- 第十章 退職除名
- 第五十條 代議院ノ議員ハ其議院ノ許可ヲ經テ退院スルコトヲ得可シ
- 第五十一條 何等ノ原因ニ拘ラズ代議院議員ニ欠位ヲ生シタル時ハ新ニ撰擧ヲ行ハシムルカ為ニ議長ヨリ其由ヲ内務大臣ニ通牒スヘシ
- 第五十二條 兩議院議員中故ナク開院後八日迄ニ招集ニ應ゼズ又ハ罪ヲ犯シ紀律ヲ犯シ議員タルノ資格ヲ妨クル者アルトキハ登場議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ元老院ニ於テハ開會ノ間退職ト見做シ代議院ニ於テハ退職者トナスベシ
- 第五十三條 議長ヨリ三次ノ招狀ヲ受ケタルニ當然ノ理由ナクシテ欠席スル議員ハ元老院ニ於テハ開會ノ間退職ト見做シ代議院ニ於テハ退職者トナスヘシ
- 第十一章 議案奏上及閉會
- 第五十四條 兩議院ニ於テ議案ヲ議決シタルトキハ各院ノ議長ヨリ天皇ニ奏上スル為ニ之ヲ内閣ニ致スヘシ
其否決シタルトキモ亦前ニ全シ
- 第五十五條 兩議院會期ノ經過シタル時ハ議案建議及請願ノ議決ニ至ラサル者モ既ニ結了シタル者ト見做スヘシ
- 第十二章 總 則
- 第五十六條 各議院ハ此ノ法律ニ定メタル條則ニ從ヒ憲法第 條ニ依リ其職務ヲ行フ為ニ議事規則及諸般ノ規則ヲ定ムヘシ
- 第五十七條 各議院議事規則及其他ノ規則ハ上裁ヲ經テ之ヲ施行スヘシ
- (出典：稲田正次『明治憲法成立史 上卷』1025-1031頁)

最初原本 (明治 20 年 12 月 9 日)

議院法

第一章 議院召集及開會

第一條 兩院召集ノ勅令ニハ集會ノ期日ト及其ノ地トヲ指示シ少クトモ集會ノ期日ヨリ六

十日前ニ之ヲ發布スヘシ

第二條 兩院召集ノ勅令ハ貴族院ニ對シテハ宮内大臣ヨリ各議員ニ傳付シ衆議院ニ對シテハ内務大臣ヨリ各府縣知事ニ下シテ各議員ニ傳付セシメ更ニ官報ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第三條 兩議院議員ハ召集ノ勅令ニ指示シタル期日ニ於テ各々會堂ニ集會シ衆議院ニ於テハ直チニ假議長ヲ撰定スヘシ嗣ニ貴族院議員ハ召集狀ヲ衆議院議員ハ當撰證狀ヲ各々其書記局ニ交付スヘシ

第四條 衆議院書記局ニ於テハ集會ノ翌日迄ニ假議長ノ命ニ由リ各員ノ當撰證狀ト内務大臣ヨリ回付シタル議員被選名簿トヲ對照シ出頭議員ノ名簿ヲ作り假議長ニ進ムヘシ假議長ハ其名簿ヲ印刷セシメテ之ヲ各員ニ配付スヘシ

第五條 衆議院ニ於テ集會議員ノ名簿ヲ作りタルノ次日議院ハ議長副議長ヲ撰任シ其必要ニ從ヒ部局ヲ分置シ而シテ議長ヨリ政府及他ノ議院ニ向テ其成立ヲ報告スヘシ

第六條 議長副議長ヲ撰定スルハ投票最多數ニ依ル二人以上投票同數ヲ得タル者アルトキハ假議長自探闕ヲ行ヒ之ヲ決ス

第七條 憲法ニ定メタル議院ノ員數集會セサルトキハ議院ハ成立セザル者トス此ノ場合ニ於テハ勅令ヲ下シテ議院ヲ解散シ更ニ之ヲ召集スヘシ

第八條 兩院成立シタル後議院ノ開會ノ日ヲ定メ兩議院ノ合會ニ於テ天皇親臨シ又ハ勅使ヨリ詔命ヲ宣フヘシ

第九條 開會ノ式ニ於テハ貴族院議員ハ前ニ列シ衆議院議員ハ後ニ列スヘシ

第十條 各議院ハ詔命ニ奉對スル為ニ上奏書ヲ作り議決ノ後各議長又ハ其代理者ハ宮内大臣ニ由リ謁見ヲ乞ヒ親シク之ヲ奉呈スヘシ

第二章 議員資格の異議

第十一條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ議院ハ別ニ資格検査委員ヲ設ケ時日ヲ期定シ之ヲ検査セシメ其報告ヲ得テ之ヲ議決スヘシ

第十二條 裁判所ニ於テ當撰ノ争訟ヲ判決シ已ニ確定裁判ヲ經タル者ハ議院ニ於テ同事件ニ付異議ヲ採用スルコトヲ得ス

第十三條 裁判ノ報告ニ由リ又ハ議院ノ検査ニ由リーノ議員ノ議院ニ位列ヲ保ツヘカラサルコトヲ發見シタルトキハ議院ハ内務大臣ニ通牒シテ新ニ補闕ノ撰擧ヲ行ハシムヘシ一ノ被選人當撰證狀ヲ付與セラレザル者裁判ノ報告ニ由リ又ハ議院ノ検査ニ由リ正當ニ議員ノ位列ヲ保ツヘキコトヲ發見シタルトキハ議院ヨリ内務大臣ヲ經テ召狀ヲ交付スヘシ

第十四條 議員ハ其當撰ノ無効ナルコトヲ證明セラル、ニ至ル迄議院ニ於テ其位列及發言ノ權ヲ失ハス但シ自身ノ資格ニ係ル會議ニ列スルコトヲ得ス

第三章 議長書記官議院警察及經費

第十五條 衆議院ニ於テ公選スル所ノ議長ハ一員副議長ハ二員トス

議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

議長不在又ハ故障ノ時ニ於テハ副議長其當撰ノ順席ニ從ヒ之ヲ代理ス

議長辭職又ハ其他ノ事故ニ由リ闕位トナリタルトキハ更ニ議長ヲ公撰スヘシ其任期ハ仍議員ノ任期ニ依ル

第十六條 衆議院書記官三員會計官一員ハ内閣ノ奏薦ニ由リー會期間ノ任期ヲ以テ天皇之ヲ任ス

兩院書記官ハ議長ニ附属シ議員名簿議事筆記議院日誌及諸般ノ文書ヲ整理監守シ議案ヲ配布シ及宣讀シ議場ニ於テ投票ヲ計査シ及往復公文ニ署名シ並ニ内外ノ庶務ヲ掌ル

第十七條 貴族院ニ於テ議長故障アルカ若ハ不在ニシテ勅令ヲ以テ代理議長ヲ命セラレザルカ又ハ衆議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルカ若ハ不在ナルトキハ各議院ハ臨時假議

長ヲ公選シ議長ノ席ニ就カムヘシ

假議長議長ノ席ニ在ル間ハ其権務総テ議長ニ同シ

第十八條 各議院ノ議長ハ議院ノ経過ヲ指導シ議事ヲ整理シ及開閉シ議決ヲ宣告シ院外ニ對シ各議院ヲ代表スルノ職務ニ任ス

第十九條 議長ハ随意ニ各部局又ハ各委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得

第二十條 兩院ノ議長副議長及書記官ハ會期ノ暇時ニ於テモ猶各院ノ事務ヲ終始スル為ニ之ヲ擔當スベシ

議長副議長ハ任期滿限ノ後ニ於テ新議員集會ノ日迄仍其職ヲ繼續スベシ

第二十一條 書記官ノ外其他ノ必要ナル職員ハ議長之ヲ任ス

第二十二條 議院開場中院內警察ノ権ハ各議院ノ名ヲ以テ其規則ニ循ヒ議長之ヲ施行ス政府ハ議院ノ要求ニ應シ警察官吏ヲ派シ各議長ノ指揮ニ任スヘシ

第二十三條 兩議院ノ經費ハ各議長ノ請求ニ依リ必要ノ金額ヲ政府ヨリ交付ス

各議長ハ會期ノ終ニ精算ヲ政府ニ報告スベシ

各院ハ會計出納及検査ノ為ニ議員中ニ公選シテ委員ヲ設置スベシ

第四章 議員年俸

第二十四條 衆議院議員ハ年俸 圓ヲ受ク

議員ハ年俸ヲ辞スルコトヲ得ズ

議長ハ年俸 圓副議長ハ 圓ヲ受ク

第五章 委員會及委員會長部局長

第二十五條 委員會ハ全院委員及分任委員ノ二類トス

委員會ハ議員ノ外傍聽ヲ禁ス但院議ヲ以テ委員ニ非サル委員ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第二十六條 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ初ニ於テ議院之ヲ公選ス

各部局長及分任委員長ハ各部局又ハ各委員會ニ於テ公選ス

委員長及各部局長ハ委員會又ハ各部局ノ議事ヲ整理ス

第二十七條 但委員會ニ於ケル犯則者ハ委員長報告ニ依リ議院之ヲ處分スヘシ

第二十八條 分任委員會ハ一人ノ報告員ヲ公撰シテ會議経過ノ要領書ヲ作ラシメ又ハ要領書ヲ用キズシテ演說ヲ以テ議院ニ報告スヘシ

全院委員會ニ於テハ委員長演說ヲ以テ會議ノ経過ヲ議院ニ報告ス

第二十九條 兩議院ハ議案ノ浩繁ナル者ニ付政府ノ許可ヲ得テ議會閉期ノ間審査委員ヲ繼續セシメ其事務ヲ終始セシムルコトヲ得

第六章 會議

第三十條 兩議院會期中ハ勅許ヲ經ズシテ休會三日ヲ越ルコトヲ得ズ

第三十一條 兩議院有期停會ノ命ヲ受ケタル場合ニ於テ其期限終ルトキハ前會ノ組織ヲ變更スルコトナク前ノ議事ヲ繼續スヘシ

其無期停會ノ命ヲ受ケタル場合ニ於テハ更ニ召集ノ勅令ヲ待テ開會シ而シテ前會ノ組織及議事ヲ繼續セズ

第三十二條 兩議院ニ於テ内閣下付ノ議案ヲ議定セザル間ハ他事ヲ議スルコトヲ得ス但他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ内閣大臣又ハ委員ノ承諾ヲ得タルトキハ此限ニ在ラズ

第三十三條 議長ハ議事日程ヲ定ム其異議アルトキハ院議ヲ經テ之ヲ決定ス

第三十四條 凡ソ法律ノ議案ハ三讀會議ヲ經テ之ヲ決スヘシ但内閣大臣又ハ委員ノ要求若ハ議院ノ決ニ由リ其ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

第三十五條 政府ヨリ下付サレタル議案ハ委員ノ審査ヲ經ズシテ之ヲ否決スルコトヲ得ズ

第三十六條 政府ハ何レノ時ニ於テモ既ニ下付シタル議案ヲ修正シ又ハ中止スルコトヲ得

第三十七條 兩議院ニ於テ議案ヲ議決シタルトキハ其終リニ議決シタル議院ノ議長ヨリ之

ヲ内閣ニ致シ奏上ヲ求ムヘシ

議案否決シタルトキハ其議院ヨリ直チニ内閣ニ致スヘシ

第三十八條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ天皇ヨリ裁可ヲ予ヘラル、者ハ閉會ノ前又ハ閉會ノ時ニ於テ兩議院ニ親署ノ制旨ヲ付セラルヘシ

第三十九條 兩院閉會又ハ停會ノ命ヲ得タル時議案建議及請願ノ議決ニ至ラサル者ハ既ニ結了シタル者ト看做シ後會ニ繼續セズ

第四十條 兩議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ禁ズルコトヲ得

- 一 議長又ハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ
- 二 政府ヨリ秘密ノ通牒ヲ得タルトキ

第四十一條 議長自ラ要求シ又ハ十人以上ノ議員ヨリ秘密ノ要求アリタルトキハ議長ハ直チニ傍聽人ヲ戶外ニ去ラシメ議院ニ對シ其要求ノ問題ヲ設ケ議院ハ討論ヲ用キズシテ直チニ可否ヲ決スヘシ若其要求ヲ可決スルトキハ秘密會議ト定ム

第四十二條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サズ

第七章 議院日誌議事録及新聞紙

第四十三條 議院日誌及議事録ハ議長之ヲ監督ス

第一 日誌ニハ議題 投票ノ數 決議、出席大臣又ハ内閣委員ノ姓名及説明ノ大意議員出席ノ員數 議院ノ經過ヲ録ス

第二 議事録ハ速記法ヲ以テ筆記シタル議事ノ始末

第四十四條 議事録ニ付議員中ニ異議アルトキハ其議事ニ当席シタル書記官之ヲ辨明スヘシ議員書記官ノ辨明ニ服セザルトキハ議長議院ニ問ヒ之ヲ決スヘシ

次日又ハ次會ニ議院日誌ヲ宣讀シテ其會ヲ終ル迄ニ異議ナキトキハ日誌ハ承認セラレタル者トス

第四十五條 各文書ハ書記官其原本ニ署名シテ之ヲ保存スヘシ

何人タリトモ兩議院ニ就テ議院日誌議事録ノ原本ヲ閱覽スルコトヲ得

第四十六條 新聞紙ヲ以テ議事ヲ眞實ニ報道スル者ハ何人モ其責ニ任スルコトナシ

一方ノ議論ヲ記載シテ他ノ一方ノ答辨又ハ反對ノ議論ヲ記載セザル者ハ眞實ノ報道トナスコトヲ得ズ

第八章 歳入出豫算案ノ議定

第四十七條 ^(ママ)代議院ニ於テ歳入出豫算案ヲ受取ルトキハ先豫算委員ニ附シテ調査セシムヘシ

豫算委員ハ之ヲ受取りシヨリ十五日間ニ調査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

第四十八條 豫算委員ハ衆議院ノ各部局各々三名ノ議員ヲ議院中ヨリ推選シテ之ヲ組織ス豫算委員ハ會期中其任ニ在ル者トス

第四十九條 豫算委員ハ先歳出ヲ調査シ次ニ歳入ヲ調査ス

第五十條 豫算委員ハ大蔵省及其他ノ各省ノ主任官ニ質問ス為ニ委員長ヲ經テ各省卿ニ掛合ヒ吏員ノ出頭ヲ求ムルコトヲ得

質疑書及答辨書ハ報告書ト共ニ印刷シテ各議員ニ配布スヘシ

第五十一條 歳入出豫算ヲ議スルニハ三讀會法ヲ用キズ

第五十二條 豫算議案ニ就キ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スル者ハ五名以上ノ同意アルニ非ザレハ議題トナルコトヲ得ズ ^(ママ)

第五十三條 予算ハ款項コトニ決ヲ取ル

第九章 内閣大臣及委員

第五十四條 内閣大臣及委員ヨリ發言ヲ為サント求ムルトキハ何レノ時ニ於テモ之ヲ許ス

ベシ

但シ議員ノ演説ヲ中止セシムルコトヲ得ズ

第五十五條 両議院ニ於テ議案ヲ委員會ニ附シタルトキハ内閣大臣及委員ハ何レノ時ニ於テモ委員會ニ参席シ意見ヲ述ルコトヲ得但シ可否ノ數ニ預ラズ

委員會ハ議長ヲ經由シテ内閣大臣又ハ委員ノ説明又ハ参席ヲ求ムルコトヲ得、此場合ニ於テ内閣大臣ハ委員ヲシテ代理セシムルコトヲ得

第五十六條 両議院委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其主任ノ内閣大臣及委員ニ報知スベシ

第五十七條 内閣大臣及委員ハ法律議案ニ付キ修正及重修正ノ動議ヲ発スルヲ得ルコト総テ議員ニ同シ

第五十八條 内閣大臣及委員ハ附属員ヲ帶行シテ一定ノ事件ニ付説明セシムルコトヲ得

第五十九條 議事日程及報告書ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ内閣大臣各員及主任ノ委員ニ交附ス可シ

第十章 政府質問

第六十條 議員ヨリ政府ニ對シ質問ヲナシ其説明ヲ求メント欲スルトキハ議員十五名以上連署シタル簡略ナル主意書ヲ以テ議長ニ呈出ス可シ

第六十一條 議事中一事件ニ就テノ質問ハ全局ノ政略ニ涉ルコトヲ得ズ

第六十二條 政府ニ質問スルノ文書ハ主名議員ノ演説ヲ要セズシテ之ヲ議決ニ付シ議院ノ賛成ヲ得タル後議長ヨリ之ヲ内閣ニ送付スヘシ内閣ハ直ニ答辨ヲ為シ又ハ答辨スヘキ期日ヲ定メ又ハ答辨ヲ為サルノ理由ヲ示明スヘシ

第六十三條 議院ニ於テ内閣大臣又ハ委員ノ答辨ヲ得ル時ハ其事件ニ付議場ニ於テ討論スルコトヲ許サズ但議員其ノ答辨又ハ答辨セザルノ理由ニ満足セザルトキハ更ニ議院ヨリ建議ヲ進ムヘキノ動議ヲ提出スルコトヲ得ヘシ

第十二章 両院關係

第六十四條 内閣ノ議案ハ先ツ両院ノ一ニ下附スルコト便宜ニ依ル但國債及豫算ニ關ル議案ハ先ツ衆議院ニ下附スヘシ

第六十五條 内閣下附ノ議案ヲ甲議院ニ於テ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ 乙議院ニ於テ甲議院ノ決議ニ依リ可決シ又ハ否決シタルトハ之ヲ内閣ニ呈出スルト同時ニ其由ヲ甲議院ニ通知スヘシ

第六十六條 乙議院ニ於テ甲議院ノ可決又ハ修正ノ議ニ對シ更ニ之ヲ脩正シ又ハ甲議院ノ修正ノ議ニ同意セズシテ政府ノ原案ニ依リ可決シタルトキハ其理由ヲ付シテ之ヲ甲議院ニ廻付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正又ハ決議ニ同意スルトキハ直ニ之ヲ乙議院ニ送還スヘシ若之ニ同意セズシテ其議案遷延ニ經過スヘカラザル事件ナルトキハ両院叶議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

一ノ議院ヨリ叶議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ他ノ議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第六十七條 両院叶議會ハ同數ノ委員ヲ選派シテ之ヲ開キーノ成案ヲ調製セシム委員ノ叶議案成立スルトキハ初ニ原案ヲ議決シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ノ議ニ移スヘシ

叶議會ニ於テ調製シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲナスコトヲ許サズ

第六十八條 両院一致セザルノ議案ハ裁可ヲ經ルコト能ハズ

第六十九條 両院議長並ニ内閣大臣及委員ハ両院叶議會ニ参席シテ意見ヲ述ルコトヲ得但決議ノ數ニ預ラズ

第七十條 両院叶議會ハ傍聽ヲ許サズ

- 第七十一條 兩院叶議會ヲ開クノ間ハ兩院ノ議會ヲ開カズ
- 第七十二條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ以テス
- 第七十三條 兩院協議會ノ議長ハ叶議會員ノ公選ヲ以テ兩院選派委員ノ中ヨリ各々一員ヲ推定シ各會ニ更代シテ其席ニ當ラシムヘシ其最初會ニ於ケル議長ハ探鬮法ヲ以テ之ヲ決ス
- 第七十四條 兩院ノ交互ノ往復ハ各議長ノ名ヲ以テシ書記官之ニ對署スヘシ
- 第七十五條 兩院事務關係ノ節目ハ更ニ其協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ
- 第十三章 紀律
- 第七十六條 議長ハ此法律又ハ議事規則ニ違ヒ其他法律又ハ徳義上ノ規矩ヲ超ユル所ノ議員ヲ警戒シ又ハ制止シ其命ニ從ハサル者アルトキハ發言ヲ禁シ又ハ議場外ニ退出セシムルノ權務アリ但シ其議員ハ當場ニ於テ議院ニ訴フルコトヲ得
- 第七十七條 議場騷擾ナル時ハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得
- 第七十八條 議長ハ傍聽人ノ會議ノ妨害ヲ為ス者ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得
- 傍聽席ニ於テ騷擾アルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得
- 第七十九條 傍聽人ハ軍人ト軍人ニ非サルトニ拘ラズ戎器ヲ佩ヒ又ハ携ヘ院内ニ入ルコトヲ許サズ
- 第八十條 議場ニ出席シタル内閣大臣及委員及各議員ハ議員又ハ傍聽人ノ中議場ノ紀律ヲ亂ル者アルトキ議長ノ注意ヲ喚起シ及之ヲ制止スルコトヲ求ムルコトヲ得
- 第八十一條 議員ハ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ為スコトヲ得ス
- 内閣大臣及委員ヲ除ク外議員ハ議院ニ於テ至尊ノ叡旨ヲ引稱スルコトヲ得ズ
- 第八十二條 議員ハ議院ニ於テ無礼ノ語ヲ用キテ他院又ハ他党他員ヲ干犯シ及人ノ私行ヲ誹毀スルコトヲ許サズ
- 第八十三條 議員議場又ハ委員會ニ於テ他員ノ為ニ誹毀侮辱ヲ被リタル者ハ議長又ハ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス
- 第八十四條 議員ハ議院ノ許可ヲ得スシテ議會所在ノ地ヲ離ルハコトヲ得ズ
- 正當ナル理由ヲ以テ議長ニ届出ズシテ議事又ハ其從事スル所ノ委員會ニ欠席スルコトヲ得ズ
- 第十三章 上奏及建議
- 第八十五條 各議院上奏書ヲ奉呈セントスルトキハ議長又ハ其代理者ヲ以テ總代トシ豫メ觀謁ノ勅許ヲ請フヘシ
- 第八十六條 各議院ヨリ建議ヲ進メントスルノ議員ノ動議ハ其意見書二十五人以上ノ署名アルヲ得テ始メテ議題トナスコトヲ得
- 第十四章
- 第八十七條 帝國臣民文書ヲ以テ請願ヲ兩議院ニ呈出セントスル者ハ一ノ議員ニ依テ其紹介ヲ求ムヘシ
- 議員ノ紹介セル請願書ハ其急迫ナル事件ヲ除ク外請願委員ニ付シ之ヲ審査セシムヘシ
- 第八十八條 議院ハ請願委員ノ特別ノ報告又ハ議員十五人以上ノ要求ニ由テ會議ヲ以テ請願ノ取舍ヲ議決スヘシ
- 特別ノ報告ヲ為サルトキハ請願委員ハ請願文書表ヲ以テ其要領ヲ録シ議院ニ報告スヘシ
- 第八十九條 兩議院ニ於テ請願ノ取ルヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ付シ其請願書ヲ天皇ニ上奏シ又ハ政府ニ廻送シテ主務大臣ノ辯明ヲ求メ又ハ参考ノ為ニ政府ニ廻送スルコトヲ得

第九十條 各議院ハ毎週一日ヲ定メテ請願委員ノ報告ヲ會議ニ付スヘシ此場合ニ於テハ第二十九條ノ例ニ依ラズ

第九十一條 兩議院ハ請願人請願文書ヲ逕送セズシテ自身出頭スル者ヲ受クルコトヲ得ズ

第九十二條 請願ハ其立法上ノ件ニ係ルト一己ノ私益ニ係ルトニ拘ラズ總テ敬禮アル懇願ノ体式ヲ用ユヘシ若請願ノ名義ニ依ラズ若ハ其体式ニ違フ者ハ兩議院ノ受クル所ニ非ス

第九十三條 官ノ許可ヲ得タル會社ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テ請願スル者ハ兩議院ノ受クル所ニ非ズ

第九十四條 請願ニシテ憲法又ハ天皇ノ大權ヲ犯ス者ハ兩議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第九十五條 請願書ニシテ天皇ニ對シ不敬ノ語ヲ用キ議院又ハ行政司法官署ニ對シ侮辱ノ語ヲ用キル者ハ兩議院ノ受クル所ニ非ス

第九十六條 行政官ノ處分ニ對シ請願スル者ハ請願規則ニ依リ行政官廳ニ請願シテ其伸理ヲ得ザル文證アル者ニ限り兩議院ニ於テ之ヲ受付クヘシ

第九十七條 兩議院ハ司法及行政裁判ノ裁判ニ干涉スルノ請願ヲ受理セス但シ裁判遲延若ハ拒絕其他裁判ノ方法憲法ニ違犯スルノ事アリトスルノ請願ハ此ノ限ニ在ラス

第九十八條 兩議院ハ各別ニ請願ヲ受理シ互ニ相干預セス

第十五章 官衙及人民府縣會ノ關係

第九十九條 兩議院ハ政府ノ承諾ヲ經ズシテ全國又ハ一部ノ人民ニ向テ公告ヲ發スルコトヲ得ズ

第一百條 兩議院ノ紀律ハ議院ノ外ニ於テ議員ニ非ザル人ニ及ホスコトヲ得ズ

第一百一條 兩議院ハ審査ノ為ニ人民ヲ召喚スルコトヲ得ズ

第一百二條 兩議院ハ議案審査ノ為ニ各省ニ向テ必要ナル公務ノ報告又ハ文書ノ抄本ヲ求ムルコトヲ得但各省ノ外他ノ官衙ニ向テハ直接ニ往復スルコトヲ得ズ

第一百三條 兩議院ハ府縣會ト往復スルコトヲ得ス

第一百四條 兩議院及委員ハ議長ヲ經ズシテ他ノ官衙ト往復スルコトヲ得ズ

第十六章 辭職告暇及退職除名

第一百五條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可シ又ハ退職及除名ヲ議決ス

兩議院ノ議長ハ議員八日ニ越エザル告暇ヲ許可シ兩議院ハ八日ヲ越ル告暇ヲ許可ス期限ナキ告暇ハ之ヲ許可セス

第一百六條 衆議院ノ議員ハ議院ノ許可ヲ經テ其職ヲ辞スルコトヲ得

第一百七條 衆議院ノ議員中貴族院議員^(ママ)ハ任シ又ハ官吏ニ任シ又ハ官ノ保護ヲ受ル^(ママ)榮業人又ハ營業會社ノ役員トナルトキハ退職者トナスヘシ文武ノ勲功ニ因リ恩給ヲ受ル者ハ本條ノ例ニ在ラズ

第一百八條 衆議院ノ議員任期中ニ撰擧法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失フトキハ退職者トナスヘシ

議員心疾ニ罹ル者議院ニ於テ其不治ノ症タルノ醫証ヲ得タルトキハ資格ヲ失フ者ト断定ス

第一百九條 衆議院ノ議員資格ヲ失ヒタル者自覺擧セズシテ仍議員ノ席ヲ占ムル者ハ議院ノ紀律ヲ犯ス者トス

第一百十條 兩議院議員刑法又ハ紀律ヲ犯シ議員タルノ品位ヲ傷ル者アルトキハ登場議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ貴族院ニ於テハ開會ノ間辭職ト見做シ衆議院ニ於テハ之ヲ除名スルコトヲ得ベシ

此處分ハ議長之ヲ宣告スベシ

但衆議院ハ刑法ニ依リ公權ヲ失ヒ又ハ停止セラル、者ヲ除ク外除名者再選ニ当ル者ヲ拒ムコトヲ得ズ

第百十一條 議員正当ノ理由ナクシテ開院ノ後八日迄ニ仍招集ニ應セス又ハ正当ノ理由ナクシテ議事又ハ委員會ニ欠席シ又ハ告暇ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ次會ニ於テ必要ナル議員ノ定數ヲ充タス為ニ招状ヲ受ケテ仍出頭セザル議員ハ貴族院ニ於テハ開會ノ間辭職ト見做シ衆議院ニ於テハ之ヲ除名スベシ

第百十二條 何等ノ事由ニ拘ラズ衆議院議員ニ闕位ヲ生シタル時ハ議長又ハ其代理者ヨリ内務大臣ニ通牒シ補闕撰擧ヲ行ハシムベシ

第十七章 總則

第百十三條 各議院ハ此ノ法律ニ定メタル條則ニ從ヒ憲法 條ニ依リ議事規則及諸般ノ規則ヲ定ムヘシ

第百十四條 兩議院議事規則及諸般ノ規則ハ上裁ヲ經テ之ヲ施行スヘシ

(出典：「梧陰文庫 A365」(國學院大學図書館蔵、国立国会図書館複製受入) によるが、『議院法制定史の研究』137-159 頁を参照した。)

議院法委員會議原案 (明治 21 年 4 月 26 日)

議院法

第一章 帝國議會召集及開會

第一條 帝國議會召集ノ勅諭ニハ集會ノ期日ト及其ノ地トヲ指示シ少クトモ集會ノ期日ヨリ六十日前ニ之ヲ發布スヘシ

第二條 帝國議會召集ノ勅諭アリタルトキハ貴族院ニ對シテハ宮内大臣ヨリ各議員ニ旨ヲ承ケテ召集状ヲ付シ衆議院ニ對シテハ内務大臣ヨリ各府縣知事ニ下シテ各議員ニ宣付セシムヘシ

第三條 兩議院議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ニ於テ各會堂ニ集會シ貴族院議員ハ召集状ヲ衆議院議員ハ當撰状ヲ各々其書記局ニ交付スヘシ
衆議院書記局ニ於テハ集會ノ翌日マテニ議長ノ命ニ由リ各員ノ當撰状ト内務大臣ヨリ回付シタル議員被選名簿トヲ對照シ出頭議員ノ名簿ヲ作り議長ニ進ムヘシ議長ハ其名簿ヲ印刷セシメテ之ヲ各員ニ配布スヘシ

第四條 各議院ハ其ノ必要ニ從ヒ部局ヲ設置シ抽籤法ヲ以テ議員ヲ分配シ而シテ議長ヨリ政府及他ノ議院ニ向テ本院ノ成立ヲ報告スヘシ

第五條 憲法ニ定メタル議院ノ員數集會セサルトキハ議院ハ成立セザル者トス此ノ場合ニ於テハ貴族院ニ對シテハ更ニ議長ヨリ召状ヲ發シ衆議院ニ對シテハ勅命ヲ發シテ之ヲ解散シ更ニ之ヲ召集スヘシ

第六條 兩議院成立シタル後帝國議會ノ開會ノ日ヲ定メ貴族院ニ於テ兩院ヲ合會セシメ天皇親臨シ又ハ勅使ヲ差シテ詔命ヲ宣フヘシ

第七條 開會ノ式ニ於テハ貴族院議員ハ左ニ列シ衆議院議員ハ右ニ列スヘシ
貴族院議長ハ兩議院合會ニ於テ議長ノ職務ヲ行フヘシ

第八條 各議院ハ詔命ニ奉對スル為ニ上奏書ヲ作り各議長又ハ其代理者ヨリ宮内大臣ニ由リ謁見ヲ乞ヒ之ヲ奉呈スヘシ

第二章 議員ノ任期

第九條 議員ノ任期ハ四年トス
任期滿限ノ後再タヒ撰擧ニ應スルコトヲ得

第三章 議員資格ノ検査

第十條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ議院ハ資格検査委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ検査セシメ其報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ

第十一條 裁判所ニ於テ當撰ノ争訟ヲ判決シ已ニ確定裁判ヲ經タル者ハ議院ニ於テ同一事

件ニ付異議ヲ採用スルコトヲ得ス

第十二條 資格検査ニ由リ議院ノ位列ヲ保ツヘカラザルノ議員アルコトヲ發見シタルトキハ議院ハ内務大臣ニ通牒シテ補闕撰擧ヲ求ムヘシ

當撰狀ヲ付與セラレザル被選人議院ノ検査ニ由リ正當ニ議院ノ位列ヲ保ツヘキコトヲ發見シタルトキハ議院ヨリ内務大臣ヲ經テ召狀ヲ交付スヘシ

第十三條 議員ハ當撰ノ無効ナルコトヲ證明セラル、ニ至ルマテ議院ニ於テ位列及發言ノ權利ヲ失ハス但シ自身ノ資格検査ニ係ル會議ニ對シテハ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス

第四章 議長書記官及經費

第十四條 衆議院ノ議長ハ一員副議長ハ二員トス

議長副議長ハ其ノ第一任期ニ於テハ天皇之ヲ勅任ス第二任期ヨリ以下ハ議員ニ於テ互撰シ天皇ノ認可ヲ經ヘシ

第十五條 議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第十六條 議長副議長辭職又ハ其他ノ事故ニ由リ闕位トナリタルトキハ更ニ任命又ハ公撰スル所ノ議長副議長任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル

第十七條 議長故障ノ時ニ於テハ副議長其ノ順序ニ從ヒ之ヲ代理ス

第十八條 衆議院書記官四員ハ内閣ノ奏薦ニ由リ天皇之ヲ任ス

第十九條 兩議院書記官ハ議長ニ附属シ議員名簿議事録議院日誌及諸般ノ文書ヲ整理監守シ議案ヲ配布シ及宣讀シ議場ニ於テ投票ヲ計査シ往復公文ニ署名シ並ニ庶務ヲ掌ル書記官中ノ一員ハ會計ノ事ヲ擔任ス

第二十條 貴族院ニ於テ議長故障アリテ勅旨ヲ以テ代理議長ヲ命セラレザルカ衆議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ臨時假議長ヲ推選シ議長ノ席ニ就カシムヘシ

假議長議長ノ席ニ在ル間ハ其權務總テ議長ニ同シ

第二十一條 各議院ノ議長ハ議院ノ事務ヲ指導シ會議ヲ整理シ及開閉シ議決ヲ宣告シ院外ニ對シ各議院ヲ代表スルノ職ニ任ス

第二十二條 議長ハ随意ニ各部局又ハ各委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但シ表決ノ數ニ預ラズ

第二十三條 議長副議長及書記官ハ會期ノ暇時ニ於テ猶各院ノ事務ヲ掌理スベシ

議長副議長ハ任期满限ノ後ニ於テ新議員集會ノ日マテ仍其職務ヲ繼續スベシ

第二十四條 書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ議長之ヲ任ス

第二十五條 兩議院ノ經費ハ必要ノ金額ヲ政府ヨリ交附ス

第二十六條 各議長ハ每會期ノ精算ヲ政府ニ報告スベシ

第二十七條 各議院ハ會計検査ノ為ニ議員中ヨリ委員ヲ互選スベシ

第五章 議員年俸

第二十八條 衆議院議員ハ年俸 圓ヲ受ク

議員ハ年俸ヲ辞スルコトヲ得ズ

議長ハ年俸 圓副議長ハ 圓ヲ受ク

第六章 委員會及部局

第二十九條 委員會ハ全院委員及分任委員ノ二類トス

第三十條 委員會ハ議員ノ外傍聽ヲ禁ス

議院ノ議決ニ由リ委員ニ非サル議員ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第三十一條 全院委員ハ議員四十人以上出席シ分任委員ハ其議員半数以上出席スルトキハ議事ノ効力ヲ有ス

第三十二條 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ初ニ於テ議院之ヲ互選ス

分任委員長ハ各委員會ニ於テ委員中ヨリ互選ス

各部局長ハ各部局ニ於テ部局員中ヨリ互選ス

第三十三條 委員長ハ委員會ノ議事ヲ整理シ各部局長ハ各部局ノ議事ヲ整理ス

第三十四條 委員會及各部局ニ於ケル犯則者ハ各委員長又ハ各部局長ノ報告ニ依リ議院之ヲ處分スベシ

第三十五條 分任委員會ハ一人ノ報告員ヲ互撰シテ會議經過ノ要領書ヲ作ラシメ又ハ要領書ヲ用キズシテ演説ヲ以テ議院ニ報告スヘシ

全院委員會ニ於テハ委員長演説ヲ以テ會議ノ經過ヲ議院ニ報告スベシ

第三十六條 兩議院ハ政府ノ承諾ヲ經テ議會閉期ノ間審査委員ヲ繼續セシメ其事務ヲ終始セシムルコトヲ得

第七章 會議

第三十七條 兩議院ニ於テ内閣下付ノ議案ヲ議定セザル間ハ他事ヲ議スルコトヲ得ズ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ内閣大臣又ハ内閣委員ノ承諾ヲ得タルトキハ此限ニ在ラズ

第三十八條 議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス議員ニ於テ異議アルトキハ院議ヲ經テ之ヲ決定ス

第三十九條 法律ノ議案ハ三讀會議ヲ經テ之ヲ決スヘシ但シ内閣大臣又ハ内閣委員ノ要求若ハ議院ノ議決ニ由リ其ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

第四十條 政府ヨリ下付シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經ズシテ之ヲ否決シ又ハ議事遷延ノ議ヲ決スルコトヲ得ズ

第四十一條 政府ハ何時タリトモ既ニ下付シタル議案ヲ修正シ又ハ其ノ議事ヲ中止スルコトヲ得

第四十二條 政府ノ議案ニ於ケル兩議院ノ議決ハ議長ヨリ之ヲ内閣ニ致シ奏上ヲ求ムヘシ

第四十三條 議案兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル後天皇ヨリ裁可ヲ予ヘラル、者ハ閉會ノ前又ハ閉會ノ時ニ於テ兩議院ニ親署ノ勅命ヲ付セラルヘシ

第八章 休會停會閉會

第四十四條 兩議院會期中ハ勅許ヲ經ズシテ休會三日ヲ越ユルコトヲ得ズ

第四十五條 兩議院有期停會ノ命ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ期限終ルトキハ前會ノ議事ヲ繼續スベシ無期停會ノ場合ニ於テハ議事ヲ繼續セズ

第四十六條 兩議院閉會ノ命ヲ受ケタル場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサル者ハ後會ニ繼續セズ

第四十七條 閉會式ハ勅命ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スルコト開會式ニ同シ

第九章 秘密會議

第四十八條 兩議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

一 議長又ハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ

二 政府ヨリ秘密ノ通牒ヲ受ケタルトキ

第四十九條 議長自ラ秘密ヲ要求シ又ハ十人以上ノ議員ヨリ要求アリタルトキハ議長ハ直チニ傍聴人ヲ戶外ニ去ラシメ議院ニ對シ其ノ要求ノ問題ヲ設ケ議院ハ討論ヲ用キズシテ直チニ可否ヲ決スヘシ若之ヲ可決シタルトキハ秘密會議ト定ム

第五十條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サズ

第十章 議院日誌議事録及新聞紙

第五十一條 議院日誌及議事録ハ書記官之ヲ掌理シ議長之ヲ監督ス

第一 日誌ニハ議題、出席ノ内閣大臣又ハ委員ノ姓名及説明ノ大意、議員出席ノ員数投票ノ数決議並ニ議院一切ノ經過ヲ録ス

第二 議事録ハ速記法ヲ以テ議事ノ始末ヲ筆記ス

第五十二條 議院日誌ハ次日又ハ次會ニ於テ之ヲ宣讀ス若議院日誌ノ記載ニ付議員中ニ異議アルトキハ其ノ議事ニ當席シタル書記官之ヲ辯明スヘシ議員書記官ノ辯明ニ服セザルトキハ議長ヨリ議院ニ問ヒ之ヲ決スヘシ

次日又ハ次會ニ議院日誌ヲ宣讀シテ其ノ會ヲ終ル迄ニ異議ナキトキハ日誌ハ議院ニ於テ承認セラレタル者トス

第五十三條 各種ノ文書ハ書記官其ノ原本ニ署名シテ之ヲ保存スヘシ

何人タリトモ兩議院ニ就テ議院日誌議事録ノ原本ヲ閲覽スルコトヲ得

第五十四條 議長ヨリ特ニ禁令ヲ發シタル場合ヲ除クノ外新聞紙ヲ以テ議事ヲ眞實ニ報道スル者ハ何人モ其ノ責ニ任スルコトナシ

一方ノ議論ヲ記載シテ他ノ一方ノ答辯又ハ反對ノ議論ヲ記載セザル者ハ眞實ノ報道トナスコトヲ得ズ

第十一章 豫算案ノ議定

第五十五條 衆議院ニ於テ豫算案ヲ受取ルトキハ先豫算委員ニ附シテ調査セシムヘシ

豫算委員ハ之ヲ受取リタルヨリ十五日間ニ調査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

第五十六條 豫算委員ハ衆議院ノ各部局ニ於テ各三人ノ議員ヲ議院全員ノ中ヨリ推選シテ之ヲ組織ス

豫算委員ハ會期中其任ニ在ル者トス

第五十七條 豫算委員ハ先歳出ヲ調査シ次ニ歳入ヲ調査ス

第五十八條 豫算委員ハ大蔵省及其他ノ各省ノ主任官ニ質問スル為ニ議長ヲ經テ其ノ出頭ヲ求ムルコトヲ得

質疑書及答辨書ハ報告書ト共ニ印刷シテ各議員ニ配付スヘシ

第五十九條 議院ニ於テ豫算案ヲ議スルニハ三讀會法ヲ用キズ

第六十條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スル者ハ五人以上ノ同意アルニ非ザレハ議題トナスコトヲ得ズ

第六十一條 豫算ハ項コトニ決ヲ取ル

議院ハ政府ヨリ提出シタル豫算ノ項ヲ分合スルコトヲ得ズ

第六十二條 議院ハ政府ノ原案ニ由リ要求セザル經費ヲ議決シ又ハ要求ノ費額ニ超過スルノ決議ヲ為スヲ得ズ

第十二章 内閣大臣及内閣委員

第六十三條 内閣大臣及内閣委員ヨリ發言ヲ為サント求ムルトキハ議院ハ何レノ時ニ於テモ之ヲ許スヘシ

但シ議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ズ

第六十四條 議院ニ於テ議案ヲ委員會ニ付シタルトキハ内閣大臣及内閣委員ハ何レノ時ニ於テモ委員會ニ參席シ意見ヲ述ルコトヲ得但シ表決ノ数ニ預ラズ

委員會ハ議長ヲ經由シテ内閣大臣又ハ内閣委員ノ説明若ハ參席ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ内閣大臣ハ委員ヲシテ代理セシムルコトヲ得

第六十五條 兩議院ニ於テ分任委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其ノ主任ノ内閣大臣及内閣委員ニ報知スヘシ

第六十六條 内閣大臣及内閣委員ハ政府ノ議案ニ付キ修正及重修正ノ動議ヲ發スルヲ得ルコト總テ議員ニ同シ

第六十七條 内閣大臣及内閣委員ハ附属員ヲ帶行シテ一部ノ事件ニ付説明セシムルコトヲ得

第六十八條 議事日程及諸般ノ報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ内閣大臣各員及主任委員ニ交附スヘシ

第十三章 質問

第六十九條 議員ヨリ政府ニ對シ質問ヲナシ其ノ説明ヲ求メント欲スルトキハ十五人以上連署シタル簡略ナル主意書ヲ以テ議長ニ呈出スヘシ

第七十條 議事中一事件ニ就テノ質問ハ全局ノ政圖ニ涉ルコトヲ得ズ

第七十一條 政府ニ對シ質問スルノ主意書ハ議長之ヲ朗讀セシメ主名議員ノ演說ヲ要セズシテ直チニ議決ニ付ス既ニ議員ノ賛成^(ママ)ヲ得タルトキハ議長ヨリ之ヲ内閣ニ政府ニ送付ス内閣ハ直チニ答辯ヲ為シ又ハ辯明スベキ期日ヲ定メ又ハ答辯ヲ為サザルノ理由ヲ示明スベシ

第七十二條 議院ニ於テ内閣大臣又ハ内閣委員ノ答辯ヲ得タル時ハ其ノ事件ニ付キ討論スルコトヲ許サズ但シ議員其ノ答辯又ハ答辯セザルノ理由ニ満足セザルトキハ更ニ議院ヨリ建議ヲ進ムベキノ動議ヲ提出スルコトヲ得ベシ

第十四章 兩議院關係

第七十三條 政府ノ議案ハ先兩議院ノ一ニ附スルコト便宜ニ依ル但シ國債及豫算ニ關ル議案ハ先衆議院ニ附スベシ

第七十四條 政府ノ議案ヲ甲議院ニ於テ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スベシ乙議院ニ於テ甲議院ノ決議ニ依リ可決シ又ハ原案ヲ否決シタルトキハ之ヲ内閣ニ呈出スルト同時ニ其ノ由ヲ甲議院ニ通知スベシ

第七十五條 乙議院ニ於テ甲議院ノ可決シタル議案ニ對シ之ヲ修正シ又ハ修正ヲ經タル議案ニ對シ更ニ之ヲ修正シ又ハ甲議院ノ修正ノ議ニ同意セザルトキハ其ノ理由ヲ付シテ之ヲ甲議院ニ廻付スベシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正又ハ決議ニ同意スルトキハ直チニ之ヲ乙議院ニ送還スベシ若シ之ニ同意セザルトキハ兩院叶議會ヲ開クコトヲ求ムベシ一ノ議院ヨリ叶議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ他ノ議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第七十六條 兩院叶議會ハ兩議院ヨリ同數ノ委員ヲ選派シテ一ノ成案ヲ調製セシム委員ノ叶議案成立スルトキハ原案ヲ政府ヨリ受取リタル甲議院ニ於テ先之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

叶議會ニ於テ調製シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲナスコトヲ許サズ

第七十七條 兩議院ニ於テ一致セザルノ議案ハ裁可ヲ經ルコト能ハズ

第七十八條 兩議院ノ議長並ニ内閣大臣及内閣委員ハ何レノ時ニ於テモ兩院叶議會ニ參席シテ意見ヲ述ルコトヲ得但シ表決ノ數ニ預ラズ

第七十九條 兩院叶議會ハ傍聴ヲ許サズ

第八十條 兩院叶議會ヲ開クノ間ハ兩議院ノ會議ヲ開カズ

第八十一條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ニ依ル

第八十二條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院選派委員ニ於テ各々一員ヲ互選シ各會ニ更代シテ席ニ當ラシムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ探鬪法ヲ以テ之ヲ定ム

第八十三條 兩議院ノ間ノ往復文書ハ各議長ノ名ヲ以テス

第八十四條 兩議院ノ事務交渉ノ節目ハ更ニ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第十五章 警察及紀律

第八十五條 各議院開會中内部警察ノ權ハ各議院ノ名ヲ以テ其ノ規則ニ循ヒ議長之ヲ施行ス

政府ハ議院ノ要求ニ應シ警察官吏ヲ差シ各議長ノ指揮ヲ受ケ警察ヲ執行セシムヘシ

第八十六條 議長ハ此ノ法律又ハ議事規則ニ違ヒ其ノ他法律又ハ徳義上ノ規矩ヲ超ユル所ノ議員ヲ警戒シ又ハ制止シ其命ニ從ハザル者アルトキハ發言ヲ禁シ又ハ議場外ニ退出セシムルノ權務アリ但シ其議員ハ當場ニ於テ議院ニ訴フルコトヲ得

第八十七條 議場騷擾ナル時ハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

- 第八十八條 議長ハ傍聴人ノ會議ノ妨害ヲ為ス者ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムヘシ
傍聴席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聴人ヲ退場セシムルコトヲ得
- 第八十九條 傍聴人ハ軍人ト軍人ニ非サルトニ拘ラス戎器ヲ携帯シテ院内ニ入ルコトヲ許サズ
- 第九十條 議場ニ出席シタル内閣大臣内閣委員及各議員ハ議員又ハ傍聴人議場ノ紀律ヲ亂ル者アルトキ議長ノ注意ヲ喚起シ及其ノ制止ヲ求ムルコトヲ得
- 第九十一條 議員ハ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ為スコトヲ得ス
内閣大臣及内閣委員ヲ除ク外議員ハ議院ニ於テ至尊ノ叡旨ヲ引稱スルコトヲ得ズ
- 第九十二條 議員ハ議院ニ於テ無礼ノ語ヲ用キテ他院又ハ他員ヲ干犯シ及他人ノ私行ヲ讒毀スルコトヲ許サズ
議員議場又ハ委員會ニ於テ他員ノ為ニ誹毀侮辱ヲ被リタル者ハ議長又ハ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス
- 第九十三條 兩議院ノ紀律ハ議院ノ外ニ於テ議員ニ非ザルノ人ニ及ホスコトヲ得ズ
第十六章 上奏及建議
- 第九十四條 各議院上奏書ヲ奉呈セントスルトキハ議長又ハ其代理者ヲ以テ總代トシ豫メ謁見ノ勅許ヲ請フヘシ
- 第九十五條 各議院ヨリ上奏書又ハ建議ヲ進メント欲スル議員ノ動議ハ其ノ意見書二十五人以上ノ署名アルヲ待テ始メテ議題トナスコトヲ得
第十七章 請願
- 第九十六條 帝國臣民請願ヲ兩議院ニ呈出セントスル者ハ請願書ヲ作り議員ノ紹介ヲ求ムヘシ
- 第九十七條 一人以上ノ議員ノ紹介セル請願書ハ其ノ急迫ナル事件ヲ除クノ外議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム
請願委員請願書ノ式ニ合ハザル者ヲ發覺スルトキハ議長ニ由テ之ヲ却下スヘシ
- 第九十八條 請願委員ノ特別ノ報告又ハ議員十五人以上ノ要求アリタルトキハ議院ハ會議ヲ以テ請願ノ取捨ヲ決スヘシ
請願委員ニ於テ特別ノ報告ヲ為サ、ルトキハ請願文書表ヲ以テ其ノ要領ヲ録シ議院ニ報告スヘシ
- 第九十九條 議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ付シ其ノ請願書ヲ天皇ニ上奏シ又ハ政府ニ送付シテ主務大臣ノ辯明ヲ求メ又ハ單ニ參考ノ為ニ政府ニ送付スヘシ
請願ニ由テ政府ノ辯明ヲ求ムル者ハ第 章質問ノ例ニ依ル
- 第一百條 各議院ハ毎週一日ヲ定メテ會議ヲ開キ請願委員ノ報告ヲ受クヘシ此場合ニ於テハ第 條ノ例ニ依ラズ
- 第一百一條 兩議院ハ請願人自身ニ出頭スル者ヲ受クヘカラズ
- 第一百二條 兩議院ハ請願ノ憲法又ハ天皇ノ大權ヲ犯ス者ヲ受クルコトヲ得ズ
- 第一百三條 請願書ニシテ天皇ニ對シ不敬ノ語ヲ用キ議院又ハ行政司法官署ニ對シ侮辱ノ語ヲ用キル者ハ兩議院之ヲ受クルコトヲ得ズ
- 第一百四條 行政官ノ處分ニ對シ請願スル者ハ請願規則ニ依リ行政官廳ニ請願シテ其ノ伸理ヲ得サル文證アル者ニ限り兩議院ニ於テ之ヲ受クベシ
- 第一百五條 兩議院ハ司法及行政裁判ノ裁判ニ干涉スルノ請願ヲ受理スルコトヲ得ス但シ裁判遲延若ハ拒絶其ノ他裁判ノ方法憲法ニ違犯スルノ事アリトスルノ請願ハ此ノ限ニ在ラス

第百六條 兩議院ハ各別ニ請願ヲ受理シ互ニ相干預セス

第十八章 議院ト臣民及官廳府縣會ノ關係

第百七條 兩議院ハ政府ノ承諾ヲ經ズシテ全國又ハ一部ノ人民ニ向テ公告ヲ發スルコトヲ得ズ

第百八條 兩議院ハ審査ノ為ニ人民ヲ召喚スルコトヲ得ズ

第百九條 兩議院ハ議案審査ノ為ニ內閣及各省ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ノ抄本ヲ求ムルコトヲ得

內閣及各省ノ外他ノ官廳ニ向テハ直接ニ往復スルコトヲ得ズ

第百十條 兩議院ハ地方議會ト往復スルコトヲ得ズ

第百十一條 兩議院及委員ハ議長ヲ經由セズシテ各官廳ト往復スルコトヲ得ズ

第十九章 告假辭職補闕

第百十二條 兩議院ノ議長ハ議員八日ニ越エザル告假ヲ許可シ兩議院ハ八日ヲ越ル告假ヲ許可ス期限ナキノ告假ハ總テ之ヲ許可セズ

第百十三條 議員ハ議院ノ許可ヲ得スシテ議會所在ノ地ヲ離ルハコトヲ得ス

正當ナル理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ其從事スル所ノ委員會ニ欠席スルコトヲ得ズ

第百十四條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得

第百十五條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員ニ任シ又ハ官吏ニ任シ又ハ官ノ保護ヲ受ル營業人若ハ營業會社ノ役員トナルトキハ院議ヲ以テ退職者トナスヘシ

但シ文武ノ勲功ニ因リ恩給ヲ受ル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第百十六條 衆議院ノ議員ニシテ任期中ニ撰擧法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失フトキハ院議ヲ以テ退職者トナスヘシ

議員心疾ニ罹ル者議院ニ於テ其不治ノ症タルノ醫證ヲ得タルトキハ資格ヲ失フ者トス

第百十七條 衆議院ノ議員ニシテ其ノ資格ヲ失ヒ自覺擧セズシテ仍議員ノ席ヲ占ムル者ハ議院ノ紀律ヲ犯ス者トス

第百十八條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ闕位ヲ生シタル時ハ議長ヨリ內務大臣ニ通牒シ補闕撰擧ヲ求ムベシ

第二十章 懲罰

第百十九條 兩議院ハ各々其ノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス

第百二十條 議院懲罰ノ權ハ各議院ニ於テ議長副議長及十人ノ議員ヲ以テ構成シタル委員會ニ由リ之ヲ審査シ議院ノ認可議ヲ經テ議長之ヲ宣告ス

懲罰委員ハ每會期開會ノ初ニ於テ議院之ヲ選定ス

第百二十一條 議員紀律ヲ侵シ總テ議員タルノ品位ヲ損傷スルノ事アルトキハ犯情ノ輕重ニ從ヒ左ノ處分ヲ行フ

一 公會ニ於テ譴責ス

二 公會ニ於テ議院ノ指示スル方式ニ從ヒ謝辭ヲ表セシム

三 一定時間停職ヲ命ス

衆議院ニ於テハ更ニ重キ事犯ニ對シ左ノ處分ヲ行フ

四 除名

衆議院ニ於テ除名ハ登場議員ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ

貴族院ニ於テハ除名ハ勅裁ニ依ル

第百二十二條 刑法ニ依リ公權ヲ失ヒ又ハ停止セラルハ者ヲ除クノ外議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ズ

第百二十三條 懲罰委員ハ議長會長トナリ少クトモ七人以上ノ列席ヲ以テ審査ヲ行フ

議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス

第二百二十四條 議員ハ二十人以上ノ同意ヲ以テ懲罰委員ニ懲罰ノ建議ヲ為スコトヲ得
懲罰ノ建議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ為サ、ルヘカラズ

第二百二十五條 議院ニ於ケル發言ノ事犯ニ付テハ議長ハ假ニ其ノ全部又ハ一部ヲ記録スル
コトヲ禁シ新聞紙及其ノ他ノ印刷物ヲ以テ公布スルコトヲ禁スルコトヲ得

此ノ禁止ハ其ノ發言ノ事犯ニシテ懲罰ヲ受ケタルトキハ有効タルヘク若シ懲罰ヲ免レタル
トキハ無効タルヘシ

第二百二十六條 前條ノ禁ヲ犯シタル者ハ其ノ更ニ重キ罪ニ當ルヘキ者ヲ除クノ外三十日
以上三個月以下ノ輕禁錮ニ處ス

第二百二十七條 議員正當ノ理由ナクシテ開院ノ後八日マテニ仍招集ニ應セザルニ由リ又ハ
正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ欠席スルニ由リ若クハ告暇ノ期限ヲ過キタルニ由
リ議長ヨリ特ニ次會ノ為ニ招状ヲ受ケテ仍故ナク登場セザル議員ハ貴族院ニ於テハ開會
ノ間之ヲ停職シ又ハ上奏シテ處分ヲ請ヒ衆議院ニ於テハ停職又ハ除名スベシ

第二十一章 總則

第二百二十八條 各議院ハ此ノ法律ニ定メタル條則ノ外憲法第 條ニ依リ議事規則及諸般
ノ規則ヲ定メ天皇ノ勅裁ヲ經テ之ヲ施行スヘシ

(出典：「梧陰文庫 A364」(國學院大學図書館蔵、国立国会図書館複製受入) によるが、
『議院法制定史の研究』137-159 頁を参照した。)

議院法委員會議第一次修正案 (明治 21 年 7 月)

議會法

第一章 帝國議會召集及開會

第一條 帝國議會召集ノ勅諭ニハ集會ノ期日ト其場所トヲ指定シ少クトモ集會ノ期日ヨリ
四十日前ニ之ヲ發布スヘシ

第二條 帝國議會召集ノ勅諭アリタルトキハ宮内大臣ハ旨ヲ承ケ貴族院議員ニ召集状ヲ付
スヘシ

第三條 兩議院議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ニ於テ各會堂ニ集會シ貴族院議員ハ召
集状ヲ衆議院議員ハ當選状ヲ各々其書記局ニ交付スヘシ

第四條 衆議院書記局ニ於テハ集會ノ翌日迄ニ議長ノ命ニ由リ議長ナキノ場合ニ於テハ書
記官長各員ノ當選状ト内務大臣ヨリ回付シタル議員選舉名簿トヲ對照シ出頭議員ノ名簿
ヲ作り之ヲ印刷セシメ各員ニ配付スヘシ

第五條 憲法ニ定メタル議員ノ員数集會シタルトキ衆議院ノ議長副議長ハ其第一任期ニ於
テハ天皇之ヲ勅任シ其第二任期以下ニ於テハ議員之ヲ互選シ天皇ノ認可ヲ經ヘシ

第六條 各議院ハ其必要ニ從ヒ部ヲ設ケ抽籤法ヲ以テ議員ヲ分配スベシ

各部長ハ各部ニ於テ議員中ヨリ互選スヘシ

第七條 兩議院成立シタル後帝國議會ノ開會ノ日ヲ定メ貴族院ニ於テ兩院ヲ會合セシメ天
皇親臨シ又ハ勅使ヲ差シテ詔命ヲ宣フヘシ

第八條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ

第九條 各議院ハ詔命ニ奉對スル為ニ上奏書ヲ作り議長又ハ其代理者ヨリ宮内大臣ニ由リ
謁謁ヲ乞ヒ之ヲ奉呈スヘシ

第二章 議員書記官及經費

第十條 衆議院議長副議長ハ各一員トス

第十一條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第十二條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其他ノ事故ニ由リ闕任トナリタルトキハ更ニ任命

又ハ互撰スル所ノ議長副議長ノ任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル

第十三條 各議院ノ議長ハ會議ヲ整理シ議決ヲ宣告シ院外ニ對シ各議院ヲ代表シ及議院ノ事務ヲ指揮ス

議長ハ議會閉期ノ間ニ於テ仍各院ノ事務ヲ指揮ス

第十四條 議長副議長ハ任期滿限ノ後ニ於テ新議員集會ノ期日ニ至ル迄仍其職務ヲ繼續スヘシ

第十五條 議長ハ各部又ハ各委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但表決ノ數ニ預ラス

第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク 奏任トス

第十七條 兩議院書記官長ハ議長ノ指導ヲ受ケ議員名簿議事録議事筆記及諸般ノ文書ヲ整理監督シ往復公文ニ署名ス

書記官長ハ各議院ノ庶務並ニ會計事務ヲ掌理ス

書記官ハ書記官長ノ職務ヲ輔佐ス

第十八條 兩議院ノ經費ハ定額ニ依リ國庫ヨリ之ヲ支弁ス

第三章 衆議院議員年俸

第十九條 衆議院議員ハ年俸千圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク

議員ハ年俸ヲ辞スルコトヲ得ス

議長ハ年俸四千五百圓副議長ハ三千圓ヲ受ク

第四章 委員及部

第二十條 委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三類トス

全院委員ハ議長其席ヲ退キ議院ノ全員ヲ以テ委員會ト為スモノトス

常任委員ハ一定ノ事件ヲ審査スル為議員ノ互撰ヲ以テ一會期中其任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル為議員ノ互選ヲ以テ特ニ附託ヲ受クルモノトス

第二十一條 委員會ハ議員ノ外傍聴ヲ禁ス議院ノ議決ニ由リ委員ニ非サル議員ノ傍聴ヲ禁スルコトヲ得

第二十二條 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ議院之ヲ互撰ス

常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ委員中ヨリ互撰ス

第二十三條 全院委員ハ議員三分ノ一以上常任委員及特別委員ハ其議員半数以上出席スルニ非サレハ議決ノ効力ヲ有セス

第二十四條 各委員長ハ委員會ノ經過及結果ヲ以テ議院ニ報告スヘシ

第二十五條 兩議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其認可ヲ經テ議會閉期ノ間委員ヲシテ其事務ヲ繼續審査セシムコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ議院ノ議決ニ依リ審査委員ニ相當ノ手當ヲ與フヘシ

第五章 會議

第二十六條 議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス

議事日程ハ政府ノ提出シタル議案ヲ前ニスヘシ但他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ内閣大臣又ハ内閣委員ノ承諾ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會議ヲ經テ之ヲ決定スヘシ但内閣大臣又ハ内閣委員ノ要求若クハ議員十人以上ノ要求ニ依リ議院ニ於テ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ可決シタルトキハ三讀會議ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

第二十八條 政府ノ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス

第二十九條 第一條ニ掲クル場合ヲ除クノ外政府ヨリ提出シタル議案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スル者ハ十人以上ノ賛成者アルニ非サレハ議題^(ママ)ヲ為スコトヲ得ス

第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

- 第三十一條 政府ノ議案ニ関ル議決ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ之ヲ内閣ヲ經由シテ奏上スヘシ
- 第三十二條 議案ニシテ兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル後天皇ヨリ裁可ヲ予ヘラル^(ママ)ル者ハ次ノ會期迄ニ公布セラルヘシ
- 第八章 停會閉會
- 第三十三條 議院停會ノ命ヲ受ケタル場合ニ於テハ議事ヲ繼續セス
- 第三十四條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサル者ハ後會ニ繼續セス但第 條ノ場合ニ於テハ此限ニ在ラス
- 第三十五條 閉會式ハ勅命ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スルコト開會式ニ同シ
- 第七章 秘密會
- 第三十六條 兩議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得
- 一 議長又ハ議員十人以上ノ秘密會議ヲ發議シタルトキ議院之ヲ可決シタルトキ
- 二 政府ヨリ秘密ノ通牒ヲ受ケタルトキ
- 第三十七條 議長又ハ議員十人以上ノ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聽人ヲ退去セシメ議院ニ對シ其要求ノ問題ヲ設ケ議院ハ討論ヲ用キスシテ可否ヲ決スヘシ若シ之ヲ可決シタルトキハ秘密會議ト定ム
- 第三十八條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サス
- 第八章 豫算案ノ議定
- 第三十九條 衆議院ニ於テ豫算案ヲ受取タルトキハ豫算委員ニ付シテ三十日迄ニ其調査ヲ終リ議院ニ報告セシムヘシ
- 第四十條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スル者ハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題トナスコトヲ得ス
- 第四十一條 豫算ノ議決ハ款項ニ止マリ目節ニ及フコトナシ
- 豫算ノ款項ハ之ヲ分合スルコトヲ得ス
- 第四十二條 議院ハ政府ノ原案ニ由リ要求セサル稅額又ハ經費ヲ議決シ又ハ要求ノ額ニ超過スルノ決議ヲ為スコトヲ得ス
- 第九章 國務大臣次官及政府ノ委員
- 第四十三條 國務大臣次官及政府ノ委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス
- 第四十四條 議院ニ於テ議案ヲ委員會ニ附シタルトキハ國務大臣次官及政府ノ委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述ルコトヲ得
- 第四十五條 議院及委員會ハ議長ヲ經由シテ國務大臣次官又ハ政府ノ委員ノ説明若クハ出席ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ國務大臣ハ委員ヲシテ代理セシムルコトヲ得
- 第四十六條 國務大臣次官及政府ノ委員ハ議院ノ會議又ハ委員會ニ於テ表決ノ數ニ預ラス
- 第四十七條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其主任ノ國務大臣次官及政府ノ委員ニ報知スヘシ
- 第四十八條 議事日程及議事ニ関スル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣次官各員及政府ノ委員ニ交付スヘシ
- 第十章 質問
- 第四十九條 政府ニ對シ質問ヲ為サントスルノ發議者二十人以上ノ賛成者ト共ニ連署シタル簡明ナル主意書ヲ議長ニ呈出スヘシ
- 第五十條 質問主意書ハ議長之ヲ朗讀セシメ演說及討論ヲ要セスシテ直ニ議決ニ付シ其可決シタルトキハ議長ヨリ之ヲ内閣ニ送付ス國務大臣ハ直ニ答辨ヲ為シ又ハ答辨スヘキ期

日ヲ定メ又ハ答辨ヲ為サ、ルノ理由ヲ示明スヘシ

第五十一條 議院ニ於テ答辨ヲ得タル時ハ其事件ニ付キ討論スルコトヲ許サス但議員其答辨又ハ答辨セサルノ理由ニ満足セサルトキハ更ニ議院ヨリ建議ヲ進ムヘキノ動議ヲ提出スルコトヲ得

第十一章 兩議院關係

第五十二條 豫算及會計ニ関スル者ヲ除クノ外政府ノ議案ハ先ツ兩議院ノ一ニ附スルコト便宜ニ依ル

第五十三條 政府ノ^(ママ)議 ヲ甲議院ニ於テ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ決議ニ依リ可決シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ政府ニ呈出スルト同時ニ其由ヲ甲議院ニ通知スヘシ

第五十四條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ其理由ヲ付シテ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意スルトキハ直ニ之ヲ政府ニ呈出スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若シ之ニ同意セサルトキハ兩院叶議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

一議院ヨリ叶議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ他ノ議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十五條 兩院叶議會ハ兩議院ヨリ七人以下同数ノ委員ヲ選派シテ一ノ成案ヲ調製セシム委員ノ叶議案成立スルトキハ原案ヲ政府ヨリ受取りタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次に乙議院ニ移スヘシ

叶議會ニ於テ調製シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲナスコトヲ許サス

第五十六條 兩議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院叶議會ニ出席シテ意見ヲ述ルコトヲ得但表決ノ数ニ預ラス

第五十七條 兩院叶議會ハ傍聴ヲ許サス

第五十八條 兩院叶議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ニ依ル

第五十九條 兩院叶議會ノ議長ハ兩議院選派委員ニ於テ各々一員ヲ互選シ各会ニ更代シテ席ニ當ラシムヘシ 其初会ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム

第六十條 兩議院交渉事務ノ節目ハ其叶議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第十二章 警察及紀律

第六十一條 各議院開會中内部警察ノ権ハ其規則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

第六十二條 政府ハ議院ノ要求ニ應シ警察官吏ヲ差シ各議長ノ指揮ヲ受ケシムヘシ

第六十三條 議長ハ會議中此法律若クハ議事規則ニ違ヒ其他總テ議場ノ秩序ヲ紊ル所ノ議員ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ其發言ヲ取消サシムヘシ命ニ從ハサル者アルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ニ諮ヒ當日ノ會議終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去セシムルコトヲ得

第六十四條 議場騷擾ナル時ハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第六十五條 議長ハ傍聴人ノ會議ノ妨害ヲ為ス者ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムヘシ

傍聴席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聴人ヲ退場セシムルコトヲ得

第六十六條 傍聴人ハ軍人ト軍人ニ非サルトニ拘ハラス戎器又ハ凶器ヲ携帯シテ院内ニ入ルコトヲ許サス

第六十七條 議場ニ出席シタル國務大臣次官及政府ノ委員又ハ各議院^(ママ)ハ 議員又ハ傍聴人 議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得

第六十八條 國務大臣次官又ハ政府ノ委員ハ議席ニ在アル^(ママ)ノ間ハ議員ト均シク總テ議場ノ秩序ニ從フ可シ

議院ニ於テハ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ為スコトヲ得ス

第六十九條 議院ニ於テハ至尊ノ叡旨ヲ引稱スルコトヲ得ス

第七十條 議院ニ於テハ無禮ノ語ヲ用キテ他院又ハ他人ヲ干犯スルコトヲ得ス又他人ノ私行ヲ誹毀スルコトヲ得ス

議員議院ニ於テ他人ノ為メニ誹毀侮辱ヲ被リタル者ハ議院ニ訴テ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス

第十三章 上奏及建議

第七十一條 各議院其意見ヲ上奏セントスルトキハ宮内大臣ニ依リ豫メ勅許ヲ請ヒ議長又ハ其代理者ヲ以テ總代トシ謁謁ヲ得テ上奏文書ヲ奉呈スヘシ

第七十二條 各議院ノ建議ハ其文書ヲ以テ政府ニ提出スヘシ

第七十三條 各議院ヨリ上奏又ハ建議ヲ進メント欲スル議員ノ動議ハ二十人以上賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第十四章 請願

第七十四條 帝國臣民ノ請願書ハ議員ノ紹介アルヲ待テ議院之ヲ受取ルヘシ

第七十五條 請願書ハ議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハストスルトキハ議長ニ由テ之ヲ却下スヘシ却下ハ理由ヲ付スルヲ要セス

第七十六條 請願委員ノ特別ノ報告又ハ議員二十人以上ノ要求アルトキハ議院ハ會議ヲ以テ請願ノ取捨ヲ決スヘシ

請願委員特別ノ報告ヲ為サ、ルトキハ請願文書表ヲ作り其要領ヲ録シ每週一回議院ニ

第七十七條 議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ付シ其請願書ヲ政府ニ送付スヘシ

第七十八條 兩議院ハ請願人自身ニ出席スル者ヲ受クヘカラス

第七十九條 法律上法人ト認メラレタル結社ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テ請願スル者ハ兩議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第八十條 兩議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第八十一條 請願書ハ公益ニ係ルト一己ノ私益ニ係ルトニ拘ハラズ敬礼アル哀願ノ定式ニ依ルヘシ若シ請願ノ名義ニ依ラス若クハ其定式ニ違フ者ハ兩議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第八十二條 請願者ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用キ議院又ハ行政及司法官署ニ對シ侮辱ノ語ヲ用ユル者ハ兩議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第八十三條 行政官ノ處分ニ對シ請願スル者ハ行政官署ニ請願シテ其伸理ヲ得サリシ者ニ限り兩議院ニ於テ之ヲ受クヘシ

第八十四條 兩議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス但裁判遲延若クハ拒絶ニ對スルノ請願ハ此限ニ在ラス

第八十五條 兩議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス

第十五章 議院ト人民及官廳地方議會トノ關係

第八十六條 兩議院ハ政府ノ承諾ヲ經スシテ全國又ハ一部ノ人民ニ向テ公告ヲ發スルコトヲ得ス

第八十七條 兩議院ハ審査ノ為メニ人民ヲ召喚スルコトヲ得ス

第八十八條 議院ヨリ審査ノ為メニ内閣及各省ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ノ抄本ヲ求ムルトキハ内閣及各省ハ秘密ニ渉ルモノヲ除ク外其求ニ應スヘシ

第八十九條 議院ハ内閣及各省ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ往復スルコトヲ得ス

第十六章 退職及議員資格ノ異議

第九十條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員又ハ官吏又ハ官ノ保護ヲ受ル營業人若クハ營業

會社ノ役員トナルトキハ退職者トス但文武ノ勲功ニ因リ恩給年金ヲ受クル者ハ前項ノ限ニ在ラス

第九十一條 衆議院ノ議員ニシテ選舉法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失フトキハ退職者トス

第九十二條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシメ其報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ

第九十三條 裁判所ニ於テ當選訴訟ヲ判決シ已ニ確定裁判ヲ經タル者ハ議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトナシ

第九十四條 議員其資格ナキコトヲ證明セラル、ニ至ルマテ議院ニ於テ位列及發言ノ權利ヲ失ハス但自身ノ資格審査ニ係ル會議ニ對シテハ弁明スルコトヲ得ルモ其表決ニ預カルコトヲ得ス

第十七章 告暇辭職及補闕

第九十五條 兩議院ノ議長ハ議員一週間ニ超ヘサル告暇ヲ許スヘシ其一週間ヲ超ル告暇ハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期限ナキノ告暇ハ總テ之ヲ許可セス

第九十六條 正當ナル理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ委員會ニ欠席スルコトヲ得ス

第九十七條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得

第九十八條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ欠位ヲ生シタル時ハ議長ヨリ内務大臣ニ通牒シ補闕選舉ヲ求ムヘシ

第十八章 懲罰

第九十九條 兩議院ハ各々其議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス

第一百條 議院懲罰ノ權ハ各議院ニ於テ懲罰委員ヲ設ケ議長ノ發議ニ依リ懲罰事件ヲ審査シ議院ノ議ヲ經テ議長之ヲ宣告ス

懲罰委員ハ每會期開會ノ初ニ於テ議院之ヲ選定ス

第一百一條 委員會又ハ各部ニ於テ規律ヲ犯シタル者アリタルトキハ各委員長又ハ各部長ニ報告シテ處分ヲ求ムヘシ

第一百二條 議員紀律ヲ犯ストキハ其輕重ニ從ヒ左ノ處分ヲ行フ

一 公開シタル議場ニ於テ譴責ス

二 公開シタル議場ニ於テ議院ノ指示スル方法ニ從ヒ謝辭ヲ表セシム

三 一定ノ時間出席ヲ停止

四 除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ

貴族院ニ於テ除名ハ勅裁ニ依ル

第一百三條 議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

第一百四條 議員ハ二十人以上ノ贊成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ為スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ為サ、ルヘカラス

第一百五條 議長ニ於テ議員ノ發言規律ヲ犯スモノト認ムルトキハ假リニ其全部又ハ一部ヲ記録スルコトヲ禁シ新聞紙及其ノ他ノ印刷物ヲ以テ公布スルコトヲ禁スルコトヲ得此禁止ハ其發言ニシテ懲罰ヲ受ケタルトキハ有効タルヘク懲罰ヲ免レタルトキハ無効タルヘシ

第一百六條 前條ノ禁止ヲ犯シタル者ハ三十日以上三箇月以下ノ輕禁錮ニ處ス

第一百七條 議員正當ノ理由ナクシテ開院ノ後八日マテニ仍召集ニ應セサルニ由リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ欠席スルニ由リ若クハ告暇ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招状ヲ發シ其招状ヲ受ケタル後八日マテニ仍故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ之ニ一定ノ期間出席ヲ停止シ又ハ上奏シテ處分ヲ請ヒ衆議院ニ於テハ除名スヘシ

(出典：「憲政史編纂会収集文書 255」、大石眞『議院法制定史の研究』194-219頁)

議院法委員會議第二次修正案（明治 21 年 8 月下旬）

議會法

第一章 帝國議會ノ召集及開會

- 第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ期日及其ノ場所ヲ指定シ少クトモ集會ノ期日ヨリ四十日前ニ之ヲ發布スヘシ
- 第二條 帝國議會召集ノ勅諭アリタルトキハ宮内大臣ハ旨ヲ承ケテ貴族院議員ニ召集狀ヲ付スヘシ
- 第三條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ニ於テ各議院ノ會堂ニ集會シ貴族院議員ハ召集狀ヲ衆議院議員ハ當選狀ヲ各々其ノ書記局ニ交付スヘシ
- 第四條 衆議院書記局ニ於テハ集會ノ翌日マテニ議長ノ指揮ニ由リ議長ナキノ場合ニ於テハ書記官長ノ指揮ニ依リ各員ノ當選狀ト内務大臣ヨリ回付シタル議員選舉名簿トヲ對照シ出頭議員ノ名簿ヲ作り之ヲ印刷シテ各員ニ配付スヘシ
- 第五條 憲法ニ定メタル議員ノ員數集會シタルトキ衆議院ノ議長副議長ハ其第一任期ニ於テハ天皇之ヲ議員ヨリ勅任シ第二任期以下ニ於テハ議員之ヲ互選シ天皇ノ認可ヲ請フヘシ
- 第六條 各議院ハ其ノ必要ニ從ヒ部ヲ設ケ抽籤法ヲ以テ議員ヲ分配スベシ
各部長ハ各部ニ於テ部員ヨリ之ヲ互選スヘシ
- 第七條 兩議院成立シタル後帝國議會ノ開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ天皇親臨シ又ハ勅使ヲ遣シテ詔命ヲ宣フヘシ
- 第八條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ
- 第九條 各議院ハ詔命ニ奉對スル為ニ上奏書ヲ作り議長又ハ其ノ代理者ヲ以テ總代トシテ宮内大臣ニ依リ謁見ヲ乞ヒ之ヲ奉呈スヘシ
- #### 第二章 議長書記官及經費
- 第十條 衆議院ノ議長副議長ハ各々一員トス
- 第十一條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル
- 第十二條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其他ノ事故ニ由リ闕位トナリタルトキハ更ニ任命又ハ互選スル所ノ議長副議長ノ任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル
- 第十三條 各議院ノ議長ハ會議ヲ整理シ議決ヲ宣告シ院外ニ對シ各議院ヲ代表シ及議院ノ事務ヲ指揮ス
議長ハ議會閉期ノ間ニ於テ仍各院ノ事務ヲ指揮ス
- 第十四條 議長ハ常任委員及特別委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但表決ノ數ニ預ラス
- 第十五條 各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス
- 第十六條 貴族院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アリテ勅旨ヲ以テ代理議長ノ命セラレサルトキ及衆議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ臨時假議長ヲ推選シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ
- 第十七條 衆議院ノ議長副議長ハ任期满限ノ後ニ於テ新議員集會ノ期日ニ至ルマテ仍其職務ヲ繼續スヘシ
- 第十八條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク
書記官長ハ勅任書記官ハ奏任トス
- 第十九條 書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ議員名簿議事録及諸般ノ文書ヲ整理監督シ往復公文ニ署名ス
書記官長ハ各議院ノ庶務並ニ會計事務ヲ掌理ス
書記官ハ書記官長ノ職務ヲ輔佐ス

第二十條 兩議院ノ經費ハ定額ニ依リ國庫ヨリ之ヲ支辨ス

第三章 衆議院議員年俸

第二十一條 衆議院ノ議長ハ年俸四千五百圓副議長ハ三千圓議員ハ千二百圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク

議長副議長及議員ハ年俸ヲ辞スルコトヲ得ス

第四章 委員

第二十二條 委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三類トス

全院委員ハ議長其席ヲ退キ議院ノ全員ヲ以テ委員會ト為スモノトス

常任委員ハ一定ノ事件ヲ審査スル為ニ各部ニ於テ平等ニ議員ヲ互選シ一會期中其任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル為議員ノ互選ヲ以テ特ニ附託ヲ受クルモノトス

第二十三條 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ議員之ヲ互選ス

常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス

第二十四條 全院委員會ハ議員三分ノ一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半數以上出席スルニ非サレハ議決ノ効力ヲ有セス

第二十五條 常任委員及特別委員會ハ議員ノ外傍聽ヲ禁ス 議院ノ議決ニ由リ委員ニ非サル議員ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第二十六條 各委員長ハ委員會ノ経過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ

第二十七條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其認可ヲ經テ議會閉期ノ間委員ヲシテ議案ノ審査ヲ繼續セシムスコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ議院ノ議決ニ依リ審査委員ニ相當ノ手當ヲ與フヘシ

第五章 會議

第二十八條 議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス

議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ承諾ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第二十九條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ 但政府ノ要求若クハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルトキハ三讀會ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

第三十條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス但緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニアラス

第三十一條 第四十三條ニ掲クル場合ヲ除ク外政府ヨリ提出シタル議案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スル者ハ十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト為スコトヲ得ス

第三十二條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

第三十三條 政府ノ議案ニ關ル議決ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ内閣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ

第三十四條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ天皇ヨリ裁可ヲ予ヘラル、者ハ次ノ會期マテニ公布セラルヘシ

第六章 休會停會閉會

第三十五條 各議院ハ非常ノ場合ヲ除ク外休會三日ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十六條 議院停會ノ命ヲ受ケタル場合ニ於テハ期限終ルノ後再ヒ前ノ議事ヲ繼續スヘシ

衆議院解散ノ場合ニ於テ貴族院停會ノ命ヲ受ケタルトキハ前項ノ例ニ依ラス

第三十七條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサル者ハ後會ニ繼續セス但第二十七條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十八條 閉會ハ勅命ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スルコト開會ノ式ニ同シ

第七章 秘密會議

第三十九條 議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

- 一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ
- 二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

第四十條 議長又ハ議員十人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聽人ヲ退去セシメ議院ハ討論ヲ用キスシテ可否ヲ決スヘシ

第四十一條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サス

第八章 豫算案ノ議定

第四十二條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其院ニ於テ受取タル日ヨリ三十日以内ニ其調査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

第四十三條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スル者ハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題トナスコトヲ得ス

第四十四條 豫算案ノ議決ハ款項ニ止マリ目節ニ及フコトナシ

豫算ノ款項ハ之ヲ分合スルコトヲ得ス

第四十五條 兩議院ハ政府ノ要求セサル稅額又ハ經費ノ決議又ハ要求ノ額ニ超過スルノ決議ヲ為スコトヲ得ス

第九章 國務大臣次官及政府委員

第四十六條 國務大臣次官及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十七條 議院ニ於テ議案ヲ委員會ニ附シタルトキハ國務大臣次官及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述ルコトヲ得

第四十八條 議院又ハ委員會ハ議長ヲ經由シテ國務大臣次官及政府委員ノ説明若クハ出席ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ國務大臣ハ次官又ハ政府委員ヲシテ代理セシムルコトヲ得

第四十九條 國務大臣次官及政府委員ハ議院ノ會議又ハ委員會ニ於テ表決ノ數ニ預ラス

第五十條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其主任ノ國務大臣次官及政府委員ニ報知スヘシ

第五十一條 議事日程及議事ニ関スル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣次官各員及政府委員ニ交附スヘシ

第十章 質問

第五十二條 政府ニ對シ質問ヲ為サントスルノ發議者二十人以上ノ賛成者ト共ニ連署シタル簡明ナル主意書ヲ議長ニ提出スヘシ

第五十三條 質問主意書ハ議長之ヲ朗読セシメ演說及討論ヲ用ヒスシテ直ニ議決ニ付シ其ノ可決シタルトキハ議長ヨリ之ヲ政府ニ送付ス國務大臣ハ直ニ答辨ヲ為シ又ハ答辨スヘキ期日ヲ定メ又ハ答辨ヲ為サハルノ理由ヲ示明スヘシ

第五十四條 議院ニ於テ答辨ヲ得タル時ハ其事件ニ付キ討論スルコトヲ許サス但議員其答辨又ハ答辨セサルノ理由ニ満足セサルトキハ更ニ建議ノ動議ヲ提出スルコトヲ得

第十一章 兩議院關係

第五十五條 豫算及會計ニ関ル者ヲ除ク外政府ノ議案ハ先ツ兩議院ノ一ニ附スルコト便宜ニ依ル

第五十六條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ決議ニ依リ可決シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ政府ニ呈出スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

第五十七條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ其理由ヲ附シテ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ直ニ之ヲ政府ニ呈出スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若シ之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十八條 兩院協議會ハ一ノ成案ヲ調製スル為兩議院ヨリ各々十人以下同數ノ委員ヲ選派ス委員ノ協議案成立スルトキハ原案ヲ政府ヨリ受取りタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

協議會ニ於テ調製シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲナスコトヲ許サス

第五十九條 各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協議會ニ出席シテ意見ヲ述ルコトヲ得但表決ノ數ニ預ラス

第六十條 兩院協議會ハ傍聴ヲ許サス

第六十一條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ニ依ル

第六十二條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院選派委員ニ於テ各々一員ヲ互選シ各會ニ更代シテ席ニ當ラシムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム

第六十三條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ節目ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ
第十二章 上奏及建議

第六十四條 各議院其ノ意見ヲ上奏セントスルトキハ宮内大臣ニ依リ豫メ勅許ヲ請ヒ議長又ハ其ノ代理者ヲ以テ總代トシ謁謁ヲ得テ上奏文書ヲ奉呈スヘシ

第六十五條 各議院ノ建議ハ其文書ヲ以テ政府ニ提出スヘシ

第六十六條 各議院ヨリ上奏又ハ建議ヲ進ムルノ動議ハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト為スコトヲ得ス

第十三章 請願

第六十七條 各議院ニ提出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介アルヲ待テ議院之ヲ受取ルヘシ

第六十八條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハストスルトキハ議長ハ紹介ノ議員ニ由リ之ヲ却下スヘシ

第六十九條 請願委員ノ特別ノ報告又ハ議員二十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ會議ヲ以テ請願ノ取捨ヲ決スヘシ

請願委員特別ノ報告ヲ為サ、ルトキハ請願文書表ヲ作り其要領ヲ録シ毎週一回議院ニ報告スヘシ

第七十條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ付シ其請願書ヲ政府ニ送付シ時宜ニ依リテハ政府ノ辯明ヲ求ムルコトヲ得

第七十一條 各議院ハ請願人自身ニ出席スル者ヲ受クルコトヲ得ス

第七十二條 法律上法人ト認メラレタル結社ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テ請願スル者ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十三條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第七十四條 請願書ハ總テ哀願ノ体式ヲ用ユヘシ若シ請願ノ名義ニ依ラス若クハ其体式ニ違フ者ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十五條 請願者ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用キ各議院又ハ行政及司法官廳ニ對シ侮辱ノ語ヲ用キル者ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十六條 行政處分ニ對シ請願スル者ハ行政官廳ニ請願シテ其ノ伸理ヲ得サリシ者ニ限り各議院之ヲ受クヘシ

第七十七條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス但裁判遲延若

クハ拒絶ニ對スルノ請願ハ此ノ限ニ在ラス

第七十八條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス

第十四章 議院ト人民及官廳地方議會トノ關係

第七十九條 各議院ハ政府ノ承諾ヲ經スシテ全國又ハ一部ノ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ス

第八十條 各議院ハ審査ノ為ニ人民ヲ召喚スルコトヲ得ス

第八十一條 各議院ヨリ審査ノ為ニ内閣及各省ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ノ抄本ヲ求ムルトキハ内閣及各省ハ秘密ニ涉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應スヘシ

第八十二條 各議院ハ内閣及各省ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ往復スルコトヲ得ス

第十五章 退職及議員資格ノ異議

第八十三條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員又ハ官吏ニ任シ又ハ官ノ保護ヲ受ル營業人若クハ營業會社ノ役員トナルトキハ退職者トス

文武ノ勲功ニ因リ恩給年金ヲ受クル者ハ前項ノ限ニ在ラス

第八十四條 衆議院ノ議員ニシテ選舉法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失フトキハ退職者トス

第八十五條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシメ其報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ

第八十六條 裁判所ニ於テ當選訴訟ヲ判決シ已ニ確定裁判ヲ經タル者ハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトナシ

第八十七條 議員其ノ資格ナキコトヲ證明セラル、ニ至ルマテハ議院ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハス但自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ弁明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス

第十六章 告暇辭職及補闕

第八十八條 各議院ノ議長ハ議員一週間ニ越エサル告暇ヲ許可スヘシ其一週間ヲ超ユル告暇ハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期限ナキノ告暇ハ總テ之ヲ許可セス

第八十九條 各議院ノ議員ハ正當ナル理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルコトヲ得ス

第九十條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得

第九十一條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ欠位ヲ生シタル時ハ議長ヨリ内務大臣ニ牒シ補闕選舉ヲ求ムヘシ

第十七章 警察及紀律

第九十二條 各議院開會中内部警察ノ權ハ其ノ規則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

第九十三條 政府ハ各議院ノ要求ニ應シ警察官吏ヲ遣シ議長ノ指揮ヲ受ケシムヘシ

第九十四條 會議中議員此ノ法律若クハ議事規則ニ違ヒ其ノ他總テ議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ議長ハ之ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ其ノ發言ヲ取消サシムヘシ其ノ命ニ從ハサル者アルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ニ問ヒ當日ノ會議ヲ終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得

第九十五條 議場騷擾ナル時ハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第九十六條 議長ハ傍聴人ノ會議ノ妨害ヲ為ス者ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得

傍聴席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聴人ヲ退場セシムルコトヲ得

第九十七條 會議中議員及傍聴人ハ軍人ト軍人ニ非サルトニ拘ハラス戎器又ハ凶器ヲ携帯シテ場内ニ入ルコトヲ許サス

第九十八條 議場ニ出席シタル國務大臣次官及政府委員又ハ議員ハ議員又ハ傍聴人議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得

第九十九條 國務大臣次官又ハ政府ノ委員ハ議席ニ在ルノ間議員ト均シク總テ議場ノ秩序ニ從フ可シ

第百條 各議院ニ於テハ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ為スコトヲ得ス

各議院ニ於テハ至尊ノ叡旨ヲ引稱スルコトヲ得ス

第百一條 各議院ニ於テハ無禮ノ語ヲ用キルコトヲ得ス及他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

第百二條 議員議院又ハ委員會ニ於テ他人ノ為ニ誹毀侮辱ヲ被リタル者ハ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス

第十八章 懲罰

第百三條 各議院ハ各々其ノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス

第百四條 各議院ニ於テ懲罰委員ヲ設ケ議長ノ發議ニ依リ懲罰事件ヲ審査シ議院ノ議ヲ經テ議長之ヲ宣告ス

第百五條 委員會又ハ各部ニ於テ規律ヲ犯シタル者アルトキハ各委員長又ハ各部長ヨリ議長ニ報告シテ處分ヲ求ムヘシ

第百六條 議員紀律ヲ犯ストキハ其輕重ニ從ヒ左ノ處分ヲ行フ

一 公開シタル議場ニ於テ譴責ス

二 公開シタル議場ニ於テ議院ノ指示スル方式ニ從ヒ謝辞ヲ表セシム

三 一定ノ時間出席ヲ停止ス

四 除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ

貴族院ニ於テ除名ハ勅命ニ依ル

第百七條 衆議院ハ除名ノ議員再選ニ当ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

第百八條 議員ハ二十人以上ノ賛成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ為スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ為スヘシ

第百九條 議長ニ於テ議員ノ發言規律ヲ犯スモノト認ムルトキハ假リニ其全部又ハ一部ヲ議事録ニ記録スルコトヲ禁シ新聞紙及其ノ他ノ印刷物ヲ以テ公布スルコトヲ禁スルコトヲ得

此禁止ハ其ノ發言ニシテ懲罰ヲ受ケタルトキハ有効タルヘク懲罰ヲ免レタルトキハ無効タルヘシ

第百十條 議院外ニ於テ前條ノ禁止ヲ犯シタル者ハ三十日以上三箇月以下ノ輕禁錮ニ處ス

第百十一條 議員正當ノ理由ナクシテ開院ノ後八日マテニ仍召集ニ應セサルニ由リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ欠席スルニ由リ若クハ告暇ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招状ヲ發シ其招状ヲ受ケタル後八日迄ニ仍故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ其出席ヲ停止シ上奏シテ處分ヲ請フヘク衆議院ニ於テハ之ヲ除名スベシ

(出典：「憲政史編纂会収集文書 257」、大石眞『議院法制定史の研究』194-219頁)

議院法樞密院會議諮詢案

議院法

第一章 帝國議會ノ召集及開會

第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ日時ヲ指定シ少クトモ集會ノ期日ヨリ四十日前ニ之ヲ發布スヘシ

第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル日時ニ於テ各議院ノ會堂ニ集會スヘシ

第三條 憲法ニ定メタル議員ノ員數集會シタルトキ衆議院ノ議長副議長ハ其ノ第一任期ニ於テハ議員ヨリ之ヲ勅任シ第二任期以下ニ於テハ議員之ヲ互選シ勅許ヲ請フヘシ

第四條 各議院ハ其ノ必要ニ從ヒ部ヲ設ケ抽籤法ヲ以テ議員ヲ分配スヘシ

各部長ハ各部ニ於テ部員ヨリ之ヲ互選スヘシ

第五條 兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ開院式ヲ行フヘシ

第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ

第七條 各議院ハ詔命ニ奉對スル爲ニ上奏書ヲ作り議長又ハ其ノ代理者ヲ以テ總代トシ宮内大臣ニ依リ謁謁ヲ請ヒ之ヲ奉呈スヘシ

第二章 議長書記官及經費

第八條 衆議院ノ議長副議長ハ各々一員トス

第九條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第十條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ闕位トナリタルトキハ繼續者ノ任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル

第十一條 兩議院ノ議長ハ各議院ノ秩序ヲ整理シ議決ヲ宣告シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス議長ハ議會閉期ノ間ニ於テ仍各議院ノ事務ヲ指揮ス

第十二條 議長ハ常任委員會及特別委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但表決ノ數ニ預ラス

第十三條 各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス

第十四條 貴族院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アリテ勅旨ヲ以テ代理議長ノ命セラレサルトキ及衆議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ臨時假議長ヲ推選シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ

第十五條 衆議院ノ議長副議長ハ任期滿限ノ後ニ於テ新議員集會ノ期日ニ至ルマテ仍其ノ職務ヲ繼續スヘシ

第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク

書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任トス

第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ總堤シ公文ニ署名ス書記官ハ諸般ノ文書及事務ヲ掌理ス

書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

第十八條 兩議院ノ經費ハ定額ニ依リ國庫ヨリ之ヲ支辨ス

第三章 衆議院議員年俸

第十九條 衆議院ノ議長ハ年俸 圓副議長ハ 圓議員ハ 圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク

議長副議長及議員ハ年俸ヲ辭スルコトヲ得ス

第四章 委員

第二十條 委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三種トス

全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員會ト爲スモノトス

常任委員ハ一定ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ於テ平等ニ議員ヲ互選シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲議員ノ互選ヲ以テ特ニ附託ヲ受クルモノトス

第二十一條 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ議員之ヲ互選ス

常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス

第二十二條 全院委員會ハ議員三分一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半數以上出席スルニ非サレハ議決ノ効力ヲ有セス

第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聽ヲ禁ス但委員會ノ議決ニ由リ委員ニ非サル議員ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第二十四條 各委員長ハ委員會ノ經過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ

第二十五條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ經テ議會閉期ノ間委員ヲシテ議案ノ審査ヲ繼續セシムルコトヲ得

第四章 會議

第二十六條 議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス

議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ承諾ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ但政府ノ要求若クハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルトキハ三讀會ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス但緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニアラス

第二十九條 第四十一條ニ掲クル場合ヲ除ク外政府ヨリ提出シタル議案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スル者ハ十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

第三十一條 政府ノ議案ニ關ル議決ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ内閣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ

第三十二條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ裁可ヲ予ヘラル、者ハ次ノ會期マテニ公布セラルヘシ

第六章 休會停會閉會

第三十三條 各議院ハ非常ノ場合ヲ除ク外休會三日ヲ超ユルコトヲ得ス

政府ハ何時タリトモ三日以内ニ於テ議院ノ休會ヲ命スルコトヲ得

第三十四條 議院停會ノ命ヲ受ケタル場合ニ於テハ前ノ議事ヲ繼續セス

第三十五條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサル者ハ後會ニ繼續セス但第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條 閉會ハ勅命ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スルコト開會ノ式ニ同シ

第七章 秘密會議

第三十七條 議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ

二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聽人ヲ退去セシメ議院ハ討論ヲ用キスシテ可否ヲ決スヘシ

第三十九條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サス

第八章 豫算案ノ議定

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取タル日ヨリ三十日以内ニ其ノ調査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

第四十一條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スル者ハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題トナスコトヲ得ス

第九章 國務大臣次官及政府委員

第四十二條 國務大臣次官及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但之カ爲ニ議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員會ニ附シタルトキハ國務大臣次官及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述ルコトヲ得

第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

第四十五條 國務大臣次官及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議又ハ委員會ニ於テ

表決ノ數ニ預ラス

第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其ノ主任ノ國務大臣次官及政府委員ニ報知スヘシ

第四十七條 議事日程及議事ニ關スル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣次官各員及政府委員ニ交付スヘシ

第十章 質問

第四十八條 政府ニ對シ質問ヲ爲サントスルノ發議者ハ二十人以上ノ贊成者ト共ニ連署シタル簡明ナル主意書ヲ議長ニ提出スヘシ

第四十九條 質問主意書ハ議長之ヲ朗讀セシメ演説及討論ヲ用キスシテ直ニ議決ニ付シ其ノ可決シタルトキハ議長ヨリ之ヲ政府ニ送付ス國務大臣ハ直ニ答辯ヲ爲シ又ハ答辯スヘキ期日ヲ定メ又ハ答辯ヲ爲サルノ理由ヲ示明スヘシ

第五十條 議院ニ於テ答辯ヲ得タル時ハ其ノ事件ニ付キ討論スルコトヲ許サス但更ニ建議ヲ提出スルコトヲ得

第十一章 兩議院關係

第五十一條 豫算及會計ニ關ル者ヲ除ク外政府ノ議案ハ先ツ兩議院ノ一ニ附スルコト便宜ニ依ル

第五十二條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ決議ニ依リ可決シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ政府ニ呈出スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

第五十三條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ其ノ理由ヲ付シテ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ直ニ之ヲ政府ニ呈出スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若シ之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十四條 兩院協議會ハ一ノ成案ヲ調製スル爲兩議院ヨリ各々十人以下同數ノ委員ヲ撰派ス委員ノ協議案成立スルトキハ原案ヲ政府ヨリ受取りタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

協議會ニ於テ調製シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲナスコトヲ許サス

第五十五條 各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協議會ニ出席シテ意見ヲ述ルコトヲ得但表決ノ數ニ預ラス

第五十六條 兩院協議會ハ傍聽ヲ許サス

第五十七條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ニ依ル

第五十八條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院選派委員ニ於テ各々一員ヲ互選シ各會ニ更代シテ席ニ當ラシムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ節目ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第十二章 上奏及建議

第六十條 各議院其ノ意見ヲ上奏セントスルトキハ宮内大臣ニ依リ豫メ勅許ヲ請ヒ議長又ハ其ノ代理者ヲ以テ總代トシ觀謁ヲ得テ上奏文書ヲ奉呈スヘシ

第六十一條 各議院ノ建議ハ其ノ文書ヲ以テ政府ニ提出スヘシ

第六十二條 各議院ヨリ上奏又ハ建議ヲ進ムルノ動議ハ二十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第十三章 請願

第六十三條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介アルヲ待テ議院之ヲ受取ルヘシ

第六十四條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハストスルトキハ議長ハ紹介ノ議員ニ由テ之ヲ却下スヘシ

第六十五條 請願委員ノ特別ノ報告又ハ議員二十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其ノ請願事件ヲ會議ニ附スヘシ

請願委員特別ノ報告ヲ為サ、ルトキハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ録シ毎週一回議院ニ報告スヘシ

第六十六條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ付シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付スヘシ

第六十七條 法律上法人ト認メラレタル結社ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テ請願スル者ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第六十八條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第六十九條 請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用ユヘシ若シ請願ノ名義ニ依ラス若クハ其ノ體式ニ違フ者ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用キ各議院又ハ行政及司法官ニ對シ侮辱ノ語ヲ用キル者ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十一條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス但理由ナキ裁判ノ遲延若クハ違法ノ拒絶ニ對スルノ請願ハ此ノ限ニ在ラス

第七十二條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス

第十四章 議院ト人民及官廳地方議會トノ關係

第七十三條 各議院ハ政府ノ承認ヲ經スシテ全國又ハ一部ノ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ス

第七十四條 各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召喚スルコトヲ得ス

第七十五條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ内閣及各省ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ内閣及各省ハ秘密ニ渉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應スヘシ

第七十六條 各議院ハ内閣及各省ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ往復スルコトヲ得ス

第十五章 退職及議員資格ノ異議

第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員又ハ法律ニ依リ議員タルコトヲ得サル職務ニ任セサレタルトキハ退職者トス

文武ノ勲功ニ因リ恩給年金ヲ受クル者ハ前項ノ限ニ在ラス

第七十八條 衆議院ノ議員ニシテ選舉法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失フトキハ退職者トス

第七十九條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ日時ヲ期シ之ヲ審査セシメ其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ

第八十條 裁判所ニ於テ當選訴訟ヲ判決シ已ニ確定裁判ヲ經タル者ハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトナシ

第八十一條 議員其ノ資格ナキコトヲ證明セラル、ニ至ルマテハ議院ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハス但自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス

第十六章 告暇辭職及補闕

第八十二條 各議院ノ議長ハ議員一週間ニ超ヘサル告暇ヲ許可スヘシ其一週間ヲ超ユル告暇ハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期限ナキノ告暇ハ總テ之ヲ許可セス

第八十三條 各議院ノ議員ハ正當ナル理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルコトヲ得ス

第八十四條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得

第八十五條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ缺位ヲ生シタル時ハ議長ヨリ内務大臣ニ通

牒シ補闕選挙ヲ求ムヘシ

第十七章 警察及紀律

第八十六條 各議院開会中内部警察ノ權ハ此ノ法律及各議院ニ於テ定ムル所ノ規則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

第八十七條 政府ハ各議院ノ要求ニ應シ警察官吏ヲ遣シ議長ノ指揮ヲ受ケシムヘシ

第八十八條 會議中議員此ノ法律若クハ議事規則ニ違ヒ其ノ他總テ議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ議長ハ之ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ其ノ發言ヲ取消サシムヘシ其ノ命ニ從ハサル者アルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ニ問ヒ當日ノ會議ヲ終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得

第八十九條 議場騷擾ナル時ハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第九十條 議長ハ傍聽人ノ會議ノ妨害ヲ爲ス者ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得

傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得

第九十一條 會議中議員及傍聽人ハ軍人ト軍人ニ非サルトニ拘ハラズ戎器又ハ兇器ヲ携帯シテ場内ニ入ルコトヲ許サス

第九十二條 議場ニ出席シタル國務大臣次官及政府委員又ハ議員ハ議員又ハ傍聽人議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得

第九十三條 國務大臣次官又ハ政府委員ハ議席ニ在ルノ間議員ト均シク總テ議場ノ秩序ニ從フヘシ

第九十四條 各議院ニ於テハ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ爲スコトヲ得ス

第九十五條 各議院ニ於テハ無禮ノ語ヲ用キルコトヲ得ス及他人身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

第九十六條 議員議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱ヲ被リタル者ハ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス

第十八章 懲罰

第九十七條 各議院ハ各々其ノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス

第九十八條 各議院ニ於テ懲罰委員ヲ設ケ議長ノ發議ニ依リ懲罰事件ヲ審査シ議院ノ議ヲ經テ議長之ヲ宣告ス

第九十九條 委員會又ハ各部ニ於テ紀律ヲ犯シタル者アルトキハ各委員長又ハ各部長ヨリ議長ニ報告シテ處分ヲ求ムヘシ

第一百條 議員紀律ヲ犯ストキハ其ノ輕重ニ從ヒ左ノ處分ヲ行フ

一、公開シタル議場ニ於テ譴責ス

二、公開シタル議場ニ於テ議院ノ指示スル方式ニ從ヒ謝辭ヲ表セシム

三、一定ノ時間出席ヲ停止ス

四、除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ

貴族院ニ於テ除名ハ勅命ニ依ル

第一百一條 衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

第一百二條 議員ハ二十人以上ノ賛成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ為スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第一百三條 議長ニ於テ議員ノ發言紀律ヲ犯スモノト認ムルトキハ假リニ新聞紙及其ノ他ノ印刷物ヲ以テ公布スルコトヲ禁スルコトヲ得

此禁止ハ其ノ發言ニシテ懲罰ヲ受ケタルトキハ有效タルヘク懲罰ヲ免レタルトキハ無効タルヘシ

議員懲罰ヲ受ケタルトキハ議長ハ其ノ發言ノ全部又ハ一部ヲ議事録ヨリ削除セシムルコトヲ得

第一百四條 議院外ニ於テ前條ニ記載シタル公布ノ禁止ヲ犯シタル者ハ三十日以上三個月以下ノ輕禁錮ニ處ス

第一百五條 議員正當ノ理由ナクシテ開院ノ後八日マテニ仍召集ニ應セサルニ由リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ缺席スルニ由リ若クハ告暇ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招狀ヲ發シ其ノ招狀ヲ受ケタル後八日マテニ仍故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ其ノ出席ヲ停止シ上奏シテ處分ヲ請フヘク衆議院ニ於テハ之ヲ除名スヘシ

(出典：衆議院事務局編集『樞密院會議筆記議院法』1-14頁)

議院法（樞密院第一審會議議決案）（明治21年10月31日）

議院法

第一章 帝國議會ノ召集成立及開會

第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ期日ヲ定メ少クトモ四十日前ニ之ヲ發布ス

第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル日時ニ於テ各議院ノ會堂ニ集會スベシ

第三條 衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ各々三名ノ候補者ヲ選舉セシメ其ノ中ヨリ勅任スヘシ

議長副議長ノ勅任セラル、マテハ書記官長ヲシテ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ

第四條 各議院ハ抽籤法ニ依リ總議員ヲ數部ニ分割シ每部部長一名ヲ部員中ニ於テ互選スヘシ

第五條 兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ開院式ヲ行フヘシ

第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ

第七條 各議院ハ勅語ニ奉對スル爲ニ上奏書ヲ作り議長ヲ以テ總代トシ國務大臣ニ依リ謁見ヲ請ヒ之ヲ奉呈スヘシ

第二章 議長書記官及經費

第八條 各議院ノ議長副議長ハ各々一員トス

第九條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第十條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ闕位トナリタルトキハ繼任者ノ任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル

第十一條 各議院ノ議長ハ其ノ議院ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ整理シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス議長ハ議會閉期ノ間ニ於テ仍其ノ議院ノ事務ヲ指揮ス

第十二條 議長ハ常任委員會及特別委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但表決ノ數ニ預ラス

第十三條 各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス

第十四條 各議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ假議長ヲ選舉シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ

第十五條 衆議院ノ議長副議長ハ任期滿限ニ達スルモ後任者ノ勅任セラル、マテハ仍其ノ職務ヲ繼續スヘシ

第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク

書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任トス

第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ埤理シ公文ニ署名ス

書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス

書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

第十八條 兩議院ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

第三章 衆議院議員歳費

第十九條 衆議院ノ議長ハ歳費トシテ一箇年五千圓副議長ハ三千圓議員ハ千二百圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應セサル者ハ此ノ限ニ在ラス

議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得ス

第二十五條ノ場合ニ於テハ前項歳費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當ヲ受ク

第四章 委員

第二十條 委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三類トス

全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員ト爲スモノトス

常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ於テ同數ノ委員ヲ總議員中ヨリ選舉シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以テ特ニ附託ヲ受クルモノトス

第二十一條 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ之ヲ選舉ス

常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス

第二十二條 全院委員會ハ議員三分一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半數以上出席スルニ非サレハ議決ノ效力ヲ有セス

第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聽ヲ禁ス但シ委員會ノ議決ニ由リ議員ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第二十四條 各委員長ハ委員會ノ經過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ

第二十五條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ經テ議會閉期ノ間委員ヲシテ議案ノ審査ヲ繼續セシムルコトヲ得

第五章 會議

第二十六條 議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス

議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ承諾ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ但政府ノ要求若クハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルトキハ三讀會ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス但緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 第四十一條ニ掲クル場合ヲ除ク外政府ヨリ提出シタル議案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スル者ハ十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

第三十一條 政府ノ議案ニ關ル議決ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ國務大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ

第三十二條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ裁可セラル、者ハ次ノ會期マテニ公布セラルヘシ

第六章 停會閉會

第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院ノ停會ヲ命スルコトヲ得

議院停會ノ後再ヒ開會シタルトキハ前會ノ議事ヲ繼續スヘシ

第三十四條 衆議院ノ解散ニ依リ貴族院ニ停會ヲ命シタル場合ニ於テハ前條第二項ノ例ニ依ラス

第三十五條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサル者ハ後會ニ繼續セ

ス但シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條 閉會ハ勅命ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スヘシ

第七章 秘密會議

第三十七條 議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

- 一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ
- 二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聽人ヲ退去セシメ討論ヲ用キスシテ可否ノ決ヲ取ルヘシ

第三十九條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サス

第八章 豫算案ノ議定

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取タル日ヨリ三十日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

第四十一條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スル者ハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第九章 國務大臣次官及政府委員

第四十二條 國務大臣次官及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但之カ爲ニ議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員會ニ附シタルトキハ國務大臣次官及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述ルコトヲ得

第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

第四十五條 國務大臣次官及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議ニ於テ表決ノ數ニ預ラス

第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其ノ主任ノ國務大臣次官及政府委員ニ報知スヘシ

第四十七條 議事日程及議事ニ關スル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣次官及政府委員ニ送付スヘシ

第十章 質問

第四十八條 政府ニ對シ質問ヲ爲サントスルノ發議者ハ二十人以上ノ賛成者ト共ニ連署シタル簡明ナル主意書ヲ議長ニ提出スヘシ

第四十九條 質問主意書ハ議長之ヲ朗読セシメ演說及討論ヲ用キスシテ直ニ議決ニ付シ其ノ可決シタルトキハ議長ヨリ之ヲ政府ニ送付ス國務大臣ハ答辯ヲ爲シ若シ答辯ヲ爲サハルトキハ其ノ理由ヲ示明スヘシ

第五十條 議院ニ於テ答辯ヲ得タル時ハ其ノ答辯ニ付キ討論スルコトヲ許サス但更ニ建議ヲ提出スルコトヲ得

第十一章 兩議院關係

第五十一條 豫算及會計ニ關ル者ヲ除ク外政府ノ議案ヲ付スルハ兩議院ノ内何レヲ先ニスルモ便宜ニ依ル

第五十二條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ決議ニ同意シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ政府ニ呈出スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

第五十三條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ直ニ之ヲ政府ニ呈出スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若シ之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十四條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各々十人以下同數ノ委員ヲ選舉シ會同セシム委員ノ協議案成立スルトキハ原案ヲ政府ヨリ受取リタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

協議會ニ於テ成立シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲ為スコトヲ許サス

第五十五條 國務大臣次官政府委員及各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協議會ニ出席シテ意見ヲ述ルコトヲ得

第五十六條 兩院協議會ハ傍聽ヲ許サス

第五十七條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ用キ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五十八條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院協議委員ニ於テ各々一員ヲ互選シ每會更代シテ席ニ當ラシムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ規程ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第十二章 上奏及建議

第六十條 各議院意見ヲ上奏セントスルトキハ議長ヲ以テ總代トシ國務大臣ニ依リ謁見ヲ請ヒ上奏書ヲ奉呈スヘシ

第六十一條 各議院ノ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ提出スヘシ

第六十二條 各議院ニ於テ上奏又ハ建議ノ動議ハ二十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第十三章 請願

第六十三條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニ依リ議院之ヲ受取ルヘシ

第六十四條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムルトキハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ之ヲ却下スヘシ

第六十五條 請願委員ハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ録シ毎週一回議院ニ報告スヘシ

請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員二十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其ノ請願事件ヲ會議ニ付スヘシ

第六十六條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ附シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付スヘシ

第六十七條 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第六十八條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第六十九條 請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用ユヘシ若シ請願ノ名義ニ依ラス若クハ其ノ體式ニ違フ者ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用キ政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用キル者ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十一條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第七十二條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス

第十四章 議院ト人民及官廳地方議會トノ關係

第七十三條 各議院ハ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ス

第七十四條 各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召喚シ及議員ヲ派出スルコトヲ得ス

第七十五條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ秘密ニ渉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應スヘシ

第七十六條 各議院ハ國務大臣次官政府委員ノ外他ノ官吏及地方議會ニ向テ照會往復スル

コトヲ得ス

第十五章 退職及議員資格ノ異議

第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員ニ任セラレ又ハ法律ニ依リ議員タルコトヲ得サル職務ニ任セサレタルトキハ退職者トス

第七十八條 衆議院ノ議員ニシテ選舉法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退職者トス

第七十九條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシメ其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ

第八十條 裁判所ニ於テ當選訴訟ノ裁判手續ヲ爲シタル者ハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトヲ得ス

第八十一條 議員其ノ資格ナキコトヲ證明セラル、ニ至ルマテハ議院ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハス但自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス

第十六章 乞暇辭職及補闕

第八十二條 各議院ノ議長ハ一週間ニ超エサル議員ノ乞暇ヲ許可スルコトヲ得其ノ一週間ヲ超ユルモノハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期間ナキモノハ之ヲ許可スルコトヲ得ス

第八十三條 各議院ノ議員ハ正當ナル理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルコトヲ得ス

第八十四條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得

第八十五條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ缺員ヲ生シタル時ハ議長ヨリ内務大臣ニ通牒シ補闕選舉ヲ求ムヘシ

第十七章 紀律及警察

第八十六條 各議院開會中其ノ紀律ヲ保持センカ爲内部警察ノ權ハ此ノ法律及各議院ニ於テ定ムル所ノ規則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

第八十七條 各議院ニ於テ要スル所ノ警察官吏ハ政府之ヲ派出シ議長ノ指揮ヲ受ケシム

第八十八條 會議中議員此ノ法律若クハ議事規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ルトキハ議長ハ之ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ發言ヲ取消サシム命ニ從ハサルトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得

第八十九條 議場騷擾ニシテ整理シ難キ時ハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第九十條 傍聽人議場ノ妨害ヲ爲ス者アルトキハ議長ハ之ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得

傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得

第九十一條 議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ國務大臣次官政府委員及議員ハ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得

第九十二條 各議院ニ於テ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ爲スコトヲ得ス

第九十三條 各議院ニ於テ無禮ノ語ヲ用キルコトヲ得ス又他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

第九十四條 議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱ヲ被リタル議員ハ之ヲ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス

第十八章 懲罰

第九十五條 各議院ハ其ノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス

第九十六條 各議院ニ於テ懲罰事件ヲ審査スル爲懲罰委員ヲ設ク

懲罰事件アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ委員ニ付シ審査セシメ議院ノ議ヲ經テ之ヲ宣告ス

各委員會又ハ各部ニ於テ懲罰事件アルトキハ委員長又ハ部長ハ之ヲ議長ニ報告シ處分ヲ求ムヘシ

第九十七條 懲罰ハ左ノ如シ

- 一、公開シタル議場ニ於テ譴責ス
- 二、公開シタル議場ニ於テ適當ノ謝辭ヲ表セシム
- 三、一定ノ時間出席ヲ停止ス
- 四、除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ
貴族院ニ於テ除名ハ勅裁ニ依ル

第九十八條 衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

第九十九條 議員ハ二十人以上ノ賛成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ爲スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第一百條 議長ニ於テ議員ノ發言此ノ法律又ハ紀律ヲ犯スモノト認ムルトキハ新聞紙及其ノ他ノ印刷物ヲ以テ公布スルコトヲ禁スルコトヲ得

此ノ禁止ハ其ノ發言ニシテ懲罰ヲ受ケタルトキハ有效タルヘク懲罰ヲ免レタルトキハ無効タルヘシ

議員懲罰ヲ受ケタルトキハ議長ハ其ノ發言ノ全部又ハ一部ヲ議事録ヨリ削除セシムルコトヲ得

第一百一條 前條ニ記載シタル公布ノ禁止ヲ犯シタル者ハ三十日以上三個月以下ノ輕禁錮ニ處ス

第一百二條 議員正當ノ理由ナクシテ勅諭ニ指定シタル期日後一週間内ニ仍召集ニ應セサルニ由リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ缺席スルニ由リ若クハ乞暇ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招狀ヲ發シ其ノ招狀ヲ受ケタル後一週間内ニ仍故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ其ノ出席ヲ停止シ上奏シテ勅裁ヲ請フヘク衆議院ニ於テハ之ヲ除名スヘシ

(出典：『樞密院會議筆記議院法』302-311、316-333頁、
大石眞『議院法制定史の研究』267-290頁)

議院法（樞密院再審會議議決案）（明治22年1月17日）

議院法

第一章 帝國議會ノ召集成立及開會

第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ期日ヲ定メ少クトモ四十日前ニ之ヲ發布スヘシ

第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ニ於テ各議院ノ會堂ニ集會スヘシ

第三條 衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ各々三名ノ候補者ヲ選舉セシメ其ノ中ヨリ之ヲ勅任スヘシ

議長副議長ノ勅任セラルハマテハ書記官長議長ノ職務ヲ行フヘシ

第四條 各議院ハ抽籤法ニ依リ總議員ヲ數部ニ分割シ每部部長一名ヲ部員中ニ於テ互選スヘシ

第五條 兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ開院式ヲ行フヘシ

第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ

第七條 各議院ハ勅語ニ奉對スル爲ニ上奏書ヲ作り議長ヲ以テ總代トシ國務大臣ニ依リ謁見ヲ請ヒ之ヲ奉呈スヘシ

第二章 議長書記官及經費

- 第八條 各議院ノ議長副議長ハ各々一員トス
- 第九條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル
- 第十條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ闕位トナリタルトキハ繼任者ノ任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル
- 第十一條 兩議院ノ議長ハ其ノ議院ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ整理シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス議長ハ議會閉會ノ間ニ於テ仍其ノ議院ノ事務ヲ指揮ス
- 第十二條 議長ハ常任委員會及特別委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但シ表決ノ數ニ預カラス
- 第十三條 各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス
- 第十四條 各議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ假議長ヲ選舉シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ
- 第十五條 各議院ノ議長副議長ハ任期滿限ニ達スルモ後任者ノ勅任セラル、マテハ仍其ノ職務ヲ繼續スヘシ
- 第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク
書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任トス
- 第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ埤理シ公文ニ署名ス
書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス
書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス
- 第十八條 兩議院ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出ス
第三章 議長副議長及議員歳費
- 第十九條 各議院ノ議長ハ歳費トシテ四千圓副議長ハ二千圓貴族院ノ被選及勅任議員及衆議院ノ議員ハ八百圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應セサル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス
議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得ス
官吏ニシテ議員タル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス
- 第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當ヲ受ク
第四章 委員
- 第二十條 各議院ノ委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三類トス
全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員ト爲スモノトス
常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ於テ同數ノ委員ヲ總議員中ヨリ選舉シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス
特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以テ特ニ附託ヲ受クルモノトス
- 第二十一條 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ之ヲ選舉ス
常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス
- 第二十二條 全院委員會ハ議員三分一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス
- 第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聽ヲ禁ス但シ委員會ノ決議ニ由リ議員ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得
- 第二十四條 各委員長ハ委員會ノ經過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ
- 第二十五條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ經テ議會閉會ノ間委員ヲシテ議案ノ審査ヲ繼續セシムルコトヲ得
第五章 會議
- 第二十六條 各議院ノ議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス

議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ承諾ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ但政府ノ要求若クハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルトキハ三讀會ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス但緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 凡テ議案ヲ發議シ及議院ノ會議ニ於テ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルモノハ二十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

第三十一條 政府ノ議案ニ關ル議決ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ國務大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ

但シ兩議院ノ一ニ於テ提出シタル議案ニシテ他ノ議院ニ於テ否決シタルトキハ第五十四條第二項ノ規定ニ依ル

第三十二條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ裁可セラル、者ハ次ノ會期マテニ公布セラルヘシ

第六章 停會閉會

第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院ノ停會ヲ命スルコトヲ得
議院停會ノ後再ヒ開會シタルトキハ前會ノ議事ヲ繼續スヘシ

第三十四條 衆議院ノ解散ニ依リ貴族院ニ停會ヲ命シタル場合ニ於テハ前條第二項ノ例ニ依ラス

第三十五條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサル者ハ後會ニ繼續セス但シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條 閉會ハ勅命ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スヘシ

第七章 秘密會議

第三十七條 各議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ

二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聽人ヲ退去セシメ討論ヲ用キスシテ可否ノ決ヲ取ルヘシ

第三十九條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サス

第八章 豫算案ノ議定

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取タル日ヨリ三十日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

第四十一條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スルモノハ三十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲ニ議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員會ニ附シタルトキハ國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述ルコトヲ得

第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

第四十五條 國務大臣及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議ニ於テ表決ノ數ニ預カラス

第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其ノ主任ノ國務大臣及政府委員ニ報知スヘシ

第四十七條 議事日程及議事ニ關スル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣及政府委員ニ送付スヘシ

第十章 質問

第四十八條 政府ニ對シ質問ヲ爲サントスルノ發議者ハ三十人以上ノ贊成者ト共ニ連署シタル簡明ナル主意書ヲ議長ニ提出スヘシ

第四十九條 質問主意書ハ議長之ヲ朗読セシメ演説及討論ヲ用キスシテ直ニ議決ニ付シ其ノ可決シタルトキハ議長ヨリ之ヲ政府ニ送付ス國務大臣ハ答辯ヲ爲シ若シ答辯ヲ爲サルトキハ其ノ理由ヲ示明スヘシ

第五十條 議院ニ於テ答辯ヲ得タル時ハ其ノ答辯ニ付キ討論スルコトヲ許サス但更ニ建議ヲ提出スルコトヲ得

第十一章 建議

第五十一條 各議院ノ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ提出スヘシ

第五十二條 各議院ニ於テ建議ノ動議ハ三十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算及會計ニ關ル者ヲ除ク外政府ノ議案ヲ付スルハ兩議院ノ内何レヲ先ニスルモ便宜ニ依ル

第五十四條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

乙議院ニ於テ甲議院ノ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ通知スヘシ

第五十五條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ直ニ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若シ之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十六條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各々十人以下同數ノ委員ヲ選舉シ會堂セシム委員ノ協議案成立スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取り又ハ提出シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

協議會ニ於テ成立シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲ爲スコトヲ許サス

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協議會ニ出席シテ意見ヲ述ルコトヲ得

第五十八條 兩院協議會ハ傍聽ヲ許サス

第五十九條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ用キ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六十條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院協議委員ニ於テ各々一員ヲ互選シ每會更代シテ席ニ當ラシムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ規程ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第十三章 請願

第六十二條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニ依リ議院之ヲ受取ルヘシ

第六十三條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムルトキハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ之ヲ却下スヘシ

- 第六十四條 請願委員ハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ録シ每週一回議院ニ報告スヘシ
請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員三十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其ノ請願事件ヲ會議ニ附スヘシ
- 第六十五條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ附シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付スヘシ時宜ニ依リ報告ヲ求ムルコトヲ得
- 第六十六條 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス
- 第六十七條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス
- 第六十八條 請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用ユヘシ若シ請願ノ名義ニ依ラス若クハ其ノ體式ニ違フモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス
- 第六十九條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用キ政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用キルモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス
- 第七十條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス
- 第七十一條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス
- 第十四章 議院ト人民及官廳地方議會トノ關係
- 第七十二條 各議院ハ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ス
- 第七十三條 各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召喚シ及議員ヲ派出スルコトヲ得ス
- 第七十四條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ秘密ニ渉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應スヘシ
- 第七十五條 各議院ハ國務大臣及政府委員ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ照會往復スルコトヲ得ス
- 第十五章 退職及議員資格ノ異議
- 第七十六條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員ニ任セラレ又ハ法律ニ依リ議員タルコトヲ得サル職務ニ任セラレタルトキハ退職者トス
- 第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ選舉法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退職者トス
- 第七十八條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシメ其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ
- 第七十九條 裁判所ニ於テ當選訴訟ノ裁判手續ヲ爲シタル者ハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトヲ得ス
- 第八十條 議員其ノ資格ナキコトヲ證明セラル、ニ至ルマテハ議院ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハス但自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス
- 第十六章 請暇辭職及補闕
- 第八十一條 各議院ノ議長ハ一週間ニ超エサル議員ノ請暇ヲ許可スルコトヲ得其ノ一週間ヲ超ユルモノハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期間ナキモノハ之ヲ許可スルコトヲ得ス
- 第八十二條 各議院ノ議員ハ正當ナル理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルコトヲ得ス
- 第八十三條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得
- 第八十四條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ缺員ヲ生シタル時ハ議長ヨリ内務大臣ニ牒シ補闕選舉ヲ求ムヘシ
- 第十七章 紀律及警察
- 第八十五條 各議院開會中其ノ紀律ヲ保持センカ爲内部警察ノ權ハ此ノ法律及各議院ニ於テ定ムル所ノ規則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

- 第八十六條 各議院ニ於テ要スル所ノ警察官吏ハ政府之ヲ派出シ議長ノ指揮ヲ受ケシム
- 第八十七條 會議中議員此ノ法律若クハ議事規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ルトキハ議長ハ之ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ發言ヲ取消サシム命ニ從ハサルトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得
- 第八十八條 議場騷擾ニシテ整理シ難キ時ハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得
- 第八十九條 傍聽人議場ノ妨害ヲ爲ス者アルトキハ議長ハ之ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得
傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得
- 第九十條 議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ國務大臣政府委員及議員ハ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得
- 第九十一條 各議院ニ於テ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ爲スコトヲ得ス
- 第九十二條 各議院ニ於テ無禮ノ語ヲ用キルコトヲ得ス又他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス
- 第九十三條 議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱ヲ被リタル議員ハ之ヲ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス
- 第十八章 懲罰
- 第九十四條 各議院ハ其ノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス
- 第九十五條 各議院ニ於テ懲罰事犯ヲ審査スル爲ニ懲罰委員ヲ設ク
懲罰事犯アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ委員ニ付シ審査セシメ議院ノ議ヲ經テ之ヲ宣告ス各委員會又ハ各部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長又ハ部長ハ之ヲ議長ニ報告シ處分ヲ求ムヘシ
- 第九十六條 懲罰ハ左ノ如シ
一、公開シタル議場ニ於テ譴責ス
二、公開シタル議場ニ於テ適當ノ謝辭ヲ表セシム
三、一定ノ時間出席ヲ停止ス
四、除名
衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ
- 第九十七條 衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第九十八條 議員ハ二十人以上ノ贊成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ爲スコトヲ得
懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ爲スヘシ
- 第九十九條 議員正當ノ理由ナクシテ勅諭ニ指定シタル期日後一週間内ニ仍召集ニ應セサルニ由リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルニ由リ若ハ請暇ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招狀ヲ發シ其ノ招狀ヲ受ケタル後一週間内ニ仍故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ其ノ出席ヲ停止シ上奏シテ勅裁ヲ請フヘク衆議院ニ於テハ之ヲ除名スヘシ

(出典：『樞密院會議筆記議院法』338-344、350-351頁、
大石眞『議院法制定史の研究』267-290頁)

大日本帝國憲法樞密院第三審會議議決案「第三章 帝國議會」

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス其ノ資格選任特權ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

- 第三十五條 衆議院ハ撰擧法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス
- 第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス
- 第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得
- 第三十九條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得
但シ其採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス
- 第四十條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法案ハ同會期中ニ再議ニ提出スルコトヲ得ス
- 第四十一條 帝國議會ハ每年之ヲ召集ス
- 第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長
スルコトアルヘシ
- 第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テハ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル
- 第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ
- 第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ撰擧セシメ解散ノ日
ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ
- 第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ
爲スコトヲ得ス
- 第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト為ス
コトヲ得
- 第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得
- 第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得
- 第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ
定ムルコトヲ得
- 第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコ
トナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキ
ハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ
- 第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ承諾
ナクシテ逮捕セラル、コトナシ
- 第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

明治 22 年公布議院法

議院法（明治二十二年二月十一日公布法律第二號）

第一章 帝國議會ノ召集成立及開會

- 第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ期日ヲ定メ少クトモ四十日前ニ之ヲ發布スヘシ
- 第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ニ於テ各議院ノ會堂ニ集會スヘシ
- 第三條 衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ各々三名ノ候補者ヲ選舉セシメ其ノ中ヨリ之
ヲ勅任スヘシ
議長副議長ノ勅任セラル、マテハ書記官長議長ノ職務ヲ行フヘシ
- 第四條 各議院ハ抽籤法ニ依リ總議員ヲ數部ニ分割シ每部部長一名ヲ部員中ニ於テ互選ス
ヘシ
- 第五條 兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合
セシメ開院式ヲ行フヘシ

第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ

第二章 議長書記官及經費

第七條 各議院ノ議長副議長ハ各々一員トス

第八條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第九條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ闕位トナリタルトキハ繼任者ノ任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル

第十條 各議院ノ議長ハ其ノ議院ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ整理シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス

第十一條 議長ハ議會閉會ノ間ニ於テ仍其ノ議院ノ事務ヲ指揮ス

第十二條 議長ハ常任委員會及特別委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但シ表決ノ數ニ預カラス

第十三條 各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス

第十四條 各議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ假議長ヲ選舉シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ

第十五條 各議院ノ議長副議長ハ任期滿限ニ達スルモ後任者ノ勅任セラル、マテハ仍其ノ職務ヲ繼續スヘシ

第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク

書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任トス

第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ埤理シ公文ニ署名ス

書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス

書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

第十八條 兩議院ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

第三章 議長副議長及議員歳費

第十九條 各議院ノ議長ハ歳費トシテ四千圓副議長ハ二千圓貴族院ノ被選及勅任議員及衆議院ノ議員ハ八百圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應セサル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得ス

官吏ニシテ議員タル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當ヲ受ク

第四章 委員

第二十條 各議院ノ委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三類トス

全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員ト爲スモノトス

常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ於テ同數ノ委員ヲ總議員中ヨリ選舉シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以テ特ニ付託ヲ受クルモノトス

第二十一條 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ之ヲ選舉ス

常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス

第二十二條 全院委員會ハ議員三分ノ一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聽ヲ禁ス但シ委員會ノ決議ニ由リ議員ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第二十四條 各委員長ハ委員會ノ經過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ

第二十五條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ同意ヲ經テ議會閉會ノ間委員ヲシテ議案ノ審査ヲ繼續セシムルコトヲ得

第五章 會議

第二十六條 各議院ノ議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス

議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ但シ政府ノ要求若ハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルトキハ三讀會ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス但シ緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 凡テ議案ヲ發議シ及議院ノ會議ニ於テ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルモノハ二十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

第三十一條 凡テ議案ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ國務大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ

但シ兩議院ノ一ニ於テ提出シタル議案ニシテ他ノ議院ニ於テ否決シタルトキハ第五十四條第二項ノ規定ニ依ル

第三十二條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ裁可セラル、モノハ次ノ會期マテニ公布セラルヘシ

第六章 停會閉會

第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院ノ停會ヲ命スルコトヲ得

議院停會ノ後再ヒ開會シタルトキハ前會ノ議事ヲ繼續スヘシ

第三十四條 衆議院ノ解散ニ依リ貴族院ニ停會ヲ命シタル場合ニ於テハ前條第二項ノ例ニ依ラス

第三十五條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサル者ハ後會ニ繼續セス但シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條 閉會ハ勅命ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スヘシ

第七章 秘密會議

第三十七條 各議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ

二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聽人ヲ退去セシメ討論ヲ用キスシテ可否ノ決ヲ取ルヘシ

第三十九條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サス

第八章 豫算案ノ議定

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取りタル日ヨリ十五日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

第四十一條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スルモノハ三十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲ニ議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員ニ付シタルトキハ國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

第四十五條 國務大臣及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議ニ於テ表決ノ數ニ預ラス

第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其ノ主任ノ國務大臣及政府委員ニ報知スヘシ

第四十七條 議事日程及議事ニ關ル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣及政府委員ニ送付スヘシ

第十章 質問

第四十八條 兩議院ノ議員政府ニ對シ質問ヲ爲サムトスルトキハ三十人以上ノ贊成者アルヲ要ス

質問ハ簡明ナル主意書ヲ作り贊成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ

第四十九條 質問主意書ハ議長之ヲ政府ニ轉送シ國務大臣ハ直ニ答辯ヲ爲シ又ハ答辯スヘキ期日ヲ定メ若答辯ヲ爲サハルトキハ其ノ理由ヲ示明スヘシ

第五十條 國務大臣ノ答辯ヲ得又ハ答辯ヲ得サルトキハ質問ノ事件ニ付議員ハ建議ノ動議ヲ爲スコトヲ得

第十一章 上奏及建議

第五十一條 各議院上奏セムトスルトキハ文書ヲ奉呈シ又ハ議長ヲ以テ總代トシ謁見ヲ請ヒ之ヲ奉呈スルトヲ得

各議院ノ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ呈出スヘシ

第五十二條 各議院ニ於テ上奏又ハ建議ノ動議ハ三十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算ヲ除ク外政府ノ議案ヲ付スルハ兩議院ノ内何レヲ先ニスルモ便宜ニ依ル

第五十四條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

乙議院ニ於テ甲議院ノ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ通知スヘシ

第五十五條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十六條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各々十人以下同數ノ委員ヲ選舉シ會同セシム委員ノ協議案成立スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取り又ハ提出シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

協議會ニ於テ成立シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲ爲スコトヲ許サス

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協議會ニ出席シテ意見を述フルコトヲ得

第五十八條 兩院協議會ハ傍聽ヲ許サス

第五十九條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ用キ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六十條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院協議委員ニ於テ各々一員ヲ互選シ每會更代シテ席ニ當ラシムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ規程ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第十三章 請願

第六十二條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニ依リ議院之ヲ受取ルヘシ

- 第六十三條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム
請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムルトキハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ之ヲ却下スヘシ
- 第六十四條 請願委員ハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ録シ毎週一回議院ニ報告スヘシ
請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員三十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其ノ請願事件ヲ會議ニ付スヘシ
- 第六十五條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ附シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付シ事宜ニ依リ報告ヲ求ムルコトヲ得
- 第六十六條 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス
- 第六十七條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス
- 第六十八條 請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用ウヘシ若請願ノ名義ニ依ラス若ハ其ノ體式ニ違フモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス
- 第六十九條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用キ政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用キルモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス
- 第七十條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス
- 第七十一條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス
- 第十四章 議院ト人民及官廳地方議會トノ關係
- 第七十二條 各議院ハ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ス
- 第七十三條 各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召喚シ及議員ヲ派出スルコトヲ得ス
- 第七十四條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ秘密ニ涉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應スヘシ
- 第七十五條 各議院ハ國務大臣及政府委員ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ照會往復スルコトヲ得ス
- 第十五章 退職及議員資格ノ異議
- 第七十六條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員ニ任セラレ又ハ法律ニ依リ議員タルコトヲ得サル職務ニ任セサレタルトキハ退職者トス
- 第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ選舉法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退職者トス
- 第七十八條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシメ其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ
- 第七十九條 裁判所ニ於テ當選訴訟ノ裁判手續ヲ爲シタルモノハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトヲ得ス
- 第八十條 議員其ノ資格ナキコトヲ證明セラルハニ至ルマテハ議院ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハス但シ自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス
- 第十六章 請暇辭職及補闕
- 第八十一條 各議院ノ議長ハ一週間ニ超エサル議員ノ請暇ヲ許可スルコトヲ得其ノ一週間ヲ超ユルモノハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期限ナキモノハ之ヲ許可スルコトヲ得ス
- 第八十二條 各議院ノ議員ハ正當ナル理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルコトヲ得ス
- 第八十三條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得
- 第八十四條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ議長ヨリ内務大臣ニ通牒シ補闕選舉ヲ求ムヘシ

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其ノ紀律ヲ保持セムカ爲内部警察ノ權ハ此ノ法律及各議院ニ於テ定ムル所ノ規則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

第八十六條 各議院ニ於テ要スル所ノ警察官吏ハ政府之ヲ派出シ議長ノ指揮ヲ受ケシム

第八十七條 會議中議員此ノ法律若ハ議事規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ルトキハ議長ハ之ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ其ノ發言ヲ取消サシム命ニ從ハサルトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得

第八十八條 議場騷擾ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第八十九條 傍聽人議場ノ妨害ヲ爲ス者アルトキハ議長ハ之ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得

傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得

第九十條 議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ國務大臣政府委員及議員ハ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得

第九十一條 各議院ニ於テ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ爲スコトヲ得ス

第九十二條 各議院ニ於テ無禮ノ語ヲ用キルコトヲ得ス及他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

第九十三條 議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱ヲ被リタル議員ハ之ヲ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス

第十八章 懲 罰

第九十四條 各議院ハ其ノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス

第九十五條 各議院ニ於テ懲罰事犯ヲ審査スル爲ニ懲罰委員ヲ設ク

懲罰事犯アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ委員ニ付シ審査セシメ議院ノ議ヲ經テ之ヲ宣告ス

各委員會又ハ各部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長又ハ部長ハ之ヲ議長ニ報告シ處分ヲ求ムヘシ

第九十六條 懲罰ハ左ノ如シ

- 一 公開シタル議場ニ於テ譴責ス
- 二 公開シタル議場ニ於テ適當ノ謝辭ヲ表セシム
- 三 一定ノ時間出席ヲ停止ス
- 四 除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ

第九十七條 衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

第九十八條 議員ハ二十人以上ノ贊成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ爲スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第九十九條 議員正當ノ理由ナクシテ勅諭ニ指定シタル期日後一週間内ニ召集ニ應セサルニ由リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルニ由リ若ハ請暇ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招狀ヲ發シ其ノ招狀ヲ受ケタル後一週間内ニ仍故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ其ノ出席ヲ停止シ上奏シテ處分ヲ請フヘク衆議院ニ於テハ之ヲ除名スヘシ

(出典：衆議院事務局編集『樞密院會議筆記議院法』361—372頁)

議院法の改正に関する研究項目〔7月8日〕

- (一) 題名は、議院法とすること。
- (二) 会期。

- (イ) 通常会の会期は法定すること。
- (ロ) 臨時会の会期の定め方を法定すること。
- (ハ) 会期延長はいづれかの一院が議決し他院これに同意することによること。
- (ニ) 会期は両議院の成立した日からこれを起算すること。
- (三) 開会式。開会式は両議院成立の後これを行ふ。
- (四) 第四十九條による臨時会召集の請求の手續を法定すること。
- (五) 第五十條の緊急集会に関する規定を置くこと。
- (六) 第四十五條に關聯して歳費に関する規定を置くこと。
- (七) 第四十六條に關連して國會開会中の議員不可侵權に對する例外の場合を定めること。
- (八) 第五十三條に關聯して
 - (イ) 同條第二項の特に秘密を要することの認定は院議による旨を法定すること。
 - (ロ) 同條第三項については記名投票の方法を採ること。
- (九) 第五十四條第一項の役員の範圍及びその選任方法を法定すること。
- (一〇) 第五十五條に關聯して
 - (イ) 兩院協議会に関する規定の要否。
 - (ロ) 休会に関する規定を設けること。(他の法條にも關係あり。)
 - (ハ) その他本條の運用について必要な規定を設けること。
- (一一) 第五十六條に關聯して兩院協議会に関する規定を設けること。
- (一二) 第五十八條に關聯して國務に関する調査及証人の喚問に関する規定を設けること。
- (一三) 第六十三條に關聯して内閣總理大臣の指名に関する手續を法定すること。
- (一四) 第六十四條に關聯して國務大臣任命の承認の手續を法定すること。
- (一五) 常置委員会の規定を設けることの可否。
- (一六) 第五十一條に關連して規定を設けることの要否。

(引用：赤坂幸一「戦後議會制度改革の経緯 (一)」37-39 頁)

新憲法ニ基キ議院法ニ規定スル事項 (昭和 21 年 7 月 8 日)

新憲法ニ基キ議院法ニ規定スル事項

- 一、議院法トスベキカ國會法トスベキカ、
- 二、會期ヲ規定スベキカ、ドウカ、
 - (1) 常會ノ會期ヲ法定スルカ、
 - (イ) 召集日ヲ一定スルカ、ドウカ (場所ハ)
 - (ロ) 會期ハ一定スルカ、又ハ最短期間ヲ定メ、其レ以上ニ於テ其ノ都度詔書ヲ以ツテ定メラルハコトトスルカ、
 - (ハ) 召集サルハ場合ノ召集日迄ノ期間ヲドウスルカ、
 - (2) 臨時會及ヒ特別會ノ會期ハ、ドウスルカ、
 - (3) 會期延長ヲドウスルカ、
- 三、開會ノ式ヲ行フカ、ドウカ、
 - (1) 兩院別ニ行フカ、兩院成立後合會デ行フカ (行幸ヲ請フカ)
 - (2) 合會ノ場合議長ノ職ハ衆議院議長トスルカ、會場ハドコニスルカ、
 - (3) 會期ノ起算点ヲドウスルカ、
- 四、第四十九條ノ臨時會請求ノ手續
 - (1) 要求議員ノ連名デスルカ、議長ヨリ請求スルカ、
 - (2) 會期ヲモ請求シ得ルコトトスルカ、
 - (3) 異ナリタル要求ニ以上アリタルトキハ、ドウスルカ、

五、歳費ニ關スル規定（第四十五條）

- (1) 議院法ニ規定スルカ、單行法デ定ムルカ、
- (2) 相當額ヲドウスルカ、
- (3) 調査費、旅費、滞在費、手當等ハ、ドウスルカ、

六、第四十六條ノ開會中ノ議員不可侵權ニ對スル例外

- (1) 現行犯及内亂外患罪ノミデヨイカ（現行憲法第五十三條）
- (2) 選舉違反事件繫属中ノ者ノ登院ヲ認ムルカ、ドウカ、
- (3) 其他名譽犯罪ハ其ノマ、デヨイカ（院議ニ依リ登院停止ヲ認ムルカ）

七、參議院ノ緊急集會ニ關スル手續

- (1) 議長ニ通達シテ議長ガ集會セシムルカ、
- (2) 内閣ノ告示ヲ以ツテ召集スルカ、
- (3) 天皇ノ召集ヲ待ツカ、

八、第五十二條ノ定足數

- (1) 定足數ヲ必要トセザル場合ヲ規定スル要ナキカ、
- (2) 法文通り開議ノ場合ト議決ノ場合トニ限り、存續條件トセザルコトトナスカ、

九、秘密會ニ付キ（第五十三條）

- (1) 秘密會ノ要求權
 - (イ) 議員ノ定數ヲドウスルカ、議長發議ヲ認ムルカ、
 - (ロ) 内閣ニモ之ヲ認ムルカ、
- (2) 公表セサルモノハ院議ヲ以テ決スルカ、議長ノ認定ニ一任スルカ、又ハ兩者併用カ、
- (3) 第三項ノ表決議員ノ記載ハ記名投票ニ依ルコト

十、役員ノ範圍及選任方法

- (1) 議長
- (2) 副議長ヲドウスルカ、員數、
- (3) 假議長又ハ議長代理ヲドウスルカ、
 - (イ) 選舉スルカ、
 - (ロ) 其ノ都度議長ノ指名トスルカ、
- (4) 全院委員長ハ役員トスルカ、又ハ全院委員會ハ存置スルカ
- (5) 書記官長ハ役員トスルカドウカ、
 - (イ) 名稱ヲドウスルカ、
 - (ロ) 役員トシタ場合、議員以外ノ者ヨリ選任スルコトヲ規定スル要ナキカ、
 - (ハ) 身分ヲドウスルカ、又ハ任期ヲ附スル要ナキカ、
 - (ニ) 事務局員ハ公務員トスル要ナキカ、其ノ任命權ハドウスルカ、
 - (ホ) 正副議長缺ケタル場合ノ代行機關ヲドウスルカ、

十一、第五十五條ニ依リ衆議院ノ法律案再議ノ場合、

- (1) 兩院協議會ヲ開クコトヲ規定スルカドウカ、
- (2) 國會休會トハドンナ場合カ規定スル要ナキカ、
- (3) 本條ハ常會以外ニ適用ナキコトヲ規定スルカドウカ、
- (4) 臨時會、特別會ノ場合ハ次ノ會期デ第二項ヲ適用スルコトヲ規定スル要ナキカ、

十二、兩院協議會規定

現行規定中改正スヘキ点ガアルカ、ドウカ、

十三、第五十八條ノ調査及證人喚問等ニ關スル規定

- (1) 調査ヲ行フ場合ノ細則

- (イ) 議員自ラノ調査ヲドウスルカ、
- (ロ) 當事者ノ辯明ヲドウスルカ、
- (ハ) 證人ニ關スル其ノ他一切ノ方法、實費辨償等

十四、選舉及資格争訟（第五十一條）

- (1) 選舉無効及資格ノ有無ニ限ルカ、ドウカ、
- (2) 選舉違反迄及ボスカ、ドウカ、
 - (イ) 檢察廳ヲ原告トスルカ、
 - (ロ) 國民ノ訴追ヲドウスルカ、
 - (ハ) 被疑議員ノ辯護ヲドウスルカ、
 - 議會辯護團名簿主義トスルカ、
 - 任意辯護主義ヲトルカ、

- (3) (1) ヲトル場合、司法裁判所ニ對スル委任立法ヲ必要トスルカ、ドウカ、

十五、常置委員ノ設置

- (1) 國務調査ニ付キ當然必要デハナイカ、
- (2) 選舉及資格争訟ニモ閉會後ニ涉ルタメ必要デハナイカ、
- (3) 常置委員會ノ決定ト臨時會召集トノ關係ヲドウスルカ

十六、總理大臣指名ノ手續

十七、國務大臣ノ承認方法

十八、弾劾裁判所

- (1) 國會ガ裁判スルトハ議決ヲ必要トスルカ、
- (2) 裁判所ニ委任シテ國會ノ裁判トナスカ、
- (3) 罷免訴追ノ場合ヲ法デ限定スルカ（第十四條）
- (4) 罷免請求ノ手續ヲドウスルカ（第十五條）
- (5) 此ノ訴追ハ弾劾裁判所ノ兩議員ニ對シテモ及ボスカ、

（引用：国立国会図書館所蔵「西沢哲四郎文書 251-2」）

議院法改正の項目〔改訂版〕 昭和 21 年 8 月 13 日臨時法制調査会第二部会決定

- (一) 題名は國會法とし全文改正すること。
- (二) 會期。
 - (イ) 通常會の會期は、四箇月とすること。
 - (ロ) 臨時會及び特別會の會期は、召集の際内閣がこれを定めるものとすること。（第四十九條後段の場合も亦同じ）
 - (ハ) 會期延長は、（通常會、特別會、臨時會の各場合ともに）いずれかの一院が議決し他の一院がこれに同意するものとすること。
 - 政府は、兩議院の同意を経て會期延長を定めることができるものとすること。
- (ニ) 通常會の召集は、集會の期日を定めて少くとも二十日前に公示せられること。
- (ホ) 會期は、國會召集の日からこれを起算すること。
- (三) 開會式。兩議院成立の後にこれを行ふものとし、國會の主催する儀式として、これに陛下の親臨を仰ぐものとすること。
- (四) 第四十九條後段の場合には、各議院の議員は連署の書面を以てその議院の議長を通じ、要求の趣旨及び會期豫定日數を具して、臨時會の召集の決定を政府に要求すること。（この場合にも會期の決定権は内閣にあること。前述参照）
- (五) 第五十條の緊急集會に関しては、内閣から參議院議長に対し、集會を請求し、議長から參議院の各議員に對し、右の請求のあつた旨を通知すること。（なほ、集會中の參議院

議員の身分保障は國會開會中に準ずるものとする。）

(六) 第四十五條に関連しては、歳費の費額を國會法中に法定すること。

費額は三萬円と定め、議長及び副議長には職務手当の如きものを別に支給するものと法定すること。旅費、無賃乗車等の規定は現行通りに存置すること。

(七) 第四十六條に関連しては、両議院の議員が會期中逮捕されるのは、(イ) 現行犯罪

(ロ) 内乱外患に関する罪 (ハ) その院の許諾のあつた場合に限り、又會期前に逮捕された議員は右の (イ) (ロ) の場合を除いては、その院の要求があれば、會期中これを釈放しなければならないものとする。

(八) 第五十三條第三項に規定する事項は、現在の記名投票の方法を利用するものとする。

(九) 第五十四條第一項に関しては、役員の範囲は議長、副議長、假議長及び全院委員長とし、両議院において、おのおの、これを選挙するものとする。

(備考) 同項の役員の内には入らないが、両議院事務局の職員は官吏とせず、公務員たるものとし、事務總長は、議院において議員以外の者から選挙するものとし、その他は事務總長の任命するものとする。

(十) 両院協議會の規定を設けること。

(十一) 休會は、両院の決議の一致した場合に限るものであることを法定し必要があれば手續を定めること。

(十二) 第五十八條に関しては、所要の手續を法定し、旅費、實費辨償等の規定を整備すること。

(十三) 第六十三條及び第六十四條に関して所要の規定を設けること。

(十四) 繼續委員會及び常置委員會に関する規定を設けること。

(十五) 第五十一條に関しては、資格審査に関する手續を法定すること。

(十六) 憲法に特別の規定ある場合 (例へば第五十五條) を除き、両議院の一において否決した法律案は同會期中において再び提出することができない旨の規定を設けること。

(十七) 政府委員に関する規定を設けること。

(十八) 國會に両院共同の國會圖書館を附置し、國會議員 (できれば議員外一般民衆をも加へて) の調査研究に資することとする。

(引用：赤坂幸一「戦後議會制度改革の経緯 (一)」37-39 頁)

新憲法ニ基キ國會法ニ規定スル事項 議院法規調査委員會 (昭和 21 年 8 月 30 日)

一、題名ハ國會法トスルコト

二、會期

1. 常會ノ會期ハ五箇月ト法定スルコト (毎年一月召集スルコト)
2. 常會ノ召集ハ集會期日ヲ定メテ少クトモ二十日前ニハ公示セラルルコト
3. 臨時會及ヒ特別會ノ會期ハ兩院合議ノ上之ヲ決定スルコト
4. 會期ハ召集ノ日カラ之ヲ起算スルコト
5. 會期ノ延長ハ兩院合議ノ上之ヲ決定スルコト

三、開會式

1. 開會式ハ國會ノ主催スル儀式トシ兩議院成立ノ後合會シテ之ヲ行フコト (陛下ノ親臨ヲ仰クコト)
2. 開會式ニ於テハ衆議院議長、議長ノ職務ヲ行フモノトスルコト
3. 開會式ノ場所ハ衆議院ニ於テ行フコトトスルコト (豫定)

四、第五十三條ノ臨時會要求ノ手續

臨時會召集ノ要求ハ議員連名ヲ以テ議長ヲ經由シテ之ヲ為スコトトスルコト

五、休會

國會ノ休會ハ兩院合議シテ院議ヲ以テ兩院同時ニ休會ヲ為ス場合ヲ指スコト

六、歳費ニ関スル規定

1. 歳費、調査費、旅費、手當等ニ付テハ單行法ニテ規定スルコト
2. 歳費ノ額ハ國務大臣以外ノ官吏ヨリ高級ナルコト

七、各議院ノ豫算ハ之ヲ獨立セシムルコト

八、第五十條ノ開會中ノ議員不可侵權ニ對スル例外

兩院議員ヲ會期中逮捕シ得ル場合ハ

イ、現行犯罪

ロ、内亂外患ニ関スル罪

ハ、其ノ院ノ許諾アル場合ニ限り

又會期前ニ逮捕セラレタル議員ハ右ノ（イ）（ロ）ノ場合ヲ除キ其ノ院ノ要求アルトキハ會期中之ヲ釋放スヘキモノトスルコト

九、参議院ノ緊急集會ニ関スル手續

緊急集會ハ内閣ヨリ参議院議長ニ對シテ集會ヲ請求シ、議長ヨリ参議院ノ各議員ニ對シテ右ノ請求アリシ旨ヲ通知シテ集會セシムルコト（集會中ノ参議院議員ノ身分保障ハ國會開會中ニ準スル旨法定スルコト）

十、秘密會ニ付キ（第五十七條）

1. 秘密會ヲ開ク場合

イ、議員十名以上又ハ議長ノ發議ニ依リ院議之ヲ決定シタルトキ

ロ、政府ノ請求ニ基キ院議之ヲ決定シタルトキ

2. 會議録中公表セサル範圍ハ院議ヲ以テ決スルヲ原則トシ散會後特ニ秘密ヲ要スルト認メラルルモノアリタル場合ハ次ノ會議ニ於テ議院ノ承認ヲ得テ公表セサルコトヲ得ルコトト為ス

3. 第三項ノ表決議員ノ記載ハ記名投票ニ依ルコト

十一、役員ノ範圍及選任方法

1. 議長 選舉

2. 副議長 選舉 員数ハ一名トスルコト

3. 假議長 原則トシテ選舉トシ選舉ヲ議長ニ委任シ得ル途ヲ開クコト

4. 常任委員長及常置委員長 選舉

5. 事務総長

イ、議員以外ノ者ヨリ選舉スルコトヲ規定スルコト

ロ、身分ハ公務員トシ任期ハ四年トシ再選ヲ妨ケサルモノトスルコト

ハ、事務局員ハ公務員トシ議長ニ於テ任命〔任命〕スルコトトスルコト、尚事務局員ニハ従来官吏トシテノ身分上ノ權利ハ之ヲ保有セシムルト共ニ将来ニ於テモ之ヲ認ムルコト

ニ、議長、副議長俱ニ缺ケタル場合ハ事務総長、議長ノ職務ヲ行フコトトスルコト

ホ、議長、副議長任期満限ニ達シタルトキハ後任者ノ選舉セラルルマテハ事務総長、議長ノ職務ヲ行フコトトスルコト

解散ノ場合モ亦同ジ

（備考）全院委員會制度ハ之ヲ廃止スルコト

十二、第五十九條ニ依リ衆議院ニ於テ法律案ヲ再議スル場合

兩院協議會ヲ設クルノ必要ナシ

十三、両院協議會規定

現行規定ニ準シテ之ヲ定メ意見一致シタル場合ノミ成案ヲ作成スヘキモノトスルコト

十四、第六十二條ノ調査及ヒ證人喚問等ニ関スル規定

證人ノ出頭ニ関シ旅費、日當等實費辨償ノ規定ヲ設クルコト

十五、資格ニ関スル争訟（第五十五條）

1. 現行資格審査ノ規定ニ準シ之ヲ規定スルコト

2. 被申立議員ハ辯護ノ為五人以内ノ辯護士ヲ附スルコトヲ得ルモノトスルコト

十六、常置委員ヲ設置スルコト

（備考）継続委員制度ハ之ヲ廢止スルコト

十七、總理大臣指名ノ規定ハ議院規則ニ之ヲ設クルコト

十八、彈劾裁判所（第六十四條）

1. 裁判所ニ委任シテ獨立ニ裁判セシムルコト

2. 裁判所ノ構成及裁判手續等ヲ法定スルコト

3. 罷免訴追ノ場合ヲ法定スルコト

4. 罷免請願手續ヲ法定シ之カ處置方法ヲ規定スルコト

5. 國民ヨリ裁判官ノ罷免ヲ請求シタル場合ハ彈劾裁判所トノ關係ヲ考究スルコト

十九、國會ニ兩院共同ノ國會圖書館ヲ附置シ國會議員（出来得レハ一般民衆ヲモ加ヘテ）ノ調査研究ニ資スルコトトスルコト

（引用：赤坂幸一「戦後議會制度改革の経緯（一）」68—74頁）

國會法第一次草案（昭和21年10月31日）

國會法要綱

第一章 召集、會期及び開會式

一、國會召集の詔書は、集會の日を定めて、これを公布する。

二、常會は、毎年一月これを召集し、召集の詔書は、二十日前にこれを公布しなければならない。

臨時會及び憲法第五十四條による國會（これを特別會といふ）の召集の詔書は二十日前に公布する必要はない。

三、臨時會召集の決定を要求する場合は、成規の議員連名で、その院の議長を經由して、内閣總理大臣に要求書を提出しなければならない。

四、内閣が、緊急集會を求める場合は、内閣總理大臣から、集會の日を定めて、參議院議長に、その請求をしなければならない。

五、常會の會期は、百五十日とする。

六、臨時會及び特別會の會期は、國會の議決でこれを定める。

七、國會の會期は、國會の議決でこれを延長することができる。

八、前二條の場合において、兩議院の議決が異なつたときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

九、國會の會期は、召集日から、これを起算する。

一〇、國會が休會をするには、兩議院一致の議決を必要とする。但し、各議院は、その院の休會を議決することができる。

兩議院の議長は、緊急の必要があると認めたときは、國會の休會中でも、會議を開くことができる。

一一、議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集會する。

一二、各議院において、召集當日議長副議長がないときは、その選舉を行はねばならない。

- 一三、議長副議長の選挙されるまでは、事務総長議長の職務を行ふ。
- 一四、國會の開會式は、會期の始に、兩議院の議員、衆議院に會合して、これを行ふ。
- 一五、開會式においては、衆議院議長が議長の職務を行ふ。

衆議院議長に故障があるときは、參議院議長、衆議院副議長、參議院副議長の順序により、議長の職務を行ふ。

第二章 役員及び經費

一、各議院の役員は、左の通りである。

- 一、議長
- 二、副議長
- 三、假議長
- 四、常任委員長
- 五、常置委員長
- 六、事務総長

議院の役員は、官吏と相兼ねてはならない。

- 二、各議院の議長副議長は、各々一人とする。
- 三、各議院の議長副議長の任期は、各々議員としての任期による。
- 四、各議院の議長は、其の議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院を代表する。
- 五、議長は、委員會に臨席し、發言することができる。
- 六、各議院において、議長に故障があるときは、副議長がこれを代理する。
- 七、各議院において、議長副議長共に故障があるときは、假議長を選挙し議長の職務を行はしめる。

議院は、假議長の選挙を議長に委任することができる。

- 八、各議院において、議長副議長が缺けたときは、直ちに選挙を行ふ。
- 九、假議長の選挙を行ふ場合及び前條の選挙において、議長の職務を行ふものがない場合は、事務総長議長の職務を行ふ。
- 一〇、常任委員長は、會期の始議院において、これを選挙し、會期中その任にある。但し臨時會においては、前會の任を繼續する。
- 一一、常置委員長は、會期の終議院において、これを選挙し、次の通常會において、後任者が選挙せられるまで、その任にある。
- 一二、各議院に事務総長一人、參事數人を置く。
- 一三、事務総長は各議院において、議員以外の者から、これを選挙し、その任期は四年とする。但し再選されることを妨げない。
- 一四、事務総長は、議長の監督により、議院の事務を統理し公文に署名する。

參事は、事務総長の推薦により、議長これを任じ、事務総長の命を承け事務を掌理する。

參事の外他の必要な職員は、事務総長がこれを任ずる。

- 一五、事務総長に事故があるときは、上席の參事事務総長の職務を行ふ。
- 一六、事務総長が任期満限に達したときは、後任者の選挙されるまで、その職務を繼續する。
- 一七、兩議院の經費は、他の國費より獨立して、國庫から、これを支出する。

第三章 議員の特權

- 一 兩議院の議員は、現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除いては會期中その院の許諾がなければ、逮捕せられることはない。
- 二 參議院の緊急集會中、參議院議員に、前條の規定を準用する。

第四章 委員

- 一、各議院の委員は、常任委員、特別委員及び常置委員とする。
- 二、常任委員は、一定の事件を審査するため、會期の始議院において選舉し、會期中その任にあるものとする。但し、臨時會においては、前會の任を繼續する。
特別委員は、一事件を審査するため、議院において選舉し、付託された事件の議決せられるまでその任にあるものとする。
- 三、常置委員は、左の事件の調査又は審査をするため會期の終議院において選舉し、次の常會において改選せられるまでその任にあるものとする。
 - 一、議院から付託された國政の調査
 - 二、議院において、閉會の後引續き審査を要するものと議決した事件
 - 三、閉會中内閣から審査を求められた事件
- 四、委員會は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 五、委員會の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 六、委員會は、その決議により秘密會とすることができる。但し、議員及び委員長の許可を得た者は傍聽ができる。
- 七、委員長は、委員會の経過及び結果を議院に報告する。

第五章 會議

- 一、各議院の議長は議事日程を定め、豫めこれを議院に報告する。
- 二、すべて議員から發議された議案、又は修正の動議はこれを議題とするには、二十人以上の賛成を要する。
- 三、内閣が、既に議題となつた議案を、修正し、又は撤回するには、その院の承諾を必要とする。
- 四、國會の議決を要する議案で、兩議院の一において否決したものは、同會期中において、再びこれを提出することができない。
- 五、法律案及び内閣から提出した議案は、委員の審査を経なければならない。但し、その院の議決で、これを省略することができる。
- 六、すべて議案は、最後に議決した議院の議長から内閣總理大臣にこれを送付する。
豫算及び條約について、衆議院の議決が國會の議決となつた場合には、衆議院の議長から内閣總理大臣にこれを送付する。
内閣總理大臣の指名については、最後に議決した議院の議長から奏上する。但し、衆議院の議決が國會の議決となつたときは、衆議院議長がその手續をとる。
- 七、前條第一項及び第二項によつて、各議院より内閣總理大臣に送付された條約及び法律は送付の日から三十日以内に、これを公布しなければならない。

第六章 閉會

- 一、國會は、會期が終了したとき閉會となる。
- 二、會期中に議決に至らなかつた案件は、後會に繼續しない。但し、常置委員會に付託した案件は此の限りでない。

第七章 秘密會議

- 一、各議院の會議は、左の場合において、成規の議決により公開を停めることができる。
 - 一、議長又は議員十人以上の發議があつたとき
 - 二、内閣から請求を受けたとき

二、秘密會議の記録中各議院において、特に秘密を要すると議決したものは、これを公表しない。

第八章 國務大臣

一、國務大臣は、議院の會議又は委員會において、發言しようとするときは、議長又は委員長の許可を受けなければならない。

二、委員會は、議長を經由して、國務大臣の出席を求めることができる。

三、議院の會議及び委員會に關する報告は、議員に配付すると同時にこれを國務大臣に送付する。

第九章 質 問

一、兩議院の議員内閣に質問しようとするときは、二十人以上の賛成を要する。

質問は簡明な主意書を作り、賛成者と共に連署して、これを議長に提出しなければならない。

二、質問主意書は、議長が之を内閣に轉送する。

國務大臣は、質問主意書を受取つた日から七日以内に、答辯をしなければならない。

その期間内に答辯をしないときは、理由を明示することを要する。

三、質問緊急を要するときは、議院の議決により口答でこれをなすことができる。

第十章 請 願

一、各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

二、各議院において、採擇した請願で、内閣において措置すべきものと認めたものは、これを内閣に送付する。

内閣は、前項の請願の處理の経過を毎年議院に報告しなければならない。

三、各議院は、各別に請願を受け、互いに干預しない。

第十一章 兩議院關係

一、國會の議決を要する案件を甲議院において可決し又は修正して議決したときは、乙議院にこれを送付する。乙議院において甲議院の議決に同意したときは、これを内閣總理大臣に送付すると同時に甲議院に通知し、否決したときは、その旨甲議院に通知する。

二、乙議院において、甲議院から送付された議案を修正したときは、これを甲議院に回付する。甲議院において回付案に同意したときは、これを内閣總理大臣に送付すると同時に乙議院に通知する。

三、法律案について、衆議院において、參議院の回付案に同意しないとき及び參議院から衆議院の回付案に同意しない旨の通知があつたときは、衆議院は、兩院協議會を求めることができる。

四、豫算案及び條約案について、衆議院において參議院の回付案に同意しないときは、兩院協議會を求めなければならない。

參議院において、衆議院から回付された條約案に同意しないときは、參議院は、兩院協議會を求めなければならない。

五、内閣總理大臣の指名について、兩議院の議決が一致しないときは、後議の議院から兩院協議會を求めなければならない。

六、前三條に規定したものを除いて、國會の議決を要する事件につき、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、後議の議院は、兩院協議會を求めることができる。

七、一議院から兩院協議會を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

八、兩院協議會は、各議院において選舉された各々十人の委員で、これを組織する。

九、兩院協議會の議長には各議院の協議委員において夫々互選された議長が每會更代してこれに當る。

その初會の議長は抽籤でこれを定める。

- 一〇、兩院協議會は、兩議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 一一、兩院協議會は意見が一致したときに限り成案を議決する。
成案以外の議事については、過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 一二、兩院協議會の成案は、兩院協議會を求めた議院において、先づこれを議し、次に、他の議院にこれを送付する。
成案については、さらに修正し又は、否決することができない。
- 一三、各議院の議長及び國務大臣は、兩院協議會に出席して、意見を述べることができる。
- 一四、兩院協議會は傍聽を許さない。
- 一五、この法律に定めるものの外兩院協議會に關する規程は、兩議院の協議により、これを定める。

第十二章 議院と國民及び官廳との關係

- 一、各議院は、國民に告示を發することができる。
- 二、各議院は、審査又は調査のため、議員を派遣することができる。
- 三、各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に對し、必要な報告又は、記録の提出を求めたときは、特に秘密に渉るものを除いては、その求めに應じなければならない。
- 四、各議院は、國政に關する調査のため、証人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより、旅費及び日當を支出する。

第十三章 辭職、退職、補闕及び資格争訟

- 一、各議院は、その議員の辭職を許可することができる。但し、國會閉會中は議長において許可することができる。
- 二、各議院の議員が他の議院の議員となり、又は法律により、議員であることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。
- 三、各議院の議員が法律に定めた被選の資格を失つたときは退職者となる。
- 四、議員に闕員が生じたときは、議長から内務大臣に通牒し補闕を求めなければならない。
- 五、各議院は、各々その議員の資格について争訟あるときは、委員の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その議院の議員から文書で、議長に提起しなければならない。

- 六、裁判所において、選舉争訟の裁判手續をしたものは、各議院において、同一事件につき審査することができない。
- 七、資格争訟を提起された議員は、二人以内の辯護人を依頼することができる。

前項の辯護人は委員會において、發言することができる。

- 八、議員は、その資格のないことが証明されるまで議院において、議員としての地位及び権能を失はない。但し、自己の資格争訟に關する會議において、辯明はできるが、その表決に預かることができない。

第十四章 紀律及び警察

- 一、國會の會期中各議院の紀律を保持するため内部警察の権は、本法及び各議院の定める規則に従ひ議長がこれを行ふ。

參議院の緊急集會中は前項の規定を準用する。

- 二、各議院において、必要とする警察官吏は、内閣から派出させ、議長がこれを指揮する。

三、會議中議員が本法又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警戒し又は制止し又は發言を取消させ、命に従はないときは、議長は、當日の會議を終るまで發言を禁止し又は議場の外に退去させることができる。

四、議場騷擾のため、整理し難いときは、議長は、休憩を宣告し、又は散會することができる。

五、傍聽人にして議場の妨害をする者あるときは、議長は、これを退場させ、必要な場合はこれを警察官廳に引渡させることができる。

傍聽席が騷擾なときは、議長は、すべての傍聽人を退場させることができる。

六、各議院において、無禮の言を用ひ又は他人の身上に涉り言論してはならない。

七、議院の會議又は委員會において、誹毀侮辱を被つた議員はこれを議院に訴へて處分を求めることができる。私に相報復してはならない。

第十五章 懲 罰

一、懲罰事犯は、各議院の懲罰委員に付して、これを審査させ、議院の議を経て議長これを宣告する。

議長において懲罰事犯であると認めるときは、これを懲罰委員に付する。

議員は二十人以上の賛成で動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内に提出しなければならない。

二、懲罰は、左の通りである。

一、公開議場における譴責

二、公開議場における謝辭の朗讀

三、一定期間の登院停止

四、除 名

三、兩議院は、除名された議員が再び當選された場合これを拒むことができない。

四、議員正當な理由がなく、召集日から一週間内に召集に應じないため、又は正當な理由がなく會議又は委員會に闕席し、若しくは、請暇の期限を過ぎたために議長から特に招状を發し、その招状を受け取つた日から一週間内に、なほ、故なく出席しないと認めるときは議長はこれを懲罰委員に付する。

(引用：鈴木隆夫文書 36-15、西沢哲四郎文書 253-10、国立国会図書館所蔵)

J・ウィリアムズの第一次指示

(昭和二十一年十一月四日)

国会法に関する意見

第一、常任委員会

(一) 主なる活動分野に付て、少くとも一箇

(二) 各常任委員会(及予算分科会)に対しては、事務所、事務員、専門補助員を国費を以て提供する。

(三) 常任委員会の委員は任命後その任期中常任委員として残り、或は其の委員が欲する期間委員として残る。

(四) 委員会の討論を行ふことに対し、一連の議院規則を定め、且つ斯かる委員会の討論を記録し且つ報告する統一的な組織を考案する、

(五) 常任委員会是一般の関心及目的を有する総ての法案に付公聴会を催し、且つ法案に対し真に利害關係を有する総ての人及組織は公聴会に出席してそれ等の者の意見及議論を述べる様にする。

第二、法制協議会

(一) 両院の議員を以て組織する。

(二) 機能——法制的必要及問題に付て内閣及両院に勧告し、且つ国会法及両院規則の改正を絶えず研究し提案する。

第三、議会図書館、議会法制部及参考資料部

第四、本会議及委員会

本会議及委員会は差別なく一般公衆に公開する。但し常務処理の場合を除く。

第五、討論

(一) 各議員に対し少くとも二週間に一回、国家の政策及重要なる施策に関し壇上に立ち自由に演説する機会を与ふるやう規定を設ける。(全院委員会に於ても可なり。)

(二) 各議員の発言に時間の制限を設くる場合は、時間制限の為発言を終わらなかつた部分を公の記録に記載する特権を其の議員に与ふべし。

第六、質疑

質疑者に対し明確なる時間的制限を附し、以て多くの議員に対し政府に質疑する機会を与ふべし。

第七、選挙せられた代表の威信

国会の犠牲に於て政府の役人を威信づけるやうな習慣、手続、形式、式典を禁止すべし。

第八、議会に対する予備金

(一) 予算中に予備金を設くべし。

(二) 各議院に於て右予備金額を決定し、各議院が適当と思ふ際に之を使用すべし。

第九、郵便無料送達の特権

議員は国会によつて発行せられたる公けの書類及其他の公けの性質を有する郵便物を無料で郵送する特権を有すべし。但し右に対しては国会に於て条件を附する要あり。

第十、事務室及事務補助

各議員に対し国費を以て事務室並に事務補助を提供すべし。

第十一、議員の歳費

歳費は最高の官吏の俸給及手当の全額よりも少なからざることを要す。

(引用：西沢哲四郎文書 246、国立国会図書館所蔵)

J・ウィリアムズの第1次指示 (原文)

1. Standing Committees

a. One for each major field of activity.

b. Each standing committee (and budget sub-committee) to be furnished office space, secretarial assistance, and expert assistants at State Expense.

c. Members of standing committees, once appointed, to remain on such committees from session to session, or as long as they desire.

d. Set of parliamentary rules to be drawn up for conducting committee hearings, and uniform system of recording and reporting such hearings to be devised.

e. Standing committees to hold public hearings on all bills of general interest and purport: all persons and organizations having real interest in the bills may attend the public hearings and present their observations and arguments.

2. Legislative Council

a. To be composed of members from both Houses.

b. Functions: to advise Cabinet and both Houses on legislative needs and problems: to study and propose constant revision of the Diet Law and Regulations of the Houses.

3. Diet Library and Diet Legislative Bureau and Reference Service

4. Plenary sessions and committee hearings

a. To be open to general public without discrimination, except for executive sessions.

5. Debate

a. Provision to be made for all members at least once every two weeks to take the floor and speak freely on national policy and important measures (possibly in the Committee of the Whole House).

b. If a time limit on speaking is fixed, speakers to be privileged to have their remarks extended in the official record.

6. Interpellations

a. To be subject to a definite time limit and thus permit more members to interpellate the Government.

7. Dignity of elected representatives

a. Practices, procedures, ceremonies, and rituals that tend to dignify Government officials at the expense of Diet members to be forbidden.

8. Contingent funds for the Diet

a. To be provided in the budget.

b. To be determined by each House and to be used as each House sees fit.

9. Franking privileges

a. Diet members to be privileged to send through the mails free of charge public documents printed by order of the Diet and all other mail matter of an official nature, under conditions to be prescribed by the Diet.

10. Office space and secretarial assistance

a. To be provided each member at State expense.

11. Salaries of Diet Members

a. To be not less than total pay and all allowances of highest career officials.

(引用：西沢哲四郎「国会法立案過程における GHQ との関係」西沢哲四郎文書 248)

國會法第二次草案（昭和 21 年 11 月 21 日）

國會法

第一章 國會の召集及び開會式

第一條 國會の召集詔書は、集會の期日を定めて、これを公布する。

第二條 常會は、毎年一月これを召集し、召集の詔書は、少くとも二十日前にこれを公布しなければならない。

臨時會及び憲法第五十四條による國會（これを特別會といふ）の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

第三條 臨時會召集の決定を要求するには、各議院の總議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を經由して内閣に要求書を提出しなければならない。

第四條 參議院の緊急集會を求めるには、内閣總理大臣から、集會の期日を定めて、參議院議長にこれを請求しなければならない。

第五條 議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集會しなければならない。

第六條 各議院において、召集當日議長若しくは副議長又は議長副議長共になくときは、その選舉を行はなければならない。

第七條 議長及び副議長が選舉されるまでは、事務總長が、議長の職務を行ふ。

第八條 國會の開會式は、會期の始めに兩議院の議員が、參議院に會合してこれを行ふ。

第九條 開會式においては、衆議院議長が、議長の職務を行ふ。

衆議院議長に事故があるときは、参議院議長が、議長の職務を行ふ。

第二章 國會の會期及び休會

第十條 常會の會期は、百五十日間とする。

第十一條 臨時會及び特別會の會期は、兩議院一致の議決でこれを定める。

第十二條 國會の會期は、兩議院一致の議決でこれを延長することができる。

第十三條 前二條の場合において、兩議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決したところによる。

第十四條 國會の會期は、召集日からこれを起算する。

第十五條 國會の休會は、兩議院一致の議決を必要とする。但し、各議院は、その院の休會を議決することができる。

各議院の議長は、緊急の必要があると認めるときは、國會の休會中又はその院の休會中でも會議を開くことができる。

第三章 役員及び經費

第十六條 各議院の役員は、左の通りとする。

- 一 議長
- 二 副議長
- 三 假議長
- 四 常任委員長
- 五 常置委員長
- 六 事務總長

第十七條 各議院の議長副議長は、各々一人とする。

第十八條 各議院の議長副議長の任期は、各々議員としての任期による。

第十九條 各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。

第二十條 議長は、委員會に出席し發言することができる。

第二十一條 各議院において、議長に事故があるとき又は議長が缺けたときは、副議長が、議長の職務を行ふ。

第二十二條 各議院において、議長副議長共に事故があるときは、假議長を選擧し議長の職務を行はせる。

議院は、假議長の選任を議長に委任することができる。

第二十三條 各議院において、議長若しくは副議長又は議長副議長共に缺けたときは、直ちにその選擧を行ふ。

第二十四條 假議長選擧の場合及び前條の選擧において、議長の職務を行ふ者がいない場合は、事務總長が、議長の職務を行ふ。

第二十五條 常任委員長は、各議院において常任委員中からこれを選擧する。

第二十六條 常置委員長は、各議院において常置委員中からこれを選擧する。

第二十七條 各議院に、事務總長一人、参事その他必要な職員を置く。

第二十八條 事務總長は、各議院において國會議員以外の者からこれを選擧する。

参事その他の職員は、事務總長が、これを任免する。

第二十九條 事務總長は、議長の監督の下に、議院の事務を統理し、公文に署名する。

参事は、事務總長の命を受け事務を掌理する。

第三十條 事務總長に事故があるとき又は事務總長が缺けたときは、その豫め指定する参事が、事務總長の職務を行ふ。

第三十一條 役員は、議院の許可を得て辞任することができる。但し、閉會中は、議長において役員を辞任を許可することができる。

第三十二條 役員は、官吏と兼ねることができない。

第三十三條 兩議院の經費は、獨立して、國の豫算に計上しなければならない。

前項の經費中には、豫備金を設けることを要する。

第四章 議員の特權

第三十四條 各議院の議員は、現行犯罪又は内亂外患に關する罪の外、會期中は、その院の許諾がなければ逮捕されない。

第三十五條 前條の規定は、參議院の緊急集會中、參議院議員にこれを準用する。

第三十六條 議員は、一般官吏の最高の俸給額より少くない歳費を受ける。

第三十七條 議員は、無賃で國營の鐵道及び船舶に乗ることができる。

第三十八條 議員は、會期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をするため、別に定めるところにより手當を受ける。

第五章 委員

第三十九條 各議院の委員は、常任委員、特別委員及び常置委員とする。

第四十條 常任委員は、一定の部門に屬する事項を審査するため、會期の始めに議院において選舉し、議員の任期中その任にあるものとする。

第四十一條 特別委員は、特定の事件を審査するため、議院において選舉し、付託された事件が、その院で議決されるまでその任にあるものとする。

特別委員長は、その委員がこれを互選する。

第四十二條 常置委員は、閉會中法律執行の成績を調査し及び左の事件を審査するため、議院において選舉し、次の常會において改選されるまでその任にあるものとする。

一 議院において、閉會中引續き審査を要するものと議決した事件

二 閉會中内閣から審査を求められた事件

第四十三條 委員長は、委員會の議事を整理し、秩序を保持する。

第四十四條 委員會は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第四十五條 委員會の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第四十六條 委員會は、一般的關心及び目的を有する重要な案件について、公聽會を開き、眞に利害關係を有する者又は學識經驗者等から意見を聴くことができる。

第四十七條 委員會は、議員の外、委員長の許可を得た者が、傍聽することができる。但し、その決議により秘密會とすることができる。

委員長は、秩序保持のため、傍聽人の退場を命ずることができる。

第四十八條 委員長は、委員會の經過及び結果を議院に報告しなければならない。

第六章 會議

第四十九條 各議院の議長は、議事日程を定め、豫めこれを議院に報告する。

第五十條 議員から發議された議案又は修正の動議を議題とするには、二十人以上の賛成を要する。

第五十一條 内閣が、既に議題となつた議案を修正し又は撤回するには、その院の承諾を要する。

第五十二條 國會の議決を要する議案で、兩議院の一において否決したものは、同會期中において再びこれを提出することができない。

第五十三條 法律案及び内閣から提出したその他の議案は、委員の審査を経なければならない。但し、その院の議決で、これを省略することができる。

第五十四條 各議院の議長は、質疑、討論その他の發言について、時間を制限することができる。

議員が時間制限のため發言を終らなかつた部分については、議長の認める範囲内において、これを會議録に掲載する。

第五十五條 各議院の會議は、左の場合において、出席議員の三分の二以上の議決により公開を停めることができる。

一 議長又は議員十人以上の發議があつたとき

二 内閣から請求を受けたとき

第五十六條 秘密會議の記録中、特に秘密を要するものとその議院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第五十七條 内閣は、内閣總理大臣が缺けたとき又は辭表を提出したときは、直ちにその旨を兩議院に通知しなければならない。

第五十八條 すべて議案は、最後に議決した議院の議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、内閣に送付する。

豫算及び條約について、衆議院の議決が國會の議決となつた場合には、衆議院の議長が前項の手續をとる。

内閣總理大臣の指名については、衆議院の議長から、内閣を経由して奏上する。

第五十九條 法律は、奏上の日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十條 一の地方公共團體のみに適用される特別法については、兩議院一致の議決があつた場合、又は兩議院の議決を異にしたため、衆議院が出席議員の三分の二以上で再び可決した場合に、別に定める法律により、その地方公共團體の住民の投票において、その過半数の同意を得たときに、さきの國會の議決又は衆議院の議決が、確定して法律となる。

前項の特別法は、法律となつた日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十一條 會期中に議決に至らなかつた案件は、後會に繼續しない。但し、常置委員會に付託したものは、この限りでない。

第七章 國務大臣及び政府委員

第六十二條 内閣は、國會において國務大臣を補佐するため、兩議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。

第六十三條 國務大臣及び政府委員が、議院の會議又は委員會において發言しようとするときは、議長又は委員長の許可を受けなければならない。

第六十四條 委員會は、議長を経由して國務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

第六十五條 議院の會議及び委員會に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを國務大臣及び政府委員に送付する。

第八章 質問及び自由討議

第六十六條 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、二十人以上の賛成を要する。

質問は、簡明な主意書を作り賛成者と共に連署して、これを議長に提出しなければならない。

第六十七條 質問主意書は、議長が、これを内閣に轉送する。

内閣は、質問主意書を受取つた日から七日以内に答辯をしなければならない。その期間内に答辯をしないときは、理由を明示することを要する。

第六十八條 質問、緊急を要するときは、二十人以上の賛成を待つて、議院の議決により口頭でこれをなすことができる。

第六十九條 各議院は、國政に關し議員に自由討議の機會を與へるため、少くとも、二週間に一回その會議を開くことを要する。

自由討議における發言の時間は、議長において、これを定める。

第九章 請願

第七十條 各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第七十一條 請願は、各議院において委員の審査を経た後これを議決する。

委員會において、議院の會議に付するを要しないと決定した請願は、これを會議に付さない。但し、議員二十人以上の要求があるものは、これを會議に付さなければならない。

第七十二條 各議院において採擇した請願で、内閣において措置するを適當と認めたものは、これを内閣に送付する。

内閣は、前項の請願の處理の經過を毎年議院に報告しなければならない。

第七十三條 各議院は、各別に請願を受け互いに干預しない。

第十章 兩議院關係

第七十四條 國會の議決を要する議案を甲議院において可決し、又は修正したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案に同意し、又はこれを否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。

甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。

第七十五條 法律案について、衆議院において參議院の回付案に同意しなかつたとき、又は參議院において衆議院の送付案を否決し及び衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院は、兩院協議會を求めることができる。

第七十六條 豫算及び衆議院先議の條約について、衆議院において參議院の回付案に同意しなかつたとき、又は參議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は、兩院協議會を求めなければならない。

參議院先議の條約について、參議院において衆議院の回付案に同意しなかつたとき、又は衆議院において參議院の送付案を否決したときは、參議院は、兩院協議會を求めなければならない。

第七十七條 各議院において、内閣總理大臣の指名を議決したときは、これを他の議院に通知する。

内閣總理大臣の指名について、兩議院の議決が一致しないときは、參議院は、兩院協議會を求めなければならない。

第七十八條 前三條に規定したものを除いて、國會の議決を要する事件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は、兩院協議會を求めることができる。

第七十九條 一の議院から兩院協議會を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

第八十條 兩院協議會は、各議院において選舉された各々十人の委員でこれを組織する。

第八十一條 兩院協議會の議長には、各議院の協議委員において夫々互選された議長が、毎會更代してこれに當る。その初會の議長は、抽籤でこれを定める。

第八十二條 兩院協議會は、各議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第八十三條 兩院協議會においては、その意見が一致したときに限り成案を議決する。

兩院協議會の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第八十四條 兩院協議會の成案は、兩院協議會を求めた議院において先づこれを議し、他の議院にこれを送付する。

成案については、更に修正することができない。

第八十五條 兩院協議會において、成案を得なかつたときは、各議院の協議委員議長は、各々その旨を議院に報告しなければならない。

第八十六條 各議院の議長は、兩院協議會に出席して意見を述べることができる。

第八十七條 兩院協議會は、國務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

第八十八條 兩院協議會は、傍聽を許さない。

第八十九條 この法律に定めるものの外、兩院協議會に關する規程は、兩議院の議決によりこれを定める。

第十一章 兩院法規委員會

第九十條 兩院法規委員會は、常時、兩議院及び内閣に對して法制に關する勸告をなし、且つ、國會關係法規を調査研究しその改正を立案する。

第九十一條 兩院法規委員會は、各議院において選舉された各々十人の委員でこれを組織し、その委員長は、委員會でこれを互選する。

委員の任期は、議員としての任期による。

第十二章 議院と國民及び官廳との關係

第九十二條 各議院は、審査又は調査のため、議員を派遣することができる。

第九十三條 各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に對し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、特に秘密にわたるものを除いては、その求めに應じなければならない。

第九十四條 各議院は、議案その他の審査又は國政に關する調査のため、證人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日當を支給する。

第十三章 辭職、退職、補缺及び資格争訟

第九十五條 各議院は、その議員の辭職を許可することができる。但し、閉會中は、議長においてこれを許可することができる。

第九十六條 各議院の議員が、他の議院の議員となり、又は法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。

第九十七條 各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる。

第九十八條 各議院の議員に缺員が生じたときは、その院の議長は、内務大臣に通知し補缺を求めなければならない。

第九十九條 各議院において、その議員の資格につき争訟あるときは、委員會の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その院の議員から文書で議長に提起しなければならない。

第百條 裁判所において選舉争訟の裁判手續をしたものは、各議院において、同一事件につき審査することができない。

第百一條 資格争訟を提起された議員は、二人以内の辯護人を依頼することができる。

第百二條 議員は、その資格のないことが證明されるまで、議院において議員としての地位及び權能を失はない。但し、自己の資格争訟に關する會議において辯明はできるが、その表決に預かることができない。

第十四章 紀律及び警察

第百三條 國會の會期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の權は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行ふ。

參議院の緊急集會中は、前項の規定を準用する。

第百四條 各議院において、必要とする警察官吏は、内閣がこれを派出し、議長が、これを指揮する。

第百五條 會議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は發言を取消させる。命に従はないときは、議長は、當日の會議を終るまで發言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第百六條 議場騷擾のため整理し難いときは、議長は、休憩を宣告し、又は散會することができる。

第百七條 傍聽人にして議場の妨害をする者あるときは、議長は、これを退場させ、必要な場合は、これを警察官廳に引渡すことができる。

傍聽席が騷擾なときは、議長は、すべての傍聽人を退場させることができる。

第百八條 各議院において、無禮の言を用ひ、又は他人の身上にわたる言論をしてはならない。

第百九條 議院の會議又は委員會において、誹毀、侮辱を被つた議員は、これを議院に訴へて處分を求めることができる。私に相報復してはならない。

第十五章 懲罰

第百十條 各議院は、懲罰事犯を審査するため懲罰委員を設ける。

懲罰事犯あるときは、議長は、先づこれを委員に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員會において懲罰事犯あるときは、委員長は、これを議長に報告し處分を求めなければならない。

議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内に提出しなければならない。

第百十一條 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開議場における譴責
- 二 公開議場における陳謝
- 三 一定期間の登院停止
- 四 除名

第百十二條 兩議院は、除名された議員にして再び當選した者を拒むことができない。

第百十三條 議員、正當な理由がなくして召集日から一週間内に召集に應じないため、又は正當な理由がなくして會議又は委員會に缺席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が、特に招狀を發し、その招狀を受け取つた日から一週間内に、なお、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員會に付する。

第十六章 彈劾裁判所

第百十四條 彈劾裁判所は、各議院においてその議員中から選舉された同數の裁判員でこれを組織し、その裁判長は、裁判員がこれを互選する。

第百十五條 裁判官の罷免の訴追は、衆議院においてその議員中から選舉された訴追委員で組織する訴追委員會がこれを行ふ。

訴追委員會の委員長は、その委員がこれを互選する。

第百十六條 彈劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない。

第百十七條 各議院において裁判員、衆議院において訴追委員を選舉する際、その豫備員を選舉する。

第百十八條 この法律に定めるものの外、彈劾裁判所及び訴追委員會に關する事項は、別に法律でこれを定める。

第十七章 國會図書館及び議員會館

第百十九條 議員の調査研究の便に資するため、國會に圖書館を置く。

國會圖書館は、一般にこれを利用させることができる。

第百二十條 議員の法制に關する立案に資するため、各議院に法制部を置く。

第百二十一條 議員の職務遂行の便に供するため、議員會館を設け事務室を提供し、及び事務補助員を付する。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

この法律施行の際現に在職する衆議院の議長及び副議長は、この法律により衆議院の議長及び副議長が選舉されるまで、その地位にあるものとする。

この法律施行の際現に在職する貴族院及び衆議院の書記官長は、この法律により參議院及び衆議院の事務總長が選舉されるまで、夫々事務總長としての地位にあるものとする。

(引用：鈴木隆夫文書 36-17、国立国会図書館所蔵)

新国会法に就いて (二一、一一、二一)

立案の趣旨

現行議院法は、すべて政府中心に規定ができており、議會は、国権の協賛機關となつてゐるため、その規定は、全般的にみて政府に極めて都合のよい手続や運用になつてゐる。そこで、今度の国会法では、国会が、国権の最高機關となつた建前から上述のような規定は、これを削除し、又今後の国政運用の上から必要と思はれる新しい制度を設け、現行規定中今後にも必要と思はれるものについても適当な改正を施し、もつて、新憲法の下に、国会として遺憾なき活動をしたいとの考へで立案した。

改正した主要な点は

一、召集

(1)常会の召集時期を法定した(毎年一月)

(2)臨時会の召集要求の手続、及び參議院の緊急集会手続を定めた。

二、開會式

国会の主催する儀式として、議場の設備の関係上、參議院にてこれを行ふこととし、衆議院議長が、司會者となることにした。

三、會期

(1)常会は、五ヶ月、即ち、百五十日間と法定した。

(2)臨時会及び特別会の會期、並びに會期の延長は、国会が、これを自主的に決定することにした。

(3)(2)の場合兩院の意見が一致しないときは、已むを得ず衆議院の議決によることとした。

(4)国会の休会

国会の休会は、両院一致の議決を必要となし、各院のみの休会は、その院の自由とした。

四、議員の歳費

最高機関の構成員としての権威と機能とを充分發揮させるため、議員は、一般官吏の最高のもの以上の金額を受くべきものとした。

五、委員会

(1)全院委員会は、数十年來の議會運営の實際に鑑み、これを廃止することにした。

(2)常任委員会は、従來の制度では將來に処して不十分であり、且つ、將來國會の審議の中心となるべきものたるに鑑み、一定の部門別に、これを設けることにした。

(3)予算の審査期間は、廃止することとした。

六、本會議

(1)法律案について、三讀会の制度を廃止した。

新に國會法に規定した重要な点は、

一、公聴会的な制度の新設

一般的關心及び目的を有する重要法案については、委員会において、公聴会的な制度を採用することとした。

二、自由討議制度の新設

本會議において、成るべく全議員に發言の機会を与え、國政全般に關し、自由に質問討論の出来るよう、自由討議の會議を開くことにした。

三、發言に対する時間制限制度

本會議における發言に対し、時間制限をなし得るの權を議長に認めた。

四、兩院法規委員会（仮称）の新設

常時、兩議院及び内閣に対して法制的必要及び法制的問題につき勸告をなし、且つ、國會法及び兩院規則の改正を絶えず研究提案するやうに、兩院議員で、組織する兩院法規委員会（仮称）を設けることとした。

五、弾劾裁判所

弾劾裁判所に關しては別に法律でこれを定むべきものであるが、必要と認められる若干の規定を挿入した。

六、國會図書館及び議員會館

國會図書館及び議員會館を設置することとし、その原則的規定を設けた。

J・ウィリアムズの第二次草案後の指示（1946年11月22日）

十一月二十二日 ウィリアムズ來訪 指示の重要な点を取り上げると

一、常任委員会の名称を法定し、その所管を明らかにすること。

二、各常任委員会及び予算分科会に専門員を少くとも二名配置し、かつ調査員をもおくと。

三、各院の該当する常任委員会及び予算分科会は合同審査会を開き得ること。

四、常置委員会は取り止めのこと。

五、常任委員会及び特別委員会は会期中のみ開会し得ること。

六、議案は兩院同時に提出し得ること。但し予算は衆議院へ提出した日の翌日に参議院に提出し得ること。

七、秘密会開會に關する政府の要求權を削除すること。

八、決議案の奏上は衆議院議長からすること。

九、質問については二十人以上の賛成を要しないこととするとともに、議長の承認を要す

ることとすること。

十、内閣、官公署から各議院へ提出する報告及び記録について「特に秘密にわたるものを除いては」とあるのを削除すること。

その他四、五の申入れがあった。

もちろん事務局では直ちに書記官会議を開き、その対策を協議した。

十一月二十五日には九十一回議会が召集され、翌二十六日には開院式が挙行された。その二十六日に法規委員会が開かれたが常置委員会を認めないという GHQ の考え方は大きなショックを与え、遂にこの点については二十八日に各党幹事長書記長会議も行われた。しかし、GHQ の強硬方針には抗し難く一步後退せざるを得なくなり、この点を受け入れて、十二月四日には法規委員会を開いて第三次草案を決定して GHQ に連絡した。

(引用：西沢哲四郎文書 246 (国立国会図書館所蔵)、
「国会法 (第二次案) に対するウィリアムズの意見 1946.11.22.」
GHQ 民政局資料「占領改革」議会・政党、第 3 巻、丸善、1999 年、105 頁。)

国会法第三次草案 (昭和 21 年 12 月 4 日)

國會法

第一章 國會の召集及び開會式

第一條 國會召集の詔書は、集會の期日を定めて、これを公布する。

第二條 常會は、毎年十二月上旬にこれを召集し、召集の詔書は、少くとも二十日前にこれを公布しなければならない。

臨時會及び憲法第五十四條による國會 (これを特別會といふ) の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

第三條 臨時會召集の決定を要求するには、各議院の總議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。

第四條 參議院の緊急集會を求めるには、内閣總理大臣から、集會の期日を定めて、參議院議長にこれを請求しなければならない。

第五條 議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集會しなければならない。

第六條 各議院において、召集當日議長若しくは副議長又は議長副議長共になくときは、その選舉を行はなければならない。

第七條 議長及び副議長が選舉されるまでは、事務總長が、議長の職務を行ふ。

第八條 國會の開會式は、會期の始めにこれを行ふ。

第九條 開會式においては、衆議院議長が、議長の職務を行ふ。

衆議院議長に事故があるときは、參議院議長が、議長の職務を行ふ。

第二章 國會の會期及び休會

第十條 常會の會期は、百五十日間とする。

第十一條 臨時會及び特別會の會期は、兩議院一致の議決でこれを定める。

第十二條 國會の會期は、兩議院一致の議決でこれを延長することができる。

第十三條 前二條の場合において、兩議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決したところによる。

第十四條 國會の會期は、召集日からこれを起算する。

第十五條 國會の休會は、兩議院一致の議決を必要とする。但し、各議院は、その院の休會を議決することができる。

各議院の議長は、緊急の必要があると認めるときは、國會の休會中又はその院の休會中でも會議を開くことができる。

第三章 役員及び經費

第十六條 各議院の役員は、左の通りとする。

- 一 議長
- 二 副議長
- 三 假議長
- 四 常任委員長
- 五 事務總長

第十七條 各議院の議長副議長は、各々一人とする。

第十八條 各議院の議長副議長の任期は、各々議員としての任期による。

第十九條 各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。

第二十條 議長は、委員會に出席し發言することができる。

第二十一條 各議院において、議長に事故があるとき又は議長が缺けたときは、副議長が、議長の職務を行ふ。

第二十二條 各議院において、議長副議長共に事故があるときは、假議長を選擧し議長の職務を行はせる。

議院は、假議長の選任を議長に委任することができる。

第二十三條 各議院において、議長若しくは副議長又は議長副議長共に缺けたときは、直ちにその選擧を行ふ。

第二十四條 假議長選擧の場合、及び前條の選擧において、議長の職務を行ふ者が不在の場合は、事務總長が、議長の職務を行ふ。

第二十五條 常任委員長は、各議院において各々その常任委員中からこれを選擧する。

第二十六條 各議院に、事務總長一人、參事その他必要な職員を置く。

第二十七條 事務總長は、各議院において國會議員以外の者からこれを選擧する。

參事その他の職員は、事務總長が、議長の同意を得てこれを任免する。

第二十八條 事務總長は、議長の監督の下に、議院の事務を統理し、公文に署名する。

參事は、事務總長の命を受け事務を掌理する。

第二十九條 事務總長に事故があるとき又は事務總長が缺けたときは、その豫め指定する參事が、事務總長の職務を行ふ。

第三十條 役員は、議院の許可を得て辞任することができる。但し、閉會中は、議長において役員の辞任を許可することができる。

第三十一條 役員は、官吏と兼ねることができない。

第三十二條 兩議院の經費は、獨立して、國の豫算に計上しなければならない。

前項の經費中には、豫備金を設けることを要する。

第四章 議員の特權

第三十三條 各議院の議員は、現行犯罪又は内亂、外患に關する罪の外、會期中は、その院の許諾がなければ逮捕されない。

第三十四條 參議院の緊急集會中、參議院の議員は、現行犯罪又は内亂、外患に關する罪の外、參議院の許諾がなければ逮捕されない。

參議院の緊急集會前に逮捕された參議院の議員は、參議院の要求があれば、緊急集會中これを釋放しなければならない。

第三十五條 議員は、一般官吏の最高の俸給額より少くない歳費を受ける。

第三十六條 議員は、別に定める規則に従ひ、無賃で國有鐵道に乗車することができる。

第三十七條 議員は、會期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をするため、別に定めるところにより手當を受ける。

第五章 委員及び委員會

第三十八條 各議院の委員は、常任委員及び特別委員とする。

第三十九條 常任委員は、會期の始めに議院において選舉し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、同時に二箇を超える常任委員となることができない。

第四十條 各議院の常任委員會は、左の通りとし、その部門に屬する議案、請願、陳情書その他を審査する。

一 外務委員會

二 治安及び地方制度委員會

三 國土計畫委員會

四 司法委員會

五 文教委員會

六 厚生委員會

七 労働委員會

八 農林委員會

九 水産委員會

十 商業委員會

十一 鑛工業委員會

十二 電氣委員會

十三 運輸及び交通委員會

十四 通信委員會

十五 財政及び金融委員會

十六 豫算委員會

十七 決算委員會

十八 議院經費委員會

十九 圖書館運營委員會

二十 懲罰委員會

前項各號の外、議院で必要と認めるときは、常任委員會を設けることができる。

第四十一條 各常任委員會（議院經費委員會、圖書館運營委員會及び懲罰委員會を除く）には、少くとも二人の國會議員でない専門の智識を有する職員及び書記を置く。

専門的職員は、相當額の報酬を受け、他の職務を兼ねることができない。

専門的職員は、その職を辞した後五年間は、内閣行政各部における、いかなる職務にも就くことができない。

第四十二條 兩議院の常任委員會は、各々その委員會の決議により、合同審査會を開くことができる。

第四十三條 特別委員は、常任委員會の所管に屬しない特定の事件を審査するため、議院において選舉し、その委員會に付託された事件が、その院で議決されるまでその任にあるものとする。

特別委員長は、その委員がこれを互選する。

第四十四條 常任委員會及び特別委員會は、會期中に限り付託された事件を審査する。

第四十五條 委員長は、委員會の議事を整理し、秩序を保持する。

第四十六條 委員會は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第四十七條 委員會の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第四十八條 委員會は、一般的關心及び目的を有する重要な案件について、公聽會を開き、眞に利害關係を有する者又は學識經驗者等から意見を聴くことができる。

歳入に關する重要法案については、前項の公聽會を開かなければならない。

第四十九條 委員會は、議員の外、委員長の許可を得た者が、傍聽することができる。但し、その決議により秘密會とすることができる。

委員長は、秩序保持のため、傍聽人の退場を命ずることができる。

第五十條 委員長は、委員會の経過及び結果を議院に報告しなければならない。

第五十一條 委員會において廢棄された少数意見を議院に提出しようとする者が、出席委員の三分の一以上あるときは、少数意見者は、委員長の報告に次いで議院に報告することができる。

第六章 會議

第五十二條 各議院の議長は、議事日程を定め、豫めこれを議院に報告する。

第五十三條 議員から發議された議案又は修正の動議を議題とするには、二十人以上の賛成を要する。

第五十四條 内閣が、一の議院に議案を提出したときは、豫備審査のため、その翌日以後他の議院に提出することができる。

第五十五條 内閣が、既に議題となつた議案を修正し又は撤回するには、その院の承諾を要する。

第五十六條 各議院が提出した議案については、その委員長（その代理者を含む）又は發議者は、他の議院において、提案の理由を説明することができる。

第五十七條 國會の議決を要する議案で、兩議院の一において否決したものは、同會期中において再びこれを提出することができない。

第五十八條 法律案及び内閣から提出したその他の議案は、委員の審査を経なければならない。但し、その院の議決で、これを省略することができる。

第五十九條 各議院の議長は、質疑、討論その他の發言について、時間を制限することができる。

議員が時間制限のため發言を終らなかつた部分については、議長の認める範囲内において、これを會議録に掲載する。

第六十條 各議院の會議は、議長又は議員十人以上の發議があつたとき、出席委員の三分の二以上の議決により公開を停めることができる。

第六十一條 秘密會議の記録中、特に秘密を要するものとその議院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第六十二條 内閣は、内閣總理大臣が缺けたとき又は辭表を提出したときは、直ちにその旨を兩議院に通知しなければならない。

第六十三條 すべて議案について、最後の議決があつた場合、及び衆議院の議決が國會の議決となつた場合には、衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

内閣總理大臣の指名については、衆議院議長から、内閣を経由して奏上する。

第六十四條 法律は、奏上の日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十五條 一の地方公共團體のみに適用される特別法については、兩議院一致の議決があつた場合、又は兩議院の議決を異にしたため、衆議院が出席議員の三分の二以上で再び可決した場合に、別に定める法律により、その地方公共團體の住民の投票において、その過半数の同意を得たときに、さきの國會の議決又は衆議院の議決が、確定して法律となる。

前項の特別法は、法律となつた日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十六條 會期中に議決に至らなかつた案件は、後會に繼續しない。

第七章 國務大臣及び政府委員

第六十七條 内閣は、國會において國務大臣を補佐するため、兩議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。

第六十八條 國務大臣及び政府委員が、議院の會議又は委員會において發言しようとするときは、議長又は委員長の許可を受けなければならない。

第六十九條 委員會は、議長を經由して國務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

第七十條 議院の會議及び委員會に關する報告は、議員に配付すると同時に、これを國務大臣及び政府委員に送付する。

第八章 質問及び自由討議

第七十一條 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、二十人以上の賛成を要する。

質問は、簡明な主意書を作り賛成者と共に連署して、これを議長に提出しなければならない。

七十二條 質問主意書は、議長が、これを内閣に轉送する。

内閣は、質問主意書を受け取つた日から七日以内に答辯をしなければならない。その期間内に答辯をしないときは、理由を明示することを要する。

七十三條 質問、緊急を要するときは、二十人以上の賛成を待つて、議院の議決により口頭でこれをなすことができる。

七十四條 質問に對する内閣の答辯に關し、議員の動議により、討論に付することができる。

七十五條 各議院は、國政に關し議員に自由討議の機會を與へるため、少くとも、二週間に一回その會議を開くことを要する。

自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。

自由討議における發言の時間は、議長において、これを定める。

第九章 請願

七十六條 各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

七十七條 請願は、各議院において委員の審査を経た後これを議決する。

委員會において、議院の會議に付するを要しないと決定した請願は、これを會議に付さない。但し、議員二十人以上の要求があるものは、これを會議に付さなければならない。

七十八條 各議院において採擇した請願で、内閣において措置するを適當と認めたものは、これを内閣に送付する。

内閣は、前項の請願の處理の經過を毎年議院に報告しなければならない。

七十九條 各議院は、各別に請願を受け互いに干預しない。

第十章 兩議院關係

第八十條 國會の議決を要する議案を甲議院において可決し、又は修正したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案に同意し、又はこれを否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。

甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。

第八十一條 法律案について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決し及び衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院は、兩院協議會を求めることができる。

第八十二條 豫算及び衆議院先議の條約について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は、兩院協議會を求めなければならない。

参議院先議の條約について、参議院において衆議院の回付案に同意しなかつたとき、又は衆議院において参議院の送付案を否決したときは、参議院は、兩院協議會を求めなければならない。

第八十三條 各議院において、内閣總理大臣の指名を議決したときは、これを他の議院に通知する。

内閣總理大臣の指名について、兩議院の議決が一致しないときは、参議院は、兩院協議會を求めなければならない。

第八十四條 前三條に規定したものを除いて、國會の議決を要する事件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は、兩院協議會を求めることができる。

第八十五條 一の議院から兩院協議會を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

第八十六條 兩院協議會は、各議院において選舉された各々十人の委員でこれを組織する。

第八十七條 兩院協議會の議長には、各議院の協議委員において夫々互選された議長が、毎會更代してこれに當る。その初會の議長は、抽籤でこれを定める。

第八十八條 兩院協議會は、各議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第八十九條 兩院協議會においては、その意見が一致したときに限り成案を議決する。

兩院協議會の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第九十條 兩院協議會の成案は、兩院協議會を求めた議院において先づこれを議し、他の議院にこれを送付する。

成案については、更に修正することができない。

第九十一條 兩院協議會において、成案を得なかつたときは、各議院の協議委員議長は、各々その旨を議院に報告しなければならない。

第九十二條 各議院の議長は、兩院協議會に出席して意見を述べるができる。

第九十三條 兩院協議會は、國務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

第九十四條 兩院協議會は、傍聽を許さない。

第九十五條 この法律に定めるものの外、兩院協議會に關する規程は、兩議院の議決によりこれを定める。

第十一章 兩院法規委員會

第九十六條 兩院法規委員會は、兩議院及び内閣に對し、新立法の提案並びに現行の法律及び政令に關して勸告し、且つ、國會關係法規を調査研究して、兩議院に對し、その改正につき助言する。

第九十七條 兩院法規委員會は、衆議院から選舉された十人の委員、參議院から選舉された五人の委員でこれを組織し、その委員長は、委員會でこれを互選する。

委員の任期は、議員としての任期による。

第九十八條 兩院法規委員會は、兩議院において特に議決のない限り閉會中は、これを開くことができない。

第九十九條 兩院法規委員會に關するその他の規定は、兩議院の議決によりこれを定める。

第十二章 議院と國民及び官廳との關係

第一百條 各議院は、審査又は調査のため、議員を派遣することができる。

第一百一條 各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に對し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに應じなければならない。

第一百二條 各議院は、議案その他の審査又は國政に關する調査のため、證人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日當を支給する。

第十三章 辭職、退職、補缺及び資格争訟

第一百三條 各議院は、その議員の辭職を許可することができる。但し、閉會中は、議長においてこれを許可することができる。

第一百四條 各議院の議員が、他の議院の議員となり、又は法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。

第一百五條 各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる。

第一百六條 各議院の議員に缺員が生じたときは、その院の議長は、内務大臣に通知し補缺を求めなければならない。

第一百七條 各議院において、その議員の資格につき争訟あるときは、委員の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その院の議員から文書で議長に提起しなければならない。

第一百八條 裁判所において選舉争訟の裁判手續をしたものは、各議院において、同一事件につき審査することができない。

第一百九條 資格争訟を提起された議員は、二人以内の辯護人を依頼することができる。

第一百十條 議員は、その資格のないことが證明されるまで、議院において議員としての地位及び權能を失はない。但し、自己の資格争訟に關する會議において辯明はできるが、その表決に預かることができない。

第十四章 紀律及び警察

第一百十一條 國會の會期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の權は、この法律及び各議院の定める規則に従ひ、議長が、これを行ふ。

參議院の緊急集會中は、前項の規定を準用する。

第一百十二條 各議院において、必要とする警察官吏は、内閣がこれを派出し、議長が、これを指揮する。

第一百十三條 會議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は發言を取消させる。命に従はないときは、議長は、當日の會議を終るまで發言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第一百十四條 議場騷擾のため整理し難いときは、議長は、休憩を宣告し、又は散會することができる。

第百十五條 傍聴人にして議場の妨害をする者あるときは、議長は、これを退場させ、必要な場合は、これを警察官廳に引渡すことができる。

傍聴席が騒擾なときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

第百十六條 各議院において、無禮の言を用ひ、又は他人の身上にわたる言論をしてはならない。

第百十七條 議院の會議又は委員會において、誹毀、侮辱を被つた議員は、これを議院に訴へて處分を求めることができる。私に相報復してはならない。

第十五章 懲罰

第百十八條 各議院において懲罰事犯あるときは、議長は、先づこれを懲罰委員に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員會において懲罰事犯あるときは、委員長は、これを議長に報告し處分を求めなければならない。

議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内に提出しなければならない。

第百十九條 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開議場における譴責
- 二 公開議場における陳謝
- 三 一定期間の登院停止
- 四 除名

第百二十條 兩議院は、除名された議員にして再び當選した者を拒むことができない。

第百二十一條 議員、正当な理由がなくて召集日から一週間内に召集に應じないため、又は正当な理由がなくて會議又は委員會に缺席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が、特に招状を發し、その招状を受け取つた日から一週間内に、なほ、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員に付する。

第十六章 彈劾裁判所

第百二十二條 裁判官の彈劾は、各議院においてその議員中から選舉された同数の裁判員で組織する彈劾裁判所が行ふ。

彈劾裁判所の裁判長は、裁判員がこれを互選する。

第百二十三條 裁判官の罷免の訴追は、衆議院においてその議員中から選舉された訴追委員で組織する訴追委員會が行ふ。

訴追委員會の委員長は、その委員がこれを互選する。

第百二十四條 彈劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない。

第百二十五條 各議院において裁判員、衆議院において訴追委員を選舉する際、その豫備員を選舉する。

第百二十六條 この法律に定めるものの外、彈劾裁判所及び訴追委員會に關する事項は、別に法律でこれを定める。

第十七章 國會図書館及び議員會館

第百二十七條 議員の調査研究の便に資するため、國會に図書館を置く。

國會図書館は、一般にこれを利用させることができる。

第百二十八條 議員の法制に關する立案に資するため、各議院に法制部を置く。

第百二十九條 議員の職務遂行の便に供するため、議員會館を設け事務室を提供し、及び事務補助員を付する。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

議院法は、これを廃止する。

この法律施行の際現に在職する衆議院の議長及び副議長は、この法律により衆議院の議長及び副議長が選挙されるまで、その地位にあるものとする。

この法律施行の際現に在職する衆議院及び貴族院の書記官長は、この法律により衆議院及び参議院の事務総長が選挙されるまで、夫々事務総長としての地位にあるものとする。

参議院成立当初における参議院の会議その他の手続及び内部の規律に関しては、参議院において規則を定めるまでは、衆議院規則の例による。

(引用：鈴木隆夫文書 36-18、19、国立国会図書館所蔵)

ウィリアムズの第三次草案後の指示 (1946年12月6日)

十二月六日にウィリアムズが三度来訪

- 一、「常会は毎年十二月上旬召集し」となっているが、会期（百五十日）内 議員の任期が満了する場合はどうなるか、この点を研究すること。
- 二、各院の休会は七日以内に制限すること。
- 三、「議員は、別に定める規則に従い無賃で会期中及び公務のため自由に国有鉄道に乗車することができる。」を削除すること。
- 四、議員はその任期中法律で定められた場合及び国会で承認された場合の外、行政各部の委員、顧問囑託等の職務に就くことができないこととすること。
- 五、議員は少くとも一箇の常任委員となることとすること。
- 六、常任委員会及び特別委員会とも比率による委員選出を規定すること。
- 七、常任委員会及び特別委員会は、議院で認めた場合には閉会中も活動し得ること。
- 八、予算及び歳入法案については必ず公聴会を開くこと。
- 九、少数意見書が提出されたときは、会議録に掲載することを規定すること。
- 十、「すべて議員は、議案を発議することができる。議案が事務総長の手元でファイルされたときは、提出されたものとみなされる。提出された議案は、議長が適当な (appropriated) 委員会に付託する。付託された議案は当該委員会の承諾ある場合及び二十人以上の議員の賛成がある場合においては本会議で直接審議することができる。」 (discharge の考え方ではあったがよく分からなかった) ここで審議手続が大きく変化した。
- 十一、質問の提出につき「二十人以上の賛成」を削り、「議長の承認」とすること。同時に議長が承認しなかった質問については提出者の要求により その主意書を会議録に掲載することとすること。この点前指示に対し反対して原案を主張したが再度の指示となった。
- 十二、一時不再議に関する「国会の議決を要する議案で両議院の一において否決したものは、同会期中において再びこれを提出することができない」旨の規定（第三次草案第五十八条）を削ること。

その他

右については、議会開会中でもあったので、その翌七日は事務局では徹夜せんばかりの作業をして、九日の法規委員会でも第四次草案を決定した。

(引用：西沢哲四郎文書 246 (国立国会図書館所蔵)、

「国会法 (第三次案) に対するウィリアムズの意見 1946.12.6」

GHQ 民政局資料「占領改革」議会・政党、第3巻) 丸善、1999年、111頁。)

国会法第四次草案（昭和 21 年 12 月 9 日）

国会法

第一章 国会の召集及び開会式

第一條 国会召集の詔書は、集会の期日を定めて、これを公布する。

常会の召集詔書は、少くとも二十日前にこれを公布しなければならない。

臨時会及び憲法第五十四條による国会（これを特別会といふ）の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

第二條 常会は、毎年十二月上旬にこれを召集する。但し、その会期中に衆議院議員の任期が満限に達する場合は、この限りでない。

第三條 臨時会召集の決定を要求するには、いずれかの議院の総議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。

第四條 参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定めて、参議院議長にこれを請求しなければならない。

第五條 議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集会しなければならない。

第六條 各議院において、召集当日議長若しくは副議長又は議長副議長共になくるときは、その選挙を行はなければならない。

第七條 議長及び副議長が選挙されるまでは、事務総長が、議長の職務を行う。

第八條 国会の開会式は、会期の始めにこれを行う。

第九條 開会式においては、衆議院議長が、議長の職務を行う。

衆議院議長に事故があるときは、参議院議長が、議長の職務を行う。

第二章 国会の会期及び休会

第十條 常会の会期は、百五十日間とする。

第十一條 臨時会及び特別会の会期は、両議院一致の議決でこれを定める。

第十二條 国会の会期は、両議院一致の議決でこれを延長することができる。

第十三條 前二條の場合において、両議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決したところによる。

第十四條 国会の会期は、召集日からこれを起算する。

第十五條 国会の会期中に衆議院議員の任期が満限に達したときは、国会は閉会となる。

第十六條 国会の休会は、両議院一致の議決を必要とする。但し、各議院は、七日以内においてその院の休会を議決することができる。

各議院は、議長において緊急の必要があると認めるとき又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、国会の休会中又はその院の休会中でも会議を開くことができる。

第三章 役員及び経費

第十七條 各議院の役員は、左の通りとする。

- 一 議長
- 二 副議長
- 三 假議長
- 四 常任委員長
- 五 事務総長

第十八條 各議院の議長、副議長は、各々一人とする。

第十九條 各議院の議長、副議長の任期は、各々議員としての任期による。

第二十條 各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。

第二十一條 議長は、委員会に出席し発言することができる。

第二十二條 各議院において、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を行う。

第二十三條 各議院において、議長副議長共に事故があるときは、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。

議院は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

第二十四條 各議院において、議長若しくは副議長又は議長副議長共に欠けたときは、直ちにその選挙を行う。

第二十五條 仮議長選挙の場合、及び前條の選挙において議長の職務を行う者がいない場合は、事務総長が、議長の職務を行う。

第二十六條 常任委員長は、各議院において各々その常任委員中からこれを選挙する。

第二十七條 各議院に、事務総長一人、参事その他必要な職員を置く。

第二十八條 事務総長は、各議院において國會議員以外の者からこれを選挙する。

参事その他の職員は、事務総長が、議長の同意を得てこれを任免する。

第二十九條 事務総長は、議長の監督の下に、議院の事務を統理し、公文に署名する。

参事は、事務総長の命を受け事務を掌理する。

第三十條 事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その予め指定する参事が、事務総長の職務を行う。

第三十一條 役員は、議院の許可を得て辞任することができる。但し、閉会中は、議長において役員の辞任を許可することができる。

第三十二條 役員は、官吏と兼ねることができない。

第三十三條 両議院の経費は、独立して、國の予算に計上しなければならない。

前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

第四章 議員

第三十四條 各議院の議員は、現行犯罪又は内乱、外患に関する罪の外、会期中は、その院の許諾がなければ逮捕されない。

第三十五條 参議院の緊急集会中、参議院の議員は、現行犯罪又は内乱、外患に関する罪の外、参議院の許諾がなければ逮捕されない。

参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集会中これを釈放しなければならない。

第三十六條 議員は、一般官吏の最高の俸給額より少くない歳費を受ける。

第三十七條 議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。

第三十八條 議員は、別に定める規則に従い、会期中及び公務のため自由に國有鉄道に乗車することができる。

第三十九條 議員は、会期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をするため、別に定めるところにより手当を受ける。

第四十條 議員は、その任期中別に法律で定めた場合を除いては、官吏又は地方公共団体の吏員となることができない。

議員は、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、囑託その他これに準ずる職務に就くことができない。但し、議院において承認したとき又は閉会中議長において承認したときは、この限りでない。

第五章 委員及び委員会

第四十一條 各議院の委員は、常任委員及び特別委員とする。

第四十二條 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、同時に三箇を超える常任委員となることができない。

第四十三條 各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案、請願、陳情書その他を審査する。

- 一 外務委員会
- 二 治安及び地方制度委員会
- 三 国土計画委員会
- 四 司法委員会
- 五 文教委員会
- 六 文化委員会
- 七 厚生委員会
- 八 労働委員会
- 九 農林委員会
- 十 水産委員会
- 十一 商業委員会
- 十二 鉱工業委員会
- 十三 電氣委員会
- 十四 運輸及び交通委員会
- 十五 通信委員会
- 十六 財政及び金融委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 図書館運営委員会
- 二十一 懲罰委員会
- 二十二 その他議院で必要と認めたもの

前項の常任委員会は、その院の議決でこれを併合することができる。

第四十四條 各常任委員会には、少くとも二人の國會議員でない専門の智識を有する職員（これを専門的職員という）及び書記を常置する。但し、議院において不必要と認めたものについては、この限りでない。

専門的職員は、相当額の報酬を受け、他の職務を兼ねることができない。

専門的職員は、その職を辞した後二年間は、内閣行政各部における、いかなる職務にも就くことができない。

第四十五條 各議院の常任委員会は、他の議院の常任委員会と協議して合同審査会を開くことができる。

第四十六條 特別委員は、常任委員会の所管に属しない特定の事件を審査するため、議院において選任し、その委員会に付託された事件が、その院で議決されるまでその任にあるものとする。

特別委員長は、その委員がこれを互選する。

第四十七條 常任委員及び特別委員は、各派の所属議員数に應じ按分して、これを割当て選任する。

各派は、その割当数の一部を他派に委譲することができる。

第四十八條 常任委員会及び特別委員会は、会期中に限り付託された事件を審査する。

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された事件については、閉会中もなお、これを審査することができる。

第四十九條 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

第五十條 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第五十一條 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第五十二條 委員会は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について、公聴会を開き、眞に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聴くことができる。

重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならない。

第五十三條 委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が、傍聴することができる。但し、その決議により秘密会とすることができる。

委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第五十四條 委員長は、委員会の経過及び結果を議院に報告しなければならない。

第五十五條 委員会において廃棄された少数意見は、委員長の報告に次いで少数意見者がこれを議院に報告することができる。

議長は、少数意見の報告につき時間を制限することができる。

少数意見者が少数意見の報告に代えて簡明な報告書を議長に提出したときは、これを会議録に掲載する。

第六章 会議

第五十六條 各議院の議長は、議事日程を定め、予めこれを議院に報告する。

第五十七條 すべて議員は、議案を發議することができる。

議案が發議又は提出されたときは、議長は、これを適當の委員会に付託し、その審査を経てこれを会議に付する。但し、特に緊急を要するものは、議院の議決で委員会の審査を省略することができる。

委員会において議院の会議に付するを要しないと決定した議案につき議員二十人以上の要求があるときは、これを会議に付さなければならない。

第五十八條 議案に対する修正の動議を議題とするには、二十人以上の賛成を要する。

第五十九條 内閣が、一の議院に議案を提出したときは、予備審査のため、その翌日以後他の議院に提出することができる。

第六十條 内閣が、既に議題となつた議案を修正し又は撤回するには、その院の承諾を要する。

第六十一條 各議院が提出した議案については、その委員長（その代理者を含む）又は發議者は、他の議院において、提案の理由を説明することができる。

第六十二條 各議院の議長は、質疑、討論その他の発言について、時間を制限することができる。

議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分については、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。

第六十三條 各議院の会議は、議長又は議員十人以上の發議があつたとき、出席議員の三分の二以上の議決により公開を停めることができる。

第六十四條 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその議院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第六十五條 内閣は、内閣総理大臣が欠けたとき又は辞表を提出したときは、直ちにその旨を両議院に通知しなければならない。

第六十六條 両議院の議決を要する議案について、最後の議決があつた場合、及び衆議院の議決が国会の議決となつた場合には、衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、内閣に送付する。

内閣総理大臣の指名については、衆議院議長から、内閣を経由して奏上する。

第六十七條 法律は、奏上の日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十八條 一の地方公共団体のみに適用される特別法については、国会において最後の議決があつた場合は、別の法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得たときに、さきの国会の議決が、確定して法律となる。

前項の特別法は、内閣からこれを奏上しなければならない。

第六十九條 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。

第七章 國務大臣及び政府委員

第七十條 内閣は、国会において國務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。

第七十一條 國務大臣及び政府委員が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

第七十二條 委員会は、議長を経由して國務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

第七十三條 委員会は、議長を経由して会計検査院の院長及び検査官の出席説明を求めることができる。

第七十四條 議院の会議及び委員会に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを國務大臣及び政府委員に送付する。

第八章 質問及び自由討議

第七十五條 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

議長の承認がなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、その主意書を会議録に掲載しなければならない。

第七十六條 議長が承認した質問主意書は、これを内閣に轉送する。

内閣は、質問主意書を受取つた日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁をしないときは、理由を明示することを要する。

第七十七條 質問、緊急を要するときは、議院の議決により口頭でこれをなすことができる。

第七十八條 質問に對する内閣の答弁に関し、議員の動議により、討論又は表決に付することができる。

第七十九條 各議院は、國政に関し議員に自由討議の機会を與えるため、少くとも、二週間に一回その会議を開くことを要する。

自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。

自由討議における発言の時間は、議長において、これを定める。

第九章 請願

第八十條 各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第八十一條 請願は、各議院において委員会の審査を経た後これを議決する。

委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した請願は、これを会議に付さない。但し、議員二十人以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならない。

第八十二條 各議院において採択した請願で、内閣において措置するを適当と認めたものは、これを内閣に送付する。

内閣は、前項の請願の処理の経過を毎年議院に報告しなければならない。

第八十三條 各議院は、各別に請願を受け互いに干預しない。

第十章 両議院関係

第八十四條 國會の議決を要する議案を甲議院において可決し、又は修正したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案に同意し、又はこれを否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。

甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。

第八十五條 法律案について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決し及び衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院は、両院協議会を求めることができる。

第八十六條 予算及び衆議院先議の條約について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は、両院協議会を求めなければならない。

参議院先議の條約について、参議院において衆議院の回付案に同意しなかつたとき、又は衆議院において参議院の送付案を否決したときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

第八十七條 各議院において、内閣総理大臣の指名を議決したときは、これを他の議院に通知する。

内閣総理大臣の指名について、両議院の議決が一致しないときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

第八十八條 前三條に規定したものを除いて、國會の議決を要する事件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

第八十九條 一の議院から両院協議会を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

第九十條 両院協議会は、各議院において選挙された各々十人の委員でこれを組織する。

第九十一條 両院協議会の議長には、各議院の協議委員において夫々互選された議長が、毎会更代してこれに当る。その初会の議長は、くじでこれを定める。

第九十二條 両院協議会は、各議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第九十三條 両院協議会においては、その意見が一致したときに限り成案を議決する。

両院協議会の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第九十四條 両院協議会の成案は、両院協議会を求めた議院において先ずこれを議し、他の議院にこれを送付する。

成案については、更に修正することができない。

第九十五條 両院協議会において、成案を得なかつたときは、各議院の協議委員議長は、各々その旨を議院に報告しなければならない。

第九十六條 各議院の議長は、両院協議会に出席して意見を述べることができる。

第九十七條 両院協議会は、國務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

第九十八條 両院協議会は、傍聴を許さない。

第九十九條 この法律に定めるものの外、両院協議会に関する規程は、両議院の議決によりこれを定める。

第十一章 両院法規委員会

第一百條 両院法規委員会は、両議院及び内閣に対し、新立法の提案並びに現行の法律及び政令に関して勧告し、且つ、國會關係法規を調査研究して、両議院に対し、その改正につき助言する。

第一百一條 両院法規委員会は、衆議院から選挙された十人の委員及び参議院から選挙された五人の委員でこれを組織し、その委員長は、委員会でこれを互選する。

委員の任期は、議員としての任期による。

第一百二條 両院法規委員会は、両議院において特に議決のない限り閉会中は、これを開くことができない。

第一百三條 両院法規委員会に関するその他の規定は、両議院の議決によりこれを定める。

第十二章 議院と國民及び官廳との關係

第一百四條 各議院は、審査又は調査のため、議員を派遣することができる。

第一百五條 各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに應じなければならない。

第一百六條 内閣及び各省はその刊行物を國會図書館に送付しなければならない。

図書館運営委員会において必要と認めたものについては、内閣及び各省をしてこれを各議員に配付させることができる。

第一百七條 各議院は、議案その他の審査又は國政に関する調査のため、証人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

第十三章 辞職、退職、補欠及び資格争訟

第一百八條 各議院は、その議員の辞職を許可することができる。但し、閉会中は、議長においてこれを許可することができる。

第一百九條 各議院の議員が、他の議院の議員となり、又は法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。

第一百十條 各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる。

第一百十一條 各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、内務大臣に通知しなければならない。

第一百十二條 各議院において、その議員の資格につき争訟あるときは、委員会の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その院の議員から文書で議長に提起しなければならない。

第一百十三條 資格争訟を提起された議員は、二人以内の弁護人を依頼することができる。

前項の弁護人の中一人の費用は、國費で支弁する。

第一百十四條 議員は、その資格のないことが証明されるまで、議院において議員としての地位及び権能を失わない。但し、自己の資格争訟に関する會議において弁明はできるが、その表決に預かることができない。

第十四章 紀律及び警察

第百十五條 国会の会期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行う。

参議院の緊急集会中は、前項の規定を準用する。

第百十六條 各議院において、必要とする警察官吏は、議長の要求により、内閣がこれを派出し、議長の指揮を受ける。

第百十七條 会議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第百十八條 議長は、議場を整理し難いときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

第百十九條 傍聴人にして議場の妨害をする者あるときは、議長は、これを退場させ、必要な場合は、これを警察官廳に引渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

第百二十條 各議院において、無礼の言を用い、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第百二十一條 議院の会議又は委員会において、侮辱を被つた議員は、これを議院に訴えて処分を求めることができる。

第十五章 懲罰

第百二十二條 各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内に提出しなければならない。

第百二十三條 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開議場における戒告
- 二 公開議場における陳謝
- 三 一定期間の登院停止
- 四 除名

第百二十四條 両議院は、除名された議員にして再び当選した者を拒むことができない。

第百二十五條 議員、正当な理由がなくて召集日から一週間内に召集に應じないため、又は正当な理由がなくて会議又は委員会に欠席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が、特に招状を發し、その招状を受け取つた日から一週間内に、なお、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員に付する。

第十六章 彈劾裁判所

第百二十六條 裁判官の彈劾は、各議院においてその議員中から選挙された同数の裁判員で組織する彈劾裁判所がこれを行う。

彈劾裁判所の裁判長は、裁判員がこれを互選する。

第百二十七條 裁判官の罷免の訴追は、衆議院においてその議員中から選挙された訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。

訴追委員会の委員長は、その委員がこれを互選する。

第百二十八條 彈劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない。

第二百二十九條 各議院において裁判員、衆議院において訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。

第三百十條 この法律に定めるものの外、弾劾裁判所及び訴追委員会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第十七章 国会図書館及び議員会館

第三百十一條 議員の調査研究の便に資するため、国会に図書館を置く。

国会図書館は、一般にこれを利用させることができる。

第三百十二條 議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制部を置く。

第三百十三條 議員の職務遂行の便に供するため、議員会館を設け事務室を提供し、及び各議員に一人の事務補助員を付する。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

議院法は、これを廃止する。

この法律施行の際現に在職する衆議院の議長及び副議長は、この法律により衆議院の議長及び副議長が選挙されるまで、その地位にあるものとする。

この法律施行の際現に在職する衆議院及び貴族院の書記官長は、この法律により衆議院及び参議院の事務総長が選挙されるまで、夫々事務総長としての地位にあるものとする。

参議院成立当初における参議院の会議その他の手続及び内部の規律に関しては、参議院において規則を定めるまでは、衆議院規則の例による。

(引用：鈴木隆夫文書 36-20、国立国会図書館所蔵)

ウィリアムズの第四次草案後の指示（昭和 21 年 12 月 14 日）

超えて十二月十四日四度ウィリアムズ来訪

主要点は

一、常会の会期と議員の任期の関係について

「常会は、毎年十二月上旬にこれを召集する。但し、その会期中に衆議院議員の任期が満限に達する場合はこの限りでない」（第四次第二条）

「国会の会期中に衆議院議員の任期が満限に達したときは、国会は閉会となる。」（第四次第十五条）

右は内閣によって常会の会期が故意に短縮されるおそれがあるからこれを避けること。

但しその会期中に議員の任期が満限に達しないようにこれを召集しなければならない。

二、会期中の議員及び緊急集会中の参議院の議員の不逮捕特権に関し

「各議院の議員は、現行犯罪又は内乱外患に関する罪の外、会期中はその院の許諾がなければ逮捕されない」（第四次第三十四条）

内乱外患に関する罪を除き、院外における犯罪で刑法の規定により現行犯と定義された場合だけに限定すること

三、公聴会について

十二月六日にも予算及び歳入法案については公聴会を必ず開くよう話があったが、極く少額の更正予算について開くのもどうかと思われ、又歳入法案全部についてというとその範囲もあいまいになるというので第四次草案では「重要な歳入法案」についてのみ開くこととしたが、再び反撃にあい「すべての予算及び歳入法案」 all budget and revenue measures と改めよとの注文 止むを得ずに予算についてはのんだが、歳入法案は重要なものと制限した。後で貴族院で修正されて総予算に限定された。

四、質問について

十二月六日には、議長の承認を必要とすることという指示でそのように条文を改めたが、又改めて議長の不承認の場合には議院に異議の申立てをできる途を開けとのことであった（第四次草案第七十五条）。

その他

右で漸く最終案（第五次案）が決定
十二月十六日 最後の OK をとった
十七日 提出

右の経過で両院協議会と請願に関する規定については殆ど何等の指示がなかったことは注意を要する。

（引用：西沢哲四郎文書 246（国立国会図書館所蔵）
「国会法（第四次案）に対するウィリアムズの意見 1946.12.14」
GHQ 民政局資料「占領改革」議会・政党、第 3 巻、丸善、1999 年、112 頁。）

国会法案衆議院提出案（昭和 21 年 12 月 17 日）

国会法（大野伴睦君外十九名提出）

第一章 国会の召集及び開会式

第一條 国会召集の詔書は、集会の期日を定めて、これを公布する。

常会の召集詔書は、少くとも二十日前にこれを公布しなければならない。

臨時会及び特別会（憲法第五十四條により召集された国会をいう）の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

第二條 常会は、毎年十二月上旬にこれを召集する。但し、その会期中に議員の任期が満限に達しないようにこれを召集しなければならない。

第三條 臨時会召集の決定を要求するには、いずれかの議院の総議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。

第四條 参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定めて、参議院議長にこれを請求しなければならない。

第五條 議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集会しなければならない。

第六條 各議院において、召集の当日に議長若しくは副議長がないとき、又は議長及び副議長が共にないときは、その選挙を行わなければならない。

第七條 議長及び副議長が選挙されるまでは、事務総長が、議長の職務を行う。

第八條 国会の開会式は、会期の始めにこれを行う。

第九條 開会式においては、衆議院議長が、議長の職務を行う。

衆議院議長に事故があるときは、参議院議長が、議長の職務を行う。

第二章 国会の会期及び休会

第十條 常会の会期は、百五十日間とする。

第十一條 臨時会及び特別会の会期は、両議院一致の議決で、これを定める。

第十二條 国会の会期は、両議院一致の議決で、これを延長することができる。

第十三條 前二條の場合において、両議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決したところによる。

第十四條 国会の会期は、召集の当日からこれを起算する。

第十五條 国会の休会は、両議院一致の議決を必要とする。

各議院は、七日以内においてその院の休会を議決することができる。

各議院は、議長において緊急の必要があると認めるとき、又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、國會の休会中又はその院の休会中でも會議を開くことができる。

第三章 役員及び経費

第十六條 各議院の役員は、左の通りとする。

- 一 議長
- 二 副議長
- 三 假議長
- 四 常任委員長
- 五 事務総長

第十七條 各議院の議長及び副議長は、各々一人とする。

第十八條 各議院の議長及び副議長の任期は、各々議員としての任期による。

第十九條 各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。

第二十條 議長は、委員会に出席し発言することができる。

第二十一條 各議院において、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を行う。

第二十二條 各議院において、議長及び副議長に共に事故があるときは、假議長を選挙し議長の職務を行わせる。

議院は、假議長の選任を議長に委任することができる。

第二十三條 各議院において、議長若しくは副議長が欠けたとき、又は議長及び副議長が共に欠けたときは、直ちにその選挙を行う。

第二十四條 假議長の選挙の場合及び前條の選挙において議長の職務を行う者がいない場合には、事務総長が、議長の職務を行う。

第二十五條 常任委員長は、各議院において各々その常任委員の中からこれを選挙する。

第二十六條 各議院に、事務総長一人、参事その他必要な職員を置く。

第二十七條 事務総長は、各議院において國會議員以外の者からこれを選挙する。

参事その他の職員は、事務総長が、議長の同意を得てこれを任免する。

第二十八條 事務総長は、議長の監督の下に、議院の事務を統理し、公文に署名する。

参事は、事務総長の命を受け事務を掌理する。

第二十九條 事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その予め指定する参事が、事務総長の職務を行う。

第三十條 役員は、議院の許可を得て辞任することができる。但し、閉会中は、議長において役員の辞任を許可することができる。

第三十一條 役員は、官吏と兼ねることができない。

第三十二條 両議院の経費は、独立して、國の予算にこれを計上しなければならない。

前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

第四章 議員

第三十三條 各議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、会期中は、その院の許諾がなければ逮捕されない。

第三十四條 参議院の緊急集会中、参議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、参議院の許諾がなければ逮捕されない。

参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集会中これを釈放しなければならない。

第三十五條 議員は、一般官吏の最高の給料額より少くない歳費を受ける。

第三十六條 議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。

第三十七條 議員は、別に定める規則に従い、会期中及び公務のため自由に國有鉄道に乗車することができる。

第三十八條 議員は、会期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をなすため、別に定めるところにより手当を受ける。

第三十九條 議員は、その任期中別に法律で定めた場合を除いては、官吏又は地方公共団体の吏員となることができない。

議員は、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、囑託その他これに準ずる職務に就くことができない。但し、法律で定めた場合又は國會の議決に基く場合、この限りでない。

第五章 委員及び委員会

第四十條 各議院の委員は、常任委員及び特別委員とする。

第四十一條 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、同時に三箇を超える常任委員となることができない。

第四十二條 各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案、請願、陳情書その他を審査する。

- 一 外務委員会
- 二 治安及び地方制度委員会
- 三 國土計画委員会
- 四 司法委員会
- 五 文教委員会
- 六 文化委員会
- 七 厚生委員会
- 八 労働委員会
- 九 農林委員会
- 十 水産委員会
- 十一 商業委員会
- 十二 鉱工業委員会
- 十三 電氣委員会
- 十四 運輸及び交通委員会
- 十五 通信委員会
- 十六 財政及び金融委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 図書館運営委員会
- 二十一 懲罰委員会

各議院において必要と認めるときは、前項各号以外の常任委員会を設けることができる。

第四十三條 各常任委員会には、少くとも二人の國會議員でない専門の知識を有する職員（これを専門的職員という）及び書記を常置する。但し、議院において不必要と認められたものについては、この限りでない。

専門的職員は、相当額の報酬を受け、他の職務を兼ねることができない。

専門的職員は、その職を辞した後二年間は、内閣行政各部における、いかなる職務にも就くことができない。

第四十四條 各議院の常任委員会は、他の議院の常任委員会と協議して合同審査会を開くことができる。

第四十五條 特別委員は、常任委員会の所管に属しない特定の事件を審査するため、議院において選任し、その委員会に付託された事件が、その院で議決されるまでその任にあるものとする。

特別委員長は、その委員がこれを互選する。

第四十六條 常任委員及び特別委員は、各派の所属議員数の比率により、これを各派に割当て選任する。

第四十七條 常任委員会及び特別委員会は、会期中に限り付託された事件を審査する。

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された事件については、閉会中もなお、これを審査することができる。

第四十八條 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

第四十九條 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第五十條 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第五十一條 委員会は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について、公聴会を開き、眞に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聴くことができる。

予算及び重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならない。

第五十二條 委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が、傍聴することができる。但し、委員会の決議により秘密会とすることができる。

委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第五十三條 委員長は、委員会の経過及び結果を議院に報告しなければならない。

第五十四條 委員会において廃棄された少数意見は、委員長の報告に次いで少数意見者がこれを議院に報告することができる。

議長は、少数意見の報告につき時間を制限することができる。

少数意見者が簡明な少数意見の報告書を議長に提出したときは、委員会の報告書と共にこれを会議録に掲載する。

第六章 会議

第五十五條 各議院の議長は、議事日程を定め、予めこれを議院に報告する。

第五十六條 すべて議員は、議案を發議することができる。

議案が發議又は提出されたときは、議長は、これを適當の委員会に付託し、その審査を経てこれを会議に付する。但し、特に緊急を要するものは、議院の議決で委員会の審査を省略することができる。

委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した議案は、これを会議に付さない。但し、委員会の決定の日から休会中の期間を除いて七日以内に議員二十人以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならない。

前項但書の要求がないときは、その議案は廃案となる。

第五十七條 議案に対する修正の動議を議題とするには、二十人以上の賛成を要する。

第五十八條 内閣は、一の議院に議案を提出したときは、予備審査のため、その翌日以後他の議院に同一の案を送付しなければならない。

第五十九條 内閣が、各議院の会議又は委員会において議題となつた議案を修正し又は撤回するには、その院の承諾を要する。

第六十條 各議院が提出した議案については、その委員長（その代理者を含む）又は発議者は、他の議院において、提案の理由を説明することができる。

第六十一條 各議院の議長は、質疑、討論その他の発言につき、特に議院の議決があつた場合を除いて、時間を制限することができる。

議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分につき特に議院の議決があつた場合を除いては、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。

第六十二條 各議院の会議は、議長又は議員十人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

第六十三條 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第六十四條 内閣は、内閣総理大臣が欠けたとき、又は辞表を提出したときは、直ちにその旨を両議院に通知しなければならない。

第六十五條 両議院の議決を要する議案について、最後の議決があつた場合、及び衆議院の議決が国会の議決となつた場合には、衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

内閣総理大臣の指名については、衆議院議長から、内閣を経由してこれを奏上する。

第六十六條 法律は、奏上の日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十七條 一の地方公共団体のみに適用される特別法については、国会において最後の可決があつた場合は、別の法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得たときに、さきの国会の議決が、確定して法律となる。

第六十八條 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。

第七章 國務大臣及び政府委員

第六十九條 内閣は、国会において國務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。

第七十條 國務大臣及び政府委員が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

第七十一條 委員会は、議長を経由して國務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

第七十二條 委員会は、議長を経由して会計検査院の長及び検査官の出席説明を求めることができる。

第七十三條 議院の会議及び委員会に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを國務大臣及び政府委員に送付する。

第八章 質問及び自由討議

第七十四條 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

議長の承認がなかつた質問について、その議員から異議の申立があつたときは、議長は、これを承認するかどうかを議院に諮らなければならない。

議長又は議院の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

第七十五條 議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に轉送する。

内閣は、質問主意書を受取つた日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁をしないときは、理由を明示することを要する。

第七十六條 質問が、緊急を要するときは、議院の議決により口頭で質問することができる。

第七十七條 質問に対する内閣の答弁に関し、議員の動議により、討論又は表決に付することができる。

第七十八條 各議院は、國政に関し議員に自由討議の機会を與えるため、少くとも、二週間に一回その會議を開くことを要する。

自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。

自由討議における発言の時間は、特に議院の議決があつた場合を除いては、議長がこれを定める。

第九章 請願

第七十九條 各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第八十條 請願は、各議院において委員会の審査を経た後これを議決する。

委員会において、議院の會議に付するを要しないと決定した請願は、これを會議に付さない。但し、議員二十人以上の要求があるものは、これを會議に付さなければならない。

第八十一條 各議院において採択した請願で、内閣において措置するを適當と認めたものは、これを内閣に送付する。

内閣は、前項の請願の処理の経過を毎年議院に報告しなければならない。

第八十二條 各議院は、各別に請願を受け互いに干預しない。

第十章 両議院關係

第八十三條 國會の議決を要する議案を甲議院において可決し、又は修正したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案に同意し、又はこれを否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。

甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。

第八十四條 法律案について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決し及び衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院は、両院協議会を求めることができる。

第八十五條 予算及び衆議院先議の條約について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は、両院協議会を求めなければならない。

参議院先議の條約について、参議院において衆議院の回付案に同意しなかつたとき、又は衆議院において参議院の送付案を否決したときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

第八十六條 各議院において、内閣総理大臣の指名を議決したときは、これを他の議院に通知する。

内閣総理大臣の指名について、両議院の議決が一致しないときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

第八十七條 前三條に規定したものを除いて、國會の議決を要する事件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

第八十八條 一の議院から両院協議会を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

第八十九條 両院協議会は、各議院において選挙された各々十人の委員でこれを組織する。

第九十條 両院協議会の議長には、各議院の協議委員において夫々互選された議長が、毎会交代してこれに当る。その初会の議長は、くじでこれを定める。

第九十一條 両院協議会は、各議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第九十二條 両院協議会においては、その意見が一致したときに限り成案を議決する。

両院協議会の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第九十三條 両院協議会の成案は、両院協議会を求めた議院において先ずこれを議し、他の議院にこれを送付する。

成案については、更に修正することができない。

第九十四條 両院協議会において、成案を得なかつたときは、各議院の協議委員議長は、各々その旨を議院に報告しなければならない。

第九十五條 各議院の議長は、両院協議会に出席して意見を述べるができる。

第九十六條 両院協議会は、國務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

第九十七條 両院協議会は、傍聴を許さない。

第九十八條 この法律に定めるものの外、両院協議会に関する規程は、両議院の議決によりこれを定める。

第十一章 両院法規委員会

第九十九條 両院法規委員会は、両議院及び内閣に対し、新立法の提案並びに現行の法律及び政令に関して勧告し、且つ、國會関係法規を調査研究して、両議院に対し、その改正につき勧告する。

第一百條 両院法規委員会は、衆議院から選挙された十人の委員及び参議院から選挙された五人の委員でこれを組織し、その委員長は、委員会でこれを互選する。

委員の任期は、議員としての任期による。

第一百一條 両院法規委員会は、両議院において特に議決のない限り閉会中は、これを開くことができない。

第一百二條 両院法規委員会に関するその他の規定は、両議院の議決によりこれを定める。

第十二章 議院と國民及び官廳との關係

第一百三條 各議院は、審査又は調査のため、議員を派遣することができる。

第一百四條 各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに應じなければならない。

第一百五條 内閣及び各省は、その刊行物を國會図書館に送付しなければならない。

図書館運営委員会において必要と認めたものについては、内閣及び各省をしてこれを各議員に配付させることができる。

第一百六條 各議院は、議案その他の審査又は國政に関する調査のため、証人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

第十三章 辞職、退職、補欠及び資格争訟

第百七條 各議院は、その議員の辞職を許可することができる。但し、閉会中は、議長においてこれを許可することができる。

第百八條 各議院の議員が、他の議院の議員となり、又は法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。

第百九條 各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる。

第百十條 各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、内務大臣に通知しなければならない。

第百十一條 各議院において、その議員の資格につき争訟があるときは、委員会の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その院の議員から文書でこれを議長に提起しなければならない。

第百十二條 資格争訟を提起された議員は、二人以内の弁護人を依頼することができる。

前項の弁護人の中一人の費用は、國費でこれを支弁する。

第百十三條 議員は、その資格のないことが証明されるまで、議院において議員としての地位及び権能を失わない。但し、自己の資格争訟に関する会議において弁明はできるが、その表決に加わることができない。

第十四章 紀律及び警察

第百十四條 国会の会期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行う。

参議院の緊急集会中は、前項の規定を準用する。

第百十五條 各議院において、必要とする警察官吏は、議長の要求により内閣がこれを派出し、議長の指揮を受ける。

第百十六條 会議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第百十七條 議長は、議場を整理し難いときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

第百十八條 傍聴人が議場の妨害をするときは、議長は、これを退場させ、必要な場合は、これを警察官廳に引渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

第百十九條 各議院において、無礼の言を用い、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第百二十條 議院の会議又は委員会において、侮辱を被つた議員は、これを議院に訴えて処分を求めることができる。

第十五章 懲罰

第百二十一條 各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内に提出しなければならない。

第百二十二條 懲罰は、左の通りとする。

一 公開議場における戒告

- 二 公開議場における陳謝
- 三 一定期間の登院停止
- 四 除名

第二百二十三條 両議院は、除名された議員で再び当選した者を拒むことができない。

第二百二十四條 議員が正当な理由がなくて召集日から七日以内に召集に應じないため、又は正当な理由がなくて会議又は委員会に欠席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が、特に招状を發し、その招状を受け取つた日から七日以内に、なお、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員会に付する。

第十六章 彈劾裁判所

第二百二十五條 裁判官の彈劾は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の裁判員で組織する彈劾裁判所が行う。

彈劾裁判所の裁判長は、裁判員がこれを互選する。

第二百二十六條 裁判官の罷免の訴追は、衆議院においてその議員の中から選挙された訴追委員で組織する訴追委員会が行う。

訴追委員会の委員長は、その委員がこれを互選する。

第二百二十七條 彈劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない。

第二百二十八條 各議院において裁判員を選挙する際及び衆議院において訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。

第二百二十九條 この法律に定めるものの外、彈劾裁判所及び訴追委員会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第十七章 國會図書館及び議員会館

第三百十條 議員の調査研究に資するため、國會に國會図書館を置く。

國會図書館は、一般にこれを利用させることができる。

第三百十一條 議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制部を置く。

第三百十二條 議員の職務遂行の便に供するため、議員会館を設け事務室を提供し、及び各議員に一人の事務補助員を付する。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

議院法は、これを廃止する。

この法律施行の際現に在職する衆議院の議長及び副議長は、この法律により衆議院の議長及び副議長が選挙されるまで、その地位にあるものとする。

この法律施行の際現に在職する衆議院及び貴族院の書記官長は、この法律により衆議院及び参議院の事務総長が選挙されるまで、夫々事務総長としての地位にあるものとする。

参議院成立当初における参議院の会議その他の手続及び内部の規律に関しては、参議院において規則を定めるまでは、衆議院規則の例による。

理 由

日本國憲法制定に伴い、國會法を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

國會法案貴族院修正案（昭和 22 年 3 月 18 日）

國會法案

第一條第三項中「憲法」ヲ「日本國憲法」ニ改ム

第四十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

各議院は、両院法規委員会の勧告に基いて、前項各号の常任委員会を増減し又は併合することができる。

第四十三條中「専門的職員」ヲ「専門調査員」に改ム

第五十一條第二項中「予算」ヲ「総予算」ニ改ム

第五十六條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項の規定は、他の議院から送付された議案については、これを適用しない。

第五十八條中「翌日以後」ヲ「翌日以後五日以内に」ニ改ム

第八十四條第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

参議院は、衆議院の回付案に同意しなかつたときに限り前項の規定にかかわらず、その通知と同時に両院協議会を求めることができる。但し、衆議院は、この両院協議会の請求を拒むことができる。

第八十八條ヲ左ノ如ク改ム

第八十四條第二項但書の場合を除いては、一の議院から両院協議会を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

第九十二條第一項ヲ左ノ如ク改ム

両院協議会においては、協議案が出席協議委員の三分の二以上の多数で議決されたとき成案となる。

第百條第一項中「五人」ヲ「八人」ニ改ム

(引用：第 92 回議会貴族院議事速記録第 18 号 153 頁、昭和 22 年 3 月 18 日)

国会法（昭和二十二年四月三十日法律第七十九号）

第一章 国会の召集及び開会式

第一条 国会の召集詔書は、集会の期日を定めて、これを公布する。

常会の召集詔書は、少くとも二十日前にこれを公布しなければならない。

臨時会及び特別会（日本国憲法第五十四条により召集された国会をいう）の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

第二条 常会は、毎年十二月上旬にこれを召集する。但し、その会期中に議員の任期が満限に達しないようにこれを召集しなければならない。

第三条 臨時会の召集の決定を要求するには、いずれかの議院の総議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。

第四条 参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定めて、参議院議長にこれを請求しなければならない。

第五条 議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集会しなければならない。

第六条 各議院において、召集の当日に議長若しくは副議長がないとき、又は議長及び副議長が共にないときは、その選挙を行わなければならない。

第七条 議長及び副議長が選挙されるまでは、事務総長が、議長の職務を行う。

第八条 国会の開会式は、会期の始めにこれを行う。

第九条 開会式においては、衆議院議長が、議長の職務を行う。

衆議院議長に事故があるときは、参議院議長が、議長の職務を行う。

第二章 国会の会期及び休会

第十条 常会の会期は、百五十日間とする。

第十一条 臨時会及び特別会の会期は、両議院一致の議決で、これを定める。

第十二条 国会の会期は、両議院一致の議決で、これを延長することができる。

第十三条 前二条の場合において、両議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決したところによる。

第十四条 国会の会期は、召集の当日からこれを起算する。

第十五条 国会の休会は、両議院一致の議決を必要とする。

各議院は、七日以内においてその院の休会を議決することができる。

各議院は、議長において緊急の必要があると認めるとき、又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、国会の休会中又はその院の休会中でも会議を開くことができる。

第三章 役員及び経費

第十六条 各議院の役員は、左の通りとする。

- 一 議長
- 二 副議長
- 三 仮議長
- 四 常任委員長
- 五 事務総長

第十七条 各議院の議長及び副議長は、各々一人とする。

第十八条 各議院の議長及び副議長の任期は、各々議員としての任期による。

第十九条 各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。

第二十条 議長は、委員会に出席し発言することができる。

第二十一条 各議院において、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を行う。

第二十二条 各議院において、議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。

議院は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

第二十三条 各議院において、議長若しくは副議長が欠けたとき、又は議長及び副議長が共に欠けたときは、直ちにその選挙を行う。

第二十四条 仮議長の選挙の場合及び前条の選挙において議長の職務を行う者がいない場合には、事務総長が、議長の職務を行う。

第二十五条 常任委員長は、各議院において各々その常任委員の中からこれを選挙する。

第二十六条 各議院に、事務総長一人、参事その他必要な職員を置く。

第二十七条 事務総長は、各議院において国会議員以外の者からこれを選挙する。

参事その他の職員は、事務総長が、議長の同意を得てこれを任免する。

第二十八条 事務総長は、議長の監督の下に、議院の事務を統理し、公文に署名する。

参事は、事務総長の命を受け事務を掌理する。

第二十九条 事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その予め指定する参事が、事務総長の職務を行う。

第三十条 役員は、議院の許可を得て辞任することができる。但し、閉会中は、議長において役員を辞任を許可することができる。

第三十一条 役員は、官吏と兼ねることができない。

第三十二条 両議院の経費は、独立して、国の予算にこれを計上しなければならない。

前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

第四章 議員

第三十三条 各議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、会期中その院の許諾がなければ逮捕されない。

第三十四条 参議院の緊急集会中、参議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、参議院の許諾がなければ逮捕されない。

参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集会中これを釈放しなければならない。

第三十五条 議員は、一般官吏の最高の給料額より少くない歳費を受ける。

第三十六条 議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。

第三十七条 議員は、別に定める規則に従い、会期中及び公務のため自由に国有鉄道に乘車することができる。

第三十八条 議員は、会期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をなすため、別に定めるところにより手当を受ける。

第三十九条 議員は、その任期中別に法律で定めた場合を除いては、官吏又は地方公共団体の吏員となることができない。

議員は、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、嘱託その他これに準ずる職務に就くことができない。但し、法律で定めた場合又は国会の議決に基く場合は、この限りでない。

第五章 委員及び委員会

第四十条 各議院の委員は、常任委員及び特別委員とする。

第四十一条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、同時に三箇を超える常任委員となることができない。

第四十二条 各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案、請願、陳情書その他を審査する。

- 一 外務委員会
- 二 治安及び地方制度委員会
- 三 国土計画委員会
- 四 司法委員会
- 五 文教委員会
- 六 文化委員会
- 七 厚生委員会
- 八 労働委員会
- 九 農林委員会
- 十 水産委員会
- 十一 商業委員会
- 十二 鉱工業委員会
- 十三 電気委員会
- 十四 運輸及び交通委員会
- 十五 通信委員会
- 十六 財政及び金融委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会

二十 図書館運営委員会

二十一 懲罰委員会

各議院は、両院法規委員会の勧告に基いて、前項各号の常任委員会を増減し又は併合することができる。

第四十三条 各常任委員会には、少くとも二人の国会議員でない専門の知識を有する職員（これを専門調査員という）及び書記を常置する。但し、議院において不必要と認めたものについては、この限りでない。

専門調査員は、相当額の報酬を受け、他の職務を兼ねることができない。

専門調査員は、その職を辞した後二年間は、内閣行政各部における、いかなる職務にも就くことができない。

第四十四条 各議院の常任委員会は、他の議院の常任委員会と協議して合同審査会を開くことができる。

第四十五条 特別委員は、常任委員会の所管に属しない特定の事件を審査するため、議院において選任し、その委員会に付託された事件が、その院で議決されるまでその任にあるものとする。

特別委員長は、その委員がこれを互選する。

第四十六条 常任委員及び特別委員は、各派の所属議員数の比率により、これを各派に割当て選任する。

第四十七条 常任委員会及び特別委員会は、会期中に限り付託された事件を審査する。

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された事件については、閉会中もなお、これを審査することができる。

第四十八条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

第四十九条 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第五十条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第五十一条 委員会は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聴くことができる。

総予算及び重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならない。

第五十二条 委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が、これを傍聴することができる。但し、その委員会の決議により秘密会とすることができる。

委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第五十三条 委員長は、委員会の経過及び結果を議院に報告しなければならない。

第五十四条 委員会において廃棄された少数意見は、委員長の報告に次いで少数意見者がこれを議院に報告することができる。

議長は、少数意見の報告につき時間を制限することができる。

少数意見者が簡明な少数意見の報告書を議長に提出したときは、委員会の報告書と共にこれを会議録に掲載する。

第六章 会議

第五十五条 各議院の議長は、議事日程を定め、予めこれを議院に報告する。

第五十六条 すべて議員は、議案を発議することができる。

議案が発議又は提出されたときは、議長は、これを適當の委員会に付託し、その審査を経て会議に付する。但し、特に緊急を要するものは、議院の議決で委員会の審査を省略することができる。

委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した議案は、これを会議に付さない。但し、委員会の決定の日から休会中の期間を除いて七日以内に議員二十人以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならない。

前項但書の要求がないときは、その議案は廃案となる。

前二項の規定は、他の議院から送付された議案については、これを適用しない。

第五十七条 議案に対する修正の動議を議題とするには、二十人以上の賛成を要する。

第五十八条 内閣は、一の議院に議案を提出したときは、予備審査のため、その翌日以後五日以内に他の議院に同一の案を送付しなければならない。

第五十九条 内閣が、各議院の会議又は委員会において議題となつた議案を修正し、又は撤回するには、その院の承諾を要する。

第六十条 各議院が提出した議案については、その委員長（その代理者を含む）又は発議者は、他の議院において、提案の理由を説明することができる。

第六十一条 各議院の議長は、質疑、討論その他の発言につき、特に議院の議決があつた場合を除いて、時間を制限することができる。

議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分につき特に議院の議決があつた場合を除いては、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。

第六十二条 各議院の会議は、議長又は議員十人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

第六十三条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第六十四条 内閣は、内閣総理大臣が欠けたとき、又は辞表を提出したときは、直ちにその旨を両議院に通知しなければならない。

第六十五条 両議院の議決を要する議案について、最後の議決があつた場合、及び衆議院の議決が国会の議決となつた場合には、衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

内閣総理大臣の指名については、衆議院議長から、内閣を経由してこれを奏上する。

第六十六条 法律は、奏上の日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十七条 一の地方公共団体のみに適用される特別法については、国会において最後の可決があつた場合は、別に法律で定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得たときに、さきの国会の議決が、確定して法律となる。

第六十八条 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。

第七章 国務大臣及び政府委員

第六十九条 内閣は、国会において国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。

第七十条 国務大臣及び政府委員が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

第七十一条 委員会は、議長を経由して国務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

第七十二条 委員会は、議長を経由して会計検査院の長及び検査官の出席説明を求めることができる。

第七十三条 議院の会議及び委員会に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを国務大臣及び政府委員に送付する。

第八章 質問及び自由討議

第七十四条 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

議長の承認しなかつた質問について、その議員から異議を申立があつたときは、議長は、これを承認するかどうかを議院に諮らなければならない。

議長又は議院の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

第七十五条 議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

内閣は、質問主意書を受け取つた日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁しないときは、理由を明示することを要する。

第七十六条 質問が、緊急を要するときは、議院の議決により口頭で質問することができる。

第七十七条 質問に対する内閣の答弁に関し、議員の動議により、討論又は表決に付することができる。

第七十八条 各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少くとも、二週間に一回その会議を開くことを要する。

自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。

自由討議における発言の時間は、特に議院の議決があつた場合を除いては、議長がこれを定める。

第九章 請願

第七十九条 各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第八十条 請願は、各議院において委員会の審査を経た後これを議決する。

委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した請願は、これを会議に付さない。但し、議員二十人以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならない。

第八十一条 各議院において採択した請願で、内閣において措置するを適当と認めたものは、これを内閣に送付する。

内閣は、前項の請願の処理の経過を毎年議院に報告しなければならない。

第八十二条 各議院は、各別に請願を受け互いに干渉しない。

第十章 両議院関係

第八十三条 国会の議決を要する議案を甲議院において可決し、又は修正したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案に同意し、又はこれを否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。

甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。

第八十四条 法律案について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決し及び衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院は、両院協議会を求めることができる。

参議院は、衆議院の回付案に同意しなかつたときに限り前項の規定にかかわらず、その通知と同時に両院協議会を求めることができる。但し、衆議院は、この両院協議会の請求を拒むことができる。

第八十五条 予算及び衆議院先議の条約について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は、両院協議会を求めなければならない。

参議院先議の条約について、参議院において衆議院の回付案に同意しなかつたとき、又は衆議院において参議院の送付案を否決したときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

第八十六条 各議院において、内閣総理大臣の指名を議決したときは、これを他の議院に通知する。

内閣総理大臣の指名について、両議院の議決が一致しないときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

第八十七条 前三条に規定したものを除いて、国会の議決を要する事件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

第八十八条 第八十四条第二項但書の場合を除いては、一の議院から両院協議会を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

第八十九条 両院協議会は、各議院において選挙された各々十人の委員でこれを組織する。

第九十条 両院協議会の議長には、各議院の協議委員において夫々互選された議長が、毎会交代してこれに当る。その初会の議長は、くじでこれを定める。

第九十一条 両院協議会は、各議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第九十二条 両院協議会においては、協議案が出席協議委員の三分の二以上の多数で議決されたとき成案となる。

両院協議会の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第九十三条 両院協議会の成案は、両院協議会を求めた議院において先ずこれを議し、他の議院にこれを送付する。

成案については、更に修正することができない。

第九十四条 両院協議会において、成案を得なかつたときは、各議院の協議委員議長は、各々その旨を議院に報告しなければならない。

第九十五条 各議院の議長は、両院協議会に出席して意見を述べることができる。

第九十六条 両院協議会は、国务大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

第九十七条 両院協議会は、傍聴を許さない。

第九十八条 この法律に定めるものの外、両院協議会に関する規程は、両議院の議決によりこれを定める。

第十一章 両院法規委員会

第九十九条 両院法規委員会は、両議院及び内閣に対し、新立法の提案並びに現行の法律及び政令に関して勧告し、且つ、国会関係法規を調査研究して、両議院に対し、その改正につき勧告する。

第一百条 両院法規委員会は、衆議院から選挙された十人の委員及び参議院から選挙された八人の委員でこれを組織し、その委員長は、委員会でこれを互選する。

委員の任期は、議員としての任期による。

第一百一条 両院法規委員会は、両議院において特に議決のない限り閉会中は、これを開くことができない。

第一百二条 両院法規委員会に関するその他の規定は、両議院の議決によりこれを定める。

第十二章 議院と国民及び官庁との関係

第百三条 各議院は、審査又は調査のため、議員を派遣することができる。

第百四条 各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

第百五条 内閣及び各省は、その刊行物を国会図書館に送付しなければならない。

図書館運営委員会において必要と認めたものについては、内閣及び各省をしてこれを各議員に配付させることができる。

第百六条 各議院は、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

第十三章 辞職、退職、補欠及び資格争訟

第百七条 各議院は、その議員の辞職を許可することができる。但し、閉会中は、議長においてこれを許可することができる。

第百八条 各議院の議員が、他の議院の議員となり、又は法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。

第百九条 各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる。

第百十条 各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、内務大臣に通知しなければならない。

第百十一条 各議院において、その議員の資格につき争訟があるときは、委員会の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その院の議員から文書でこれを議長に提起しなければならない。

第百十二条 資格争訟を提起された議員は、二人以内の弁護人を依頼することができる。

前項の弁護人の中一人の費用は、国費でこれを支弁する。

第百十三条 議員は、その資格のないことが証明されるまで、議院において議員としての地位及び権能を失わない。但し、自己の資格争訟に関する会議において弁明はできるが、その表決に加わることができない。

第十四章 紀律及び警察

第百十四条 国会の会期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行う。

参議院の緊急集会中は、前項の規定を準用する。

第百十五条 各議院において、必要とする警察官吏は、議長の要求により内閣がこれを派出し、議長の指揮を受ける。

第百十六条 会議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第百十七条 議長は、議場を整理し難いときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

第百十八条 傍聴人が議場の妨害をするときは、議長は、これを退場させ、必要な場合は、これを警察官庁に引渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

第百十九条 各議院において、無礼の言を用い、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第百二十条 議院の会議又は委員会において、侮辱を被つた議員は、これを議院に訴えて処分を求めることができる。

第十五章 懲罰

第二百一十一条 各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内にこれを提出しなければならない。

第二百二十二条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開議場における戒告
- 二 公開議場における陳謝
- 三 一定期間の登院停止
- 四 除名

第二百二十三条 両議院は、除名された議員で再び当選した者を拒むことができない。

第二百二十四条 議員が正当な理由がなく召集日から七日以内に召集に応じないため、又は正当な理由がなく会議又は委員会に欠席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が、特に招状を発し、その招状を受け取つた日から七日以内に、なお、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員会に付する。

第十六章 弾劾裁判所

第二百五条 裁判官の弾劾は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の裁判員で組織する弾劾裁判所が行う。

弾劾裁判所の裁判長は、裁判員がこれを互選する。

第二百二十六条 裁判官の罷免の訴追は、衆議院においてその議員の中から選挙された訴追委員で組織する訴追委員会が行う。

訴追委員会の委員長は、その委員がこれを互選する。

第二百二十七条 弾劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない。

第二百二十八条 各議院において裁判員を選挙する際及び衆議院において訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。

第二百二十九条 この法律に定めるものの外、弾劾裁判所及び訴追委員会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第十七章 国会図書館及び議員会館

第三十条 議員の調査研究に資するため、国会に国会図書館を置く。

国会図書館は、一般にこれを利用させることができる。

第三十一条 議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制部を置く。

第三十二条 議員の職務遂行の便に供するため、議員会館を設け事務室を提供し、及び各議員に一人の事務補助員を付する。

附 則

この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

議院法は、これを廃止する。

この法律施行の際現に在職する衆議院の議長及び副議長は、この法律により衆議院の議長及び副議長が選挙されるまで、その地位にあるものとする。

この法律施行の際現に在職する衆議院及び貴族院の書記官長は、この法律により衆議院及び参議院の事務総長が選挙されるまで、夫々事務総長としての地位にあるものとする。

参議院成立当初における参議院の会議その他の手続及び内部の紀律に関しては、参議院において規則を定めるまでは、衆議院規則の例による。

(引用：『議会制度百年史 議会制度編』 378－398 頁)